

令和5年第1回那珂市議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○令和5年第1回那珂市議会定例会会期日程	2
○応招・不応招議員	4

第1号（2月28日）

○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	6
○出席議員	6
○欠席議員	6
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	6
○議会事務局職員	7
○開会及び開議の宣告	8
○諸般の報告	8
○市長の所信表明	8
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○議席の指定	10
○議席の一部変更について	10
○選任第1号 常任委員会委員の選任について	11
○施政方針説明	11
○報告第2号及び議案第2号～議案第22号の一括上程、説明	24
○選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について	29
○散会の宣告	30

第2号（3月2日）

○議事日程	31
○本日の会議に付した事件	31
○出席議員	31
○欠席議員	31
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	31
○議会事務局職員	32
○開議の宣告	33
○諸般の報告	33

○一般質問	3 3
9 番 花 島 進 君	
まちづくり委員会について	3 4
発泡スチロールごみの収集方法について	3 6
東海第2原発の再稼働問題について	3 7
新型コロナ感染症対策について	4 1
会計年度任用職員制度について	4 2
1 4 番 武 藤 博 光 君	
学校教育について	4 4
民俗資料館の今後について	4 7
中央公民館のバリアフリー推進	5 1
第二の高速インターについて	5 3
道路行政について	5 5
今回実施したペイペイについて	5 7
7 番 大和田 和 男 君	
多様化する教育ニーズの対応について	6 0
8 番 富 山 豪 君	
活力あるまちづくりについて	7 6
物価高騰に対する学校教育における支援について	8 3
1 0 番 寺 門 厚 君	
地域医療構想について	8 8
広域避難計画について	9 5
粗大ごみの回収について	1 0 3
○散会の宣告	1 0 5

第 3 号 (3月3日)

○議事日程	1 0 7
○本日の会議に付した事件	1 0 8
○出席議員	1 0 8
○欠席議員	1 0 8
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者	1 0 8
○議会事務局職員	1 0 8
○開議の宣告	1 0 9
○諸般の報告	1 0 9
○一般質問	1 0 9

17番 遠藤 実 君	
防災体制の強化について……………	110
交通弱者対策の促進について……………	114
学校における子供たちのマスク着用の運用について……………	118
選挙の投票率向上策について……………	121
3番 小池 正夫 君	
就農型地域おこし協力隊について……………	126
子育て支援の拡充について……………	130
マスク着用について……………	135
12番 古川 洋一 君	
電気料や燃料費高騰の影響について……………	138
物価高に対する市民生活の支援について……………	140
相続登記の義務化について……………	146
2番 原田 陽子 君	
アグリビジネスへの取組について……………	149
赤い羽根共同募金について……………	157
11番 木野 広宣 君	
公立小中学校施設のバリアフリー化の加速について……………	160
障害者手帳について……………	166
高齢者の補聴器について……………	168
○議案等の質疑……………	169
○議案の委員会付託……………	169
○散会の宣告……………	170

第 4 号 (3月16日)

○議事日程……………	171
○本日の会議に付した事件……………	172
○出席議員……………	172
○欠席議員……………	172
○地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者……………	172
○議会事務局職員……………	173
○開議の宣告……………	174
○諸般の報告……………	174
○議案の差し替え……………	174
○議案等の委員長報告、質疑、討論、採決……………	175

○議案第 2 号～議案第 2 2 号の一括採決	1 7 7
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 8
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑（追加議案）	1 7 9
○議案第 2 4 号の上程、説明、質疑（追加議案）	1 8 0
○議案第 2 5 号の上程、説明、質疑（追加議案）	1 8 1
○議案第 2 6 号の上程、説明、質疑（追加議案）	1 8 4
○議案第 2 7 号の上程、説明、質疑（追加議案）	1 8 6
○議案第 2 8 号の上程、説明、質疑（追加議案）	1 8 7
○委員会の閉会中の継続調査申出について	1 8 8
○閉会の宣告	1 8 8
○署名議員	1 9 1

那珂市告示第 1 2 号

令和 5 年第 1 回那珂市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和 5 年 2 月 2 1 日

那珂市長 先 崎 光

記

1. 期 日 令和 5 年 2 月 2 8 日 (火)

2. 場 所 那珂市議会議場

令和5年第1回那珂市議会定例会会期日程

(会期25日間)

日次	月日	曜	開議時刻	区分	摘要
第1日	2月28日	火	午前10時	本会議	1. 開 会 2. 諸般の報告 3. 会議録署名議員の指名 4. 会期の決定 5. 施政方針説明 6. 議案の上程・説明 7. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙
第2日	3月1日	水		休 会	(議案調査) (議案質疑通告締切、正午まで)
第3日	3月2日	木	午前10時	本会議	1. 一般質問(花島、武藤、大和田、富山、寺門(厚))
第4日	3月3日	金	午前10時	本会議	1. 一般質問(遠藤、小池、古川、原田、木野) 2. 議案質疑 3. 議案の委員会付託
第5日	3月4日	土		休 会	
第6日	3月5日	日		休 会	
第7日	3月6日	月		休 会	(議事調査)
第8日	3月7日	火	午前10時	委員会	1. 総務生活常任委員会
第9日	3月8日	水	午前10時	委員会	1. 産業建設常任委員会
第10日	3月9日	木	午前10時	委員会	1. 教育厚生常任委員会
第11日	3月10日	金	午前10時	委員会	1. 原子力安全対策常任委員会
第12日	3月11日	土		休 会	
第13日	3月12日	日		休 会	
第14日	3月13日	月		休 会	(議事整理)
第15日	3月14日	火		休 会	(議事整理)
第16日	3月15日	水	午前9時	委員会	1. 議会運営委員会(次期定例会会期日程案)
			30分		
			午前10時	全 員 協議会	1. 全員協議会(討論通告締切、正午まで)(追加議案の質疑・討論通告締切は午後5時まで)

日 次	月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	摘 要
第 1 7 日	3 月 1 6 日	木	午前 1 0 時	本会議	1. 委員長報告及び質疑・討論・採決
第 1 8 日 ～ 第 2 4 日	3 月 1 7 日 ～ 3 月 2 3 日	金 ～ 木		休 会	(議事整理)
第 2 5 日	3 月 2 4 日	金	午前 1 0 時	本会議	1. 閉 会

※新型コロナウイルス感染症の感染が拡大した場合に備え、会期を通常よりも長く取り、3月24日までとしています。ただし、3月16日に採決まで終了した場合には、同日に閉会する予定です。

○応招・不応招議員

応招議員（18名）

1番	寺門	勲君	2番	原田	陽子君
3番	小池	正夫君	4番	萩谷	俊行君
5番	石川	義光君	6番	關	守君
7番	大和田	和男君	8番	富山	豪君
9番	花島	進君	10番	寺門	厚君
11番	木野	広宣君	12番	古川	洋一君
13番	勝村	晃夫君	14番	武藤	博光君
15番	笹島	猛君	16番	君嶋	寿男君
17番	遠藤	実君	18番	福田	耕四郎君

不応招議員（なし）

令和5年第1回定例会

那珂市議会会議録

第1号（2月28日）

令和5年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年2月28日(火曜日)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 議席の一部変更
- 日程第 5 選任第1号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 施政方針説明
- 日程第 7 議案等の上程・説明
 - 報告第 2号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
 - 議案第 2号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 3号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - 議案第 4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第 5号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第 6号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 - 議案第 7号 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
 - 議案第 8号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 - 議案第 9号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
 - 議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第8号)
 - 議案第11号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
 - 議案第12号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
 - 議案第13号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算
 - 議案第15号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

- 議案第16号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
 議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
 議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第19号 令和5年度那珂地方公平委員会特別会計予算
 議案第20号 令和5年度那珂市水道事業会計予算
 議案第21号 令和5年度那珂市下水道事業会計予算
 議案第22号 市道路線の認定について

日程第 8 選挙第 1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
14番	武藤 博光 君	15番	笹島 猛 君
16番	君嶋 寿男 君	17番	遠藤 実 君
18番	福田 耕四郎 君		

欠席議員（1名）

13番 勝村 晃夫 君

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先崎 光 君	副 市 長	玉川 明 君
教 育 長	大縄 久雄 君	企 画 部 長	大森 信之 君
総 務 部 長	渡邊 荘一 君	市民生活部長	玉川 一雄 君
保健福祉部長	平野 敦史 君	産 業 部 長	浅野 和好 君
建 設 部 長	今瀬 博之 君	上下水道部長	根本 雅美 君
教 育 部 長	小橋 聡子 君	消 防 長	鈴木 将浩 君
会 計 管 理 者	茅根 政雄 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	海老澤 美彦 君

選挙管理委員会
書記長
(総務課長)

加藤 裕一 君

議会事務局職員

事務局長

会沢 義範 君

次長補佐
(長総括)

大内 秀幸 君

次長補佐

三田寺 裕臣 君

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員は13番、勝村晃夫議員の1名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより令和5年第1回那珂市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、別紙出席者名簿のとおり、市長、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

本会議場の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮をお願いいたします。

また、感染症予防対策のため、マスクの着用及び手指の消毒にご協力をいただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は別紙のとおり、お手元に配付をしてあります。

また、本市議会では、会議のペーパーレス化を実施しております。閉会中の「議長職務執行報告」、市長から提出がありました「行政概要報告」及び監査委員から提出がありました令和4年12月から令和5年2月実施分の例月現金出納検査の報告書につきましては、文書管理システムに登載をしておりますので、タブレット端末等でご参照ください。

◎市長の所信表明

○議長（萩谷俊行君） 会議に先立ちまして、市長の所信表明についてこれを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第1回那珂市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

ただいま、議長の発言のお許しをいただきましたので、開会にあたり市長就任のご挨拶と私の2期目の市政運営に対する所信を述べさせていただきます。

まず、初めに市議会議員補欠選挙において当選されました、遠藤 実議員、寺門 勲議員に心からお祝いを申し上げます。萩谷議長を先頭に新たな議員を加えた議会と執行部が切磋琢磨し、那珂市の市勢進展と市民生活のさらなる向上を目指してまいりますので、ご理解ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、私の決意を申し上げます。私はこのたび2期目、しかも、無投票という形での市長就任となりました。その職責の重大さに改めて身の引き締まる思いであり、市民の皆様への負託に応えるべく、那珂市のさらなる発展に向け、全力を尽くす決意でございます。

那珂市の発展の可能性については、これまでも述べてまいりましたが、可能性への挑戦は私の当初からのスローガンであり、今も変わりません。恵まれた立地を先人たちの努力に重ねて、さらに前に進めていく覚悟は揺るぎありません。そのための具体的な羅針盤として、今般、市の後期基本計画を策定しました。ポイントは産業振興と人材育成と考えております。

産業振興は地域経済の強化、市の財政を潤すことにつながり、財源の裏づけがあってこそ、福祉教育も含めた様々な施策を実現することができ、活力あるまちづくりにつながると考えています。

人材育成については、前回の就任時に幕末の思想家吉田松陰先生の言葉、「夢なき者に成功なし」を引用しました。その時は気づかなかったのですが、子供たちが学びの場で毎日復唱している「なかつこ宣言」の中に夢が出てくるではありませんか。親の背中を大人の背中を見て子は育つ、としたら私たちの夢イコールこの地域の未来に対する覚悟が、子供たちの目標になるのではないのでしょうか。

幕末維新の長岡藩の米百俵の話、苦学して青少年と地域の未来を広げた先人、根本 正の生き方も人材育成の大切さを伝えております。

今後ゆるやかに人口減少が続く、新型コロナウイルスへの対応も続く中で、市政運営は厳しい状況が予想されますが、10年後、20年後の那珂市を私たちが創っていく、そういう気概を持って、市民、市役所一丸となって進んでまいります。

市議会議員各位並びに市民の皆様におかれましては、格別のご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。私の2期目の市長就任にあたりましての所信表明とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番、關 守議員、7番、大和田和男議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。今期定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間にしたいと思っております。これは会期最終日に過半数の議員が新型コロナウイルスに感染、または濃厚接触者となり、本会議を開けない場合に会期延長の決を採ることができず、議案等が審議未了、廃案となることを避けるための便宜上の措置として、会期を通常より延長するものです。

ただし、3月16日に委員長報告から議案採決までのすべての議事が終了した場合には、会期を短縮する議決を行い、そこで議会を閉会といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から3月24日までの25日間と決定をいたしました。

なお、会期中の審議日程等については、議会運営委員会古川洋一委員長から同委員会の決定事項として報告されております。その決定事項に従った会期日程表を文書管理システムに登載しております。

◎議席の指定

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議席の指定を行います。

那珂市議会議員補欠選挙により、新たに当選いたしました議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、1番、寺門 勲議員、17番、遠藤 実議員、以上のとおり指定いたします。

◎議席の一部変更について

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、議席の一部変更を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

変更した議席は、文書管理システムに登載した議席表のとおりです。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、文書管理システムに登載した議席表のとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

◎選任第1号 常任委員会委員の選任について

○議長（萩谷俊行君） 日程第5、選任第1号 常任委員会委員の選任を行います。

この委員の選任は、委員の欠員があるため補充をするものです。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については委員会条例第8条第1項の規定により、文書管理システムに登載した常任委員会委員名簿のとおり、寺門 勲議員を総務生活常任委員会委員に、遠藤 実議員を教育厚生常任委員会委員に指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名をいたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

◎施政方針説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第6、市長から令和5年度施政方針について説明願います。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年度那珂市一般会計をはじめ、各特別会計、各事業会計の当初予算のご審議をお願いするにあたり、市政運営の基本方針と新年度における主要な施策の概要を申し上げ、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本市では平成30年3月に市の将来を見据えた市政の方向性を示す第2次那珂市総合計画を策定し、将来像である「人と地域が輝く安心・安全な住みよいまち 那珂」の実現に向けて、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてまいりました。

昨今、社会経済情勢や人口構造の変化、デジタル化をはじめとする技術革新や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による人々の意識と日常生活の変化、激甚化する自然災害への対応など、本市を取り巻く情勢は大きく変化してきております。

このような中、目まぐるしく変化する社会経済情勢に対応し、市民一人一人が、それぞれの幸せを感じて未来への希望を持てるまちとして発展を続けるため、令和5年度から5年間の新たなまちづくりの指針となる「第2次那珂市総合計画後期基本計画」を策定しました。

本計画では、第2次那珂市総合計画の基本構想の理念や、前期基本計画における取組の成果、自治体に求められる視点を踏まえるとともに、「那珂ビジョンの後期基本計画への一体化」、「総合戦略などを各種個別計画との調和」、「SDGsの推進」、「DXの推進」及び「地域活性化につながる土地利用」の考え方を取り込み、これまでの本市の取組を継続しつつ、時代の潮流を的確に捉えた内容となっております。

今後は、本計画で新たなまちづくりの目標として掲げました、「住みよきプラス活力あふれるまち」の実現に向け、市職員が一丸となって取り組んでまいります。

以上、市政運営の基本的な考え方について申し上げます。

次に令和5年度予算でございます。

今定例会に提出する令和5年度当初予算であります。これまで市が進めてきた施策や事業などの重要性、行政の継続性に基づき編成しました。それでは、当初予算の概要について申し上げます。

歳入では、根幹である市税については、物価高騰の影響による企業収益の減などにより、法人市民税が減額となる一方で、家屋の新築による固定資産税の増などにより、増収を見込みました。その他、建設事業に係る補助をはじめとして、国・県補助金等を積極的に活用した上で、なお不足する財源については、市債の発行や財政調整基金等からの繰入金を増額し、必要な財源の確保を図りました。

一方、歳出につきましては、障がい者支援や子育て支援等に係る民生費の増加など、扶助費をはじめとする義務的経費が増加する中、新たに策定した第2次那珂市総合計画後期基本計画に基づき、まちづくりの目標である「住みよきプラス活力あふれるまち」の実現に向け、SDGsやDXの推進などに対する取組や市民活動の拠点となる四中学区コミュニティセンターの整備、市民の生活環境向上に資する都市計画道路の整備や市道の改良・補修、老朽化している公共施設の長寿命化などへの効率的な配分に努めて、予算編成を行いました。

その結果、一般会計については、前年度比3.5%増の226億2,000万円、特別会計については、国民健康保険特別会計（事業勘定）が前年度比0.9%増の54億円、公園墓地事業特別会計が前年度同額の1,300万円、介護保険特別会計（保険事業勘定）が前年度比0.8%増の47億5,000万円、後期高齢者医療特別会計が前年度比3.7%増の8億5,000万円、那珂地方公平委員会特別会計が前年度同額の70万円となりました。

水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比3.0%増の12億4,274万3,000円、収益的支出が前年度比3.7%増の11億9,277万1,000円、資本的収入が前年度比53.4%減の6億441万3,000円、資本的支出が前年度比51.5%減の9億4,457万3,000円となりました。

また、下水道事業会計につきましては、収益的収入が前年度比0.2%減の17億2,537万円、

収益的支出が前年度比1.0%減の16億8,659万7,000円、資本的収入が前年度比5.1%減の11億1,791万2,000円、資本的支出が前年度比3.5%減の17億6,831万9,000円となりました。

次に、重点的に取り組む主要施策の概要につきまして、「第2次那珂市総合計画」に掲げる施策体系に沿って申し上げます。

第1章 みんなで進める住みよいまちづくり

協働によるまちづくりの推進につきましては、自治会、地区まちづくり委員会及び市民活動団体が取り組んでいる活動を引き続き支援するとともに、「協まち・カフェ」や市ホームページに設置した「市民自治組織情報掲示板」により、市民自治組織や市民活動団体の活動内容を広く市民に紹介し、まちづくり活動に参加するきっかけを提供します。

さらに、協働のまちづくり推進フォーラムを開催し、活発な地域活動の事例紹介や協働のまちづくりの必要性についての講演などにより、市民の協働に対する意識を醸成するとともに、これからの地域活動を担う方を対象に「まちづくり人材育成カリキュラム」を開催し、地域で活躍する人材の育成を推進してまいります。

また、菅谷地区まちづくりの拠点施設となる、「四中学区コミュニティセンター」の整備につきましては、令和6年度の供用開始に向け進めてまいります。

シティプロモーションの推進につきましては、本市の持つ歴史、文化、伝統や食、科学技術などの魅力を市内外に広め、市民の市に対する誇りの醸成や市の知名度向上、交流人口・関係人口の拡大につなげていくため、「那珂市シティプロモーション行動計画」に掲げた各種施策を全庁的に取り組んでまいります。

また、市内外の方で組織する「いい那珂暮らし応援団」、市の魅力をSNSで発信する「いい那珂宣伝部」とともに、市民が参画するスタイルを充実させ、さらにシティプロモーションを展開してまいります。移住・定住促進につきましては、コロナ禍による地方への移住機運の高まりを踏まえ、「いい那珂I J U-L a b o」での移住支援員による移住相談等を行うとともに、お試し居住施設「いい那珂暮らしハウス」での市内居住体験の機会の提供のほか、移住体験ツアーを実施してまいります。さらに、東京圏の若者を対象に那珂市で住み働くことの魅力を伝える企業取材インターンシップやバスツアーの実施、国の「移住支援金」の活用に加え、市単独での住宅取得費の助成も実施してまいります。

少子化対策につきましては、中学生を対象として就学、就職、結婚、出産、子育てなどライフイベントを想像し人生の生き方の構想を描くきっかけを提供するライフデザイン講座や結婚を希望する男女が出会う機会の提供を実施してまいります。

那珂ふるさと大使につきましては、お住まいの地域や職場といった身近なところで市のPR活動を行っていただいております。引き続き、各種イベントや市政の情報を積極的に提供してその活動を支援してまいります。また、定期的に情報交換会を開催し、それぞれの専門や見識を生かした有意義な提言や意見を聴取してまいります。

広報事業につきましては、より身近に親しみやすく手に取ってもらえる広報紙を目指し、

色調などにも留意しながら発行してまいりましたが、情報のバリアフリーをさらに目指して、文字の形が分かりやすい、文章が読みやすい、読み間違えにくいと言われるユニバーサルデザイン書体を採用するなど充実を図ります。また、市ホームページと併せて、LINEやツイッター、フェイスブック、インスタグラム等のSNSと情報メール一斉配信サービスを活用し、積極的・効果的な情報発信を行ってまいります。

広報事業につきましては、開かれた市政の実現を目指し、市民相談室の窓口をはじめ、市長への手紙、市民ボックス、市ホームページでの問合せ、「市長と話そう 輪い・和い座談会」による市民団体等との意見交換など、様々な手法により広く市民の意見・要望の聴取に努めてまいります。また、市の計画等の立案にあたりましては、引き続きパブリックコメントを実施し、市民の皆様の意見を市政運営に反映してまいります。

人権尊重の啓発につきましては、一人一人の人権が尊重される社会をつくるため、人権問題についての啓発・教育の推進に取り組んでまいります。

男女共同参画の推進につきましては、「第2次那珂市男女共同参画プラン」及び令和5年度から5年間を計画期間とする「第2次那珂市男女共同参画プラン後期実施計画」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発や情報提供等を行い、それぞれの個性や能力に応じ、あらゆる分野において、参画できる環境づくりを推進してまいります。また、令和4年度に新たに設置した「女性人材バンク」により、市の審議会等の政策及び方針決定の場への女性の登用を促進してまいります。

平和事業につきましては、戦争や平和について学び考える機会を提供するため、原爆や戦争に関するパネル展等を開催します。戦争の悲惨さや平和の尊さは、特に若い世代に語り継ぐことが重要であり、引き続き、学校などを通して児童生徒に周知してまいります。

第2章 安全で快適に暮らせるまちづくり

災害に強いまちづくりを推進するため、「那珂市地域防災計画」に基づき、食料や飲料水等の非常用食料の備蓄を進めるとともに、防災行政無線や防災アプリによりの確な情報を確実に伝達し、災害時における市民の安全確保に努めてまいります。また、「那珂市国土強化地域計画」により、防災・減災及び迅速な復旧復興に資する施策を進めてまいります。

防災対策につきましては、地域防災の核となる自主防災組織に対して、継続的な支援を行い、組織の防災力強化を進めてまいります。また、地域防災のリーダーとなる防災士の資格取得とその活動を支援してまいります。加えて、市民が災害を我が事として捉え、防災に関心を持ち、必要な備えができるよう、自治会や関係機関と連携した防災訓練を実施してまいります。

原子力防災対策につきましては、「那珂市地域防災計画（原子力災害対策編）」に基づき、防災体制の整備と充実を努めてまいります。また、広域避難計画につきましては、引き続き避難訓練の実施により計画の検証と実効性の向上を図り、策定に向けた取組を進めてまいります。

木造住宅等の耐震化につきましては、「那珂市耐震改修促進計画」に基づき、旧耐震基準で建築された住宅（昭和56年5月31日以前着手の木造住宅）を対象に、耐震診断、耐震改修計画及び工事に要する費用の補助を行うとともに、通学路や避難路に面した危険ブロック塀等の除去に要する費用について補助を行い、耐震化の促進を図ってまいります。

消防行政につきましては、近年、複雑・大規模化する各種災害に対応するため、西消防署及び消防団の消防ポンプ自動車を更新整備いたします。また、令和5年度に119番映像通報システム（Live119）の運用を試行的に行います。119番通報の際、通報者に火災や救急の現場の様子を映像で送っていただき、正確な情報把握や口頭指導を実現し、より確実な消防・救命活動につなげます。

予防業務につきましては、飲食店などの消防用設備等の違反是正を進めるとともに、火災発生時の初期活動の重要性について、消防訓練等を通じて、防火管理者への指導を強化し育成に努めてまいります。

救急業務につきましては、救急車の適正な利用について市民への周知を図り救命率の向上を目指します。また、応急手当の普及のために市内事業所等への救命講習会の啓発を積極的に行います。

消防団につきましては、全団員に装備品を整備し、団員の安全を確保するとともに訓練指導者を養成し、自主防災組織が行う防災訓練において訓練指導を行い、コミュニティ意識の向上に取り組みます。

防災対策につきましては、LED化を含め防犯灯の設置補助など、地域の安全確保に努めてまいります。また、犯罪のない安心・安全なまちづくりへの取組として、警察や防犯協会などと連携した防犯パトロールの充実を図り、地域と一体となった防犯活動を進めてまいります。

消費者行政につきましては、近年の情報化や高齢化により消費者を取り巻く環境が大きく変化し、消費者トラブルも複雑かつ巧妙化しており、これらの消費者問題に適切に対応するため、引き続き消費生活センターにおける相談・あっせん・情報提供を行ってまいります。また、広報紙やホームページ等により、消費者の意識啓発に努め、被害の未然防止を図ってまいります。

交通安全対策につきましては、警察や交通安全協会などと連携し、季節ごとに交通事故防止運動を展開してまいります。また、広報啓発活動を継続的に実施し、交通事故の防止と交通マナーの向上を図るとともに、高齢者や児童生徒に重点をおいた交通安全教育を実施してまいります。

地域公共交通につきましては、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、地域にとって望ましい、安心して便利に利用できる持続可能な公共交通ネットワークの姿を明らかにし、地域公共交通のマスタープランの役割を果たすものとして「那珂市地域公共交通計画」を策定します。また、日常生活に不便をきたしている高齢者や障がい者等の市民の

交通手段を確保するため、ひまわりタクシーの運行を実施し、土曜日の運行や水戸市、ひたちなか市への乗り入れなどのサービスを継続してまいります。さらに、高齢者の交通事故防止のため、運転免許返納者に対して、ひまわりタクシーの利用助成を行い、引き続き移動手段の確保を図ってまいります。

空き家等対策につきましては、「那珂市空家等対策計画」に基づき、空き家等の適正管理を促進するとともに、地域社会の活性化につながるよう、空き家バンク制度の運営や利活用の啓発、空き家の流動性をより高める取組などを進め、空き家等の利活用を促進してまいります。

公害の防止につきましては、広報紙やホームページ等により、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動及び悪臭について情報提供を行い、発生防止への意識向上を図ってまいります。

不法投棄の防止につきましては、不法投棄されやすい場所に監視カメラを設置するなど監視の強化を図るとともに、自治会や関係機関と連携して市内一斉清掃、高速道路側道クリーン作戦を実施し、市内の美化に努めてまいります。

自然と生活環境の保全につきましては、市民や市民活動団体の自主的な活動を支援し、自然環境や自然景観保全の取組をしてまいります。

廃棄物の抑制とリサイクルの推進につきましては、市民に対し、リデュース・リユース・リサイクルの実施への協力及び効果の周知を図り、循環型社会づくりを推進してまいります。

地球温暖化対策と脱炭素社会づくりにつきましては、市民と事業者に、なか環境市民会議が策定した環境に配慮した那珂市民の行動計画「なかアジェンダ21」を周知し、個々に合った方法で温室効果ガス排出の抑制ができるよう啓発するとともに、市公共施設におきましては、照明設備のLED化の拡大や公用車への電気自動車の導入により、省エネルギー化を進めてまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、ゼロカーボンシティの実現を目指す上で重要な位置づけとなることから、市内における再生可能エネルギーの現状や各種調査を基にして、地域脱炭素ビジョンを策定するとともに、公共施設への太陽光発電設備の導入を促進することにより、再生可能エネルギー導入に対する機運の醸成を図ってまいります。

市道整備につきましては、地域から要望が高い生活道路の整備を進め、安全で利便性の高い道路環境の向上に努めてまいります。

橋梁や交通安全施設につきましては、計画的な点検や補修による老朽化対策を実施し、快適で安全な施設の維持管理に取り組んでまいります。

市街地の整備につきましては、「那珂市立地適正化計画」に基づき、市街地の骨格となる都市計画道路上菅谷・下菅谷線、下菅谷停車場線の整備や、下菅谷地区まちづくり事業における街区道路等の整備を、地区街づくり協議会と協議のうえ進めてまいります。

都市計画道路につきましては、菅谷・市毛線の全線開通に向け、引き続き整備を進めるとともに、県事業による国道118号4車線化の延伸に併せて、菅谷・飯田線的那珂インターチ

エンジから国道118号までをつなぐ区間の整備を進めてまいります。

地籍調査事業につきましては、JR水郡線南酒出駅東側から常磐自動車道北側区域の地籍調査を実施し、登記完了に向けて業務を進めてまいります。

冠水対策推進事業につきましては、道路側溝や排水路の整備により雨水排水能力を高め、台風や大雨による冠水被害の軽減に努めてまいります。

水道事業につきましては、水道水の安定供給を図るため、浄水施設や配水管の更新を計画的に行うとともに、災害に備え、耐震化を進めてまいります。また、既存施設を適正に維持管理し、水質検査を定期的に行うとともに、日々浄水過程を監視し、水質の保全に努めてまいります。

木崎浄水場更新事業につきましては、本年4月から本格稼働を開始し、引き続き、第2配水池及び門部取水場自家発電設備を計画的に整備してまいります。

下水道事業につきましては、公共下水道事業及び農業集落排水整備事業ともに、令和4年度に策定した経営戦略に基づき、効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。また、公共下水道事業において、額田東郷・後台西・富士山・戸地区の污水管布設工事を進めてまいります。

合併処理浄化槽設置補助事業につきましては、引き続き、下水道の事業計画区域外を対象に合併処理浄化槽の設置に係る助成を行い、汚水処理人口普及率の一層の向上を図ってまいります。また、使用を廃止する浄化槽を雨水貯留槽等として再利用に係る助成を新設し、雨水抑制対策を進めてまいります。

第3章 やさしさにあふれ生きがいの持てるまちづくり

母子保健につきましては、乳児家庭全戸訪問や妊婦及び乳幼児の健康相談・健康診査により、健やかな成長を支える支援や育児不安の解消に努めます。また、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠中から切れ目のない伴走型相談支援体制を整備し、必要な支援が確実に妊婦・子育て家庭に届くように、安心して出産・子育てのできる環境づくりを進めてまいります。

子供を望む夫婦への支援につきましては、引き続き、不育症検査及び治療に関する経済的負担の軽減に取り組んでまいります。

子育て支援につきましては、子育て世帯が安心して子供を産み育てられる環境を整えるとともに、新たに制定されました「こども基本法」に基づき、すべての子供が将来にわたって幸福な生活を送ることができるよう、子ども・子育て支援施策の推進に取り組んでまいります。その一つの取組として進められていた待機児童解消を目的とした保育設備が完了し、受皿の確保が図られましたが、安心・安全な保育環境を保つため、保育士の人材確保に向けた取組を一層進めてまいります。

また、親子にとって出会いの場、ふれあいの場、つながりの場である地域子育て支援センター「つぼみ」の事業につきましては、さらなる充実とファミリー・サポートセンターの利

用促進を図るなど、社会全体で子育てを支援していく環境づくりに努めてまいります。さらに、こども発達相談センター「すまいる」においては、子供の発達に不安や悩みを抱える保護者を支援するため、関係機関との連携を図りながら、相談・支援体制の充実に努めてまいります。家庭児童相談室では、令和4年度より設置した子供家庭総合支援拠点としての機能を生かして、年々増加している児童虐待への対応強化や、ひとり親家庭の相談体制の充実と自立支援のため、引き続き関係機関との連携を図りながら支援を行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、「那珂市高齢者保健福祉計画」に基づき、介護のみならず、医療、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組んでまいります。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症に対する理解促進、認知症初期集中支援チームによる支援及び認知症の方やその家族の支援を行うチームオレンジ構築に向けた取組の実施など、認知症対策を進めるとともに、医療と介護の両方を必要とする高齢者を地域で支えていくため、在宅医療・介護連携体制の充実に努めてまいります。さらに、地域包括支援センター、社会福祉協議会、リハビリテーション専門職、シルバーリハビリ体操指導士会などと連携しながら、フレイル予防に関する普及啓発や介護予防の取組を推進してまいります。

障がい者福祉につきましては、「那珂市障がい者プラン」に基づき、障がいの有無にかかわらず地域の誰もが安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする方に対し適切な福祉サービス等の提供を行うとともに、社会的障壁を取り除くバリアフリーの推進を図り、誰もが社会へ参加できる共生社会を目指してまいります。

地域福祉につきましては、「第3次那珂市地域福祉計画」で掲げた「誰もが輝き、やさしさと支え合いで、安心して暮らせるまちへ」の基本理念のもと、地域住民が地域の福祉課題に主体的に取り組む、住民一人一人の暮らしと生きがいを地域とともに築いていく地域共生社会の実現を図るための事業を実施してまいります。

生活困窮者への支援につきましては、物価高騰やコロナ禍において、様々な困難に直面した方に対し、相談場所の提供、住居確保の支援、就労支援など、生活困窮者自立支援法や生活保護法に基づき、市民に寄り添った支援を適正に実施してまいります。

国民健康保険につきましては、茨城県との共同運営となり6年目に入ります。引き続き、県の国保運営方針に基づき、保険料水準の統一に向けた検討を進めてまいります。また、健康寿命の延伸と医療費の適正化を目標とした「データヘルス計画」に基づき、生活習慣病の発症及び重症化の予防を目的とした特定健康診査の受診率向上を図ります。さらに、受診結果に基づき適切な保健指導を行うとともに、効率的な保健事業を実施し、持続可能な安定した制度の運営に努めてまいります。

後期高齢者医療保険につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、医療費適正化事業や保健事業を推進してまいります。また、高齢者の心身の多様な課題に対応して、きめ細やかな支援を行うために、介護・医療・健診情報などを活用するとともに、

市内関係機関と連携しながら、介護予防と保健事業を一体的に実施する「高齢者健康づくり推進事業」を進めてまいります。

市民の健康づくりにつきましては、健康寿命の延伸を基本理念とした「那珂市健康増進計画」に基づき、全てのライフステージ及び健康段階に応じた生活習慣病の発症予防及び重症化予防等の取組を実施してまいります。

心の健康につきましては、「那珂市いのちを支える自殺対策計画」に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない社会や環境の実現を目指し、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

定期及び任意予防接種につきましては、適切な情報提供に努め、接種機会が十分に確保できるよう医療機関と連携し取り組んでまいります。新型コロナワクチン接種については、感染症法の分類見直しの動向を注視しながら、必要なワクチン接種体制の確保について、関係機関と調整を進めてまいります。

そのほか、水戸市を中心とするいばらき県央地域連携中枢都市圏ビジョンのもと、初期救急医療及び高度医療サービス等の充実や医師及び看護師等の確保に向けた取組を継続するとともに、ICTを活用した健康づくりを推進するため、構成市町村と連携して取り組んでまいります。

第4章 未来を担う人と文化を育むまちづくり

学校教育につきましては、豊かな心を育む学校教育の充実を目標に、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」「自分らしい生き方や自立」の育成を図ってまいります。確かな学力を培うため、一人一人の発達の段階や教育的ニーズに応じた指導の充実、小中一貫教育講師による小学校における教科担任制のほか、学習指導員・生活指導員の配置により児童生徒の能力・適性に合わせたきめ細やかな指導を行ってまいります。

また、英語教育につきましては、ALT（外国語指導助手）を積極的に活用するとともに、児童を対象としたイマージョンスクールの実施や指導者向け作成した、英語学習動画の活用により、グローバル化に対応したコミュニケーション能力の育成を推進してまいります。さらに、児童生徒一人1台の学習用タブレットを活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、情報を正しく効果的に活用し、自分の考えを形成することのできる資質・能力の育成を目指してまいります。

小中一貫教育につきましては、義務教育の9年間における成長を見通した、系統的・連続的できめ細やかな学習指導や生徒指導に取り組んでおります。学園の子は学園で育てるという考えを共有し、教職員、保護者、地域が協働して実践することで、各学園における特色ある教育活動のさらなる推進を図ります。

いじめ問題につきましては、いじめ防止に向け、いじめ問対策連絡協議会や生徒指導懇話会等において関係機関との連携を密にし、地域と一体となっていじめ問題の克服に取り組んでまいります。また、学校生活への悩みを持つ児童生徒のほか、保護者や教職員からの多様

な相談に応じるため、心の教室相談員やスクールカウンセラー等、身近な相談体制の充実を図ってまいります。

教職員の働き方改革の推進につきましては、校務支援システムを活用した業務改善を図ることで、子供たちと向き合う時間を増やし、教育の質の向上を目指してまいります。また、部活動の地域移行につきましては、本市で実行可能な取組を実現していくために関係機関との協議を進めてまいります。

幼児教育につきましては、市立ひまわり幼稚園では、「那珂市幼稚園教育スマイルプラン」に基づき、専属のALTによる外国語活動や、外部の専門講師による体育指導等を進めてまいります。また、令和6年度から3歳児保育を実施することから、受け入れ態勢の準備を進めるとともに、幼児期の特性に応じた指導を通して、学習の基礎づくりや集団生活のルールの獲得など、幼児教育のより一層の充実に向けて取り組んでまいります。

さらに、公立・私立、幼稚園・保育所を問わず、系統性・一貫性のある教育を推進するため、保幼小中連携協議会を軸として、効果的な接続の在り方の実現を目指してまいります。また、保幼小の交流や中学校の保育体験など、子供たちの体験活動の充実を図り、幼児期から小学校、そして中学校への円滑な接続を推進してまいります。

教育支援センターにつきましては、学校・家庭での様々な悩みを持つ子供たちの相談や教育に関する保護者の相談に応じるほか、適応指導教室での通級指導やスクールソーシャルワーカーを中心とした家庭・学校・地域・行政などの連携により、不登校の子供たちの学校への復帰を支援してまいります。

学校施設につきましては、個別施設計画に基づいた施設設備の長寿命化と教育環境の充実を進めてまいります。

学校給食につきましては、市内産の食材を積極的に取り入れるとともに、食に関する正しい知識や望ましい食習慣等を学ぶ教材として「食育」を推進してまいります。また、令和6年度に学校給食センターの調理業務の民間委託を開始することから、安全で安心な学校給食の提供に向けて、準備を進めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年育成那珂市民会議や青少年相談員、市子ども会育成連合会と連携を図りながら、学校・家庭・地域が一体となって、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。また、小学生を対象とした各種教室につきましては、郷土の歴史や自然について学ぶとともに、学校や学年が異なる児童との交流を通して、子供たちが社会性や創造性を養うことができるよう、開設してまいります。

家庭教育の推進につきましては、家庭の在り方や親の役割について、正しい理解を持つための学習機会の提供や啓発に努め、安心して子育てができるよう、家庭の教育力の向上を図ってまいります。

学校運営協議会につきましては、学校・家庭・地域が連携・協働して学校運営の支援を行い、子どもたちの成長を支えてまいります。また、市オリジナルの学校運営協議会方式を充

実させ、各地域や学校の実情に合った取組を進めてまいります。

市立図書館につきましては、地域を支える情報発信の拠点として、市民の様々な学習意欲に応えられる図書館を目指し、図書資料等のさらなる充実を図り、利用者が快適に学習できる図書館運営に努めるとともに、本市の文化、教育活動の成果を発信してまいります。

市民の読書活動につきましては、「第3次那珂市読書活動推進計画」に基づき、地域や学校等の関係機関と連携・協力し支援していくとともに、これまでの読書活動の取組について総括を行い、令和6年度から5年間の市の読書活動の指針となる「第4次那珂市読書活動推進計画」の策定作業を進めてまいります。

中央公民館につきましては、生涯学習へのきっかけづくりとして、様々な市民ニーズに対応した魅力ある講座の提供に努めるほか、自主的な生涯学習活動の成果を発表する場の充実を図り、生涯学習活動を持続できる環境づくりに努めてまいります。

芸術文化の振興につきましては、市文化協会の活動を支援し、幅広い世代が芸術文化に触れられる事業を開催し、文化活動で生き生きとした住みよいまちづくりに寄与することを目指してまいります。

スポーツの推進につきましては、「那珂市スポーツ推進計画」に基づき、活力ある生涯スポーツの推進と健康で生きがいのある生活の実現を目指し、進行管理を行いながら、魅力あるスポーツ教室や体験会の開催など、各基本施策に取り組んでまいります。また、市のスポーツ振興の中核を担っている市スポーツ協会をはじめ、スポーツ推進委員会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ、プロスポーツチーム等との連携を図り、市民の健康増進、指導者の育成、スポーツを通じた交流事業等を促進してまいります。

スポーツ環境の整備につきましては、市民に継続的にスポーツに取り組んでもらうため、老朽化したスポーツ施設を計画的に修繕し、適切に維持管理してまいります。また、令和4年4月に開園した「那珂西リバーサイドパーク」の利用促進に努めてまいります。

歴史遺産・伝統文化につきましては、市の歴史や文化が次の世代に継承されるよう、歴史民俗資料館を拠点に企画展や季節展、各種講座等の事業を展開し、歴史的・文化的遺産の発信に努め、市民の文化財保存・保護への関心を高めてまいります。

額田城跡につきましては、令和4年10月に策定した「額田城跡保存整備のための試掘確認調査計画書」に基づき、本丸の測量・試掘など学術調査を令和5年度から開始します。

国際交流につきましては、「多文化共生セミナー」などの学習機会の提供や在住外国人との交流を国際交流協会と連携して行い、文化の違いを認め合い、互いを尊重し合いながら共に暮らすことができる多文化共生社会について、理解促進を図ってまいります。また、オークリッジ市との姉妹都市交流により、日本とは異なる文化や価値観を持った者との相互理解や国際的なコミュニケーション能力を持つ人材を育成してまいります。

友好都市交流につきましては、友好都市である秋田県横手市との間で、さらに有益なつながりを維持できるよう、様々な分野での交流を継続してまいります。

第5章 活力あふれる交流とにぎわいのまちづくり

農業振興につきましては、「那珂市アグリビジネス戦略」に基づき、食と農の連携によるアグリビジネスを推進して、農業の収益力向上を目指し、地産地消と販路拡大を推進していきます。また、担い手の育成支援を図り、後継者・新規就農者の確保と定着の促進に努めてまいります。

農地につきましては、農地利用状況の把握と農業委員会と連携し、農地パトロールによる遊休農地の調査及び指導を行い、農地の適切な保全管理を進めます。また、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定に向けた地域座談会の開催や、農地中間管理事業による農地流動化を促進し農地の集積集約を図ってまいります。

生産基盤の整備につきましては、飯田寄居地区、額田北郷地区、新木崎地区、瓜連地区、柳河中部地区における基盤整備事業についてさらなる事業推進を図るとともに、国営那珂川沿岸農業水利事業においては令和6年度に工事完了となることから、令和7年度からの施設利用開始に向け維持管理等の計画策定を進めてまいります。また、既存施設の長寿命化や更新なども進めながら、多面的機能支払交付金による地域共同活動を支援することにより、農業生産基盤の適切な保全管理にも努めてまいります。

那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりにつきましては、土地利用の在り方や民間活力などを検討するとともに、社会経済情勢による需要の把握や周辺地域の調査などを実施してまいります。その拠点となる複合型交流拠点施設「道の駅」推進事業につきましては、那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」に基づき、令和4年度に実施している検討調査業務において、道の駅整備に向けた基本構想を10月に策定し、現在、基本計画の策定を進めているところでございます。基本計画については、間もなくお示しできるものと考えておりますが、今後も様々な意見に耳を傾け、議会をはじめとする関係者の皆様との合意形成を図りながら、那珂インターチェンジ周辺の立地性を生かし、地域経済の活性化につなげる拠点の創出を目指してまいります。

商工業の振興につきましては、企業支援コーディネーターを配置し、引き続き中小企業や小規模事業者の支援に取り組んでまいります。また、いばらき県央地域連携中枢都市圏の市町村や商工会と連携し、創業支援や雇用の確保など、地域経済の活性化に努めてまいります。

企業誘致につきましては、本市の特徴である電気料金の補助や市独自の優遇制度である固定資産税の課税免除、雇用奨励補助金などを周知することはもとより、企業の進出意欲を調査したり、県や関係機関等との連携を図ったりするなど情報収集に努め、一層の誘致活動に取り組んでまいります。

観光振興につきましては、新型コロナウイルス感染症の分類見直しを注視しつつ、感染症対策をしっかりと行いながら、可能な限り各種イベントを開催し、にぎわいの創出に努めるとともに、市の歴史、文化、自然、人などの地域資源を生かし、交流人口の拡大を図ってまいります。

また、「那珂市自転車活用推進計画」に基づき、交流人口を増加させるサイクルツーリズムはもとより、市民に対する健康の増進、交通安全教育、走行環境の整備など、市民に根差した自転車活用の推進を図るとともに、市独自のサイクリングイベントの開催や、県が整備する「奥久慈里山ヒルクライムルート」などの広域サイクルルートとも連携することで、地域の活性化を図ってまいります。

地域おこし協力隊につきましては、新規就農に向けた活動、静峰ふるさと公園の活性化、起業を目指す方のサポートや地域のにぎわいづくりの支援に取り組んでまいりましたが、「あおぞらクローゼット」や「小商い寺小屋」など、工夫を凝らしながら様々な取組を進めてまいります。

第6章 行財政改革の推進による自立したまちづくり

行政組織につきましては、重要施策を確実に推進していくために、今後も緊急性、重要性が高い分野に重点的に人員を配置し、機動的で効率的な行政運営が実施できる執行体制の整備について引き続き取り組んでまいります。

人事評価制度につきましては、行政ニーズが複雑高度化、多様化し、また、急速に変化する中で、市民の期待に応え、良質で効率的な行政サービスを提供し続けていくために、人材育成基本方針に基づき各職責に応じて求められる能力やモチベーションの向上を目指しながら、公正公平な評価を実施し、職員の育成につなげてまいります。

職員研修につきましては、人材育成の観点から、各種研修を実施し、政策形成、行政経営、危機管理など幅広い分野の人材を育成してまいります。特に、SDGsや地域活性などの分野において産学官といった異なる組織との連携による研修実施や管理職向けの研修を強化し、管理監督者の能力向上と組織のマネジメント力を高めていくよう取り組んでまいります。また、実務のスキルアップを図るために、他の公共団体への派遣を実施してまいります。

行財政改革につきましては、「行政経営の確立」を基本目標とする第4次行財政改革大綱に基づき、効率的な市政運営に向けた取組を引き続き進めてまいります。

産学官連携については、これまで大学、金融機関、百貨店、プロスポーツチーム、製薬会社、保険会社及び地元酒造会社などと連携協定を締結し、積極的な活用を図ってまいりましたが、引き続きこれらの知的財産や人材、情報や技術等を有効に活用し、連携団体と協力しながら、今後のまちづくりや地域の活性化につながる施策や事業に生かしてまいります。

広域連携につきましては、いばらき県央地域連携中枢都市圏において県央地域9市町村間で連携を図りながら、ビジョンに基づく地域経済の活性化や都市機能の向上、生活環境の充実など各政策分野において施策の展開を図ってまいります。

市税につきましては、行財政運営の基礎となる自主財源を確保するため、収納率向上への取組を推進してまいります。

行政サービスのデジタル化につきましては、国の自治体DX推進計画において重点取組事項になっているマイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、行政手続のオンライン化

や市役所窓口での手続のデジタル化など、市民の利便性向上や行政事務の効率化に取り組んでまいります。また、DXの推進に当たっては、専門的な知見を有する外部人材を情報化統括責任者補佐官（CIO補佐官）として活用してまいります。

以上、令和5年度の市政運営に当たっての基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げます。

地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、「住みよきプラス活力あふれるまち」の実現に向け、先に述べた各種施策を一つ一つ確実に推進しながら、市民生活において真の豊かさが実感できるよう全力を挙げて取り組んでまいります決意であります。

ここに、議員各位をはじめ市民の皆様のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げ、施政方針といたします。

令和5年2月28日、那珂市長 先崎 光

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎報告第2号及び議案第2号～議案第22号の一括上程、説明

○議長（萩谷俊行君） 日程第7、報告第2号及び議案第2号から議案第22号まで、以上22件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第1回那珂市議会定例会の開会にあたり、提出いたしました議案等の概要についてご説明を申し上げます。

今定例会に提出いたしました事案のうち、報告が1件、条例の一部改正が8件、令和4年度各種会計補正予算が4件、新年度各種会計当初予算が8件、その他が1件の計22件でございます。

報告第2号をお開き願います。

報告第2号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）。

令和4年12月2日に南酒出地内で市職員が地籍調査業務に係る雑木伐採作業をしたところ、

相手方の所有する事業用ギリシマツツジを誤って伐採した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額を決定し和解したので、同条第2項の規定によりこれを報告するものです。

続いて、議案第2号をお開き願います。

議案第2号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

不妊治療を受けやすい職場環境整備のため講ずる措置として、長期の不妊治療休暇を新設するため、本条例の一部を改正するものです。

続いて、議案第3号をお開き願います。

議案第3号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

令和4年人事院勧告に伴い正職員の給与を改定したことから、会計年度任用職員についても正職員の給与改定に準じて給料表を改正するため、本条例の一部を改正するものです。

続いて、議案第4号をお開き願います。

議案第4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、児童の安全の確保に関する計画の策定等に関する規定が追加されたため、本条例においても必要な改正を行うものでございます。

続いて、議案第5号をお開き願います。

議案第5号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、児童の安全の確保に関する計画及び業務継続計画の策定に関する規定が追加されたため、本条例においても必要な改正を行うものです。

続いて、議案第6号をお開き願います。

議案第6号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

政府のこども政策の新たな司令塔機能を担う、こども家庭庁が設置されることに伴い、こども家庭庁設置法及びその施行に関して必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、整備法の中で子ども・子育て支援法の改正による条ずれが生じたため、本条例においても必要な改正を行うものでござい

す。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布により、懲戒に係る権限の濫用禁止が削除されたことに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第7号をお開き願います。

議案第7号 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例。

政府のこども政策の新たな司令塔機能を担う、こども家庭庁が設置されることに伴い、こども家庭庁設置法及びその施行に関して必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、整備法の中で子ども・子育て支援法の改正による条ずれが生じたため、本条例においても必要な改正を行うものでございます。

続いて、議案第8号をお開き願います。

議案第8号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例。

出産育児一時金等の支給額について、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第9号をお開き願います。

議案第9号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例。

先に発生した東日本大震災では、危険物施設の被災や交通手段の寸断により、危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて平時とは異なる対応が必要となり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。

このような状況から、総務省消防庁より震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて通知があり、その中で危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る手数料の減免措置等についても積極的に検討するよう示されました。このことから、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等、安全確保に係る手数料を減免することにより被災者の費用負担を軽減し、より迅速な災害復興を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

続いて、議案第10号をお開き願います。

議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第8号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ4,558万5,000円を減額し、236億9,467万円とするものでございます。

歳出の主な内容については、各事業における契約額、所要額の確定等により、事業費を減額するものでございます。

増額補正をする主な事業は、総務費については、いい那珂暮らし促進事業において、企業

版ふるさと納税の見込額の増に伴う募集支援業務に係る委託料を、基金積立事業において、減債基金及び公共施設整備基金への積立金等をそれぞれ増額し、地域公共交通活性化事業において、路線バスの運行維持に係る補助金を計上するものでございます。

衛生費については、総合保健福祉センター管理事業及び聖苑管理事業において、電気料金等の高騰に伴い、指定管理に係る委託料等を増額するものでございます。

農林水産業費については、農地中間管理事業において、農地集積・集約に係る補助金を増額し、しどりの里管理事業において、空調設備の故障に係る修繕料を計上するものでございます。

教育費については、小学校及び中学校の感染症臨時対策事業において、国の補正予算に伴い、感染症対策に係る消耗品費及び備品購入費等を増額するものでございます。

諸支出金については、国・県負担金等返納金において、前年度の精算等による返納金を増額するものでございます。

また、歳入については、追加交付により地方交付税を増額し、交付見込額の減により、地方譲与税及び環境性能割交付金を減額するものです。その他歳出補正予算との関連において、繰越金、諸収入をそれぞれ増額し、国庫支出金、県支出金、繰入金、市債をそれぞれ減額するものでございます。

さらに、繰越明許費としまして、下菅谷地区街路整備事業ほか10事業において、各事業諸般の理由により、事業費を翌年度に繰り越すものでございます。

続いて、議案第11号をお開き願います。

議案第11号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ2,520万6,000円を減額し、53億3,176万4,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、国民健康保険事業費納付金については、算定額の確定に伴い、一般被保険者医療給付費分、一般被保険者後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に係る負担金をそれぞれ減額するものです。

また、歳入については、繰越金を増額し、国民健康保険税、繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、議案第12号をお開き願います。

議案第12号 令和4年度介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ3億114万4,000円を追加し、51億234万2,000円とするものでございます。

歳出の主な内容として、保険給付費については、審査件数の見込み増に伴う審査支払手数料を、地域支援事業費については、介護予防ケアマネジメントの利用者数の見込み増に伴う委託料を、基金積立金については、介護給付費準備基金への積立金等をそれぞれ増額するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、県支出金、繰越金を増額し、国庫支出金、支払基金交付金、繰入金をそれぞれ減額するものでございます。

続いて、議案第13号をお開き願います。

議案第13号 令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

予算総額から、歳入歳出それぞれ162万4,000円を減額し、8億1,837万6,000円とするものでございます。

歳出の内容として、分担金及び負担金について、広域連合納付金において保険基盤安定納付金の確定により負担金を減額するものです。

また、歳入については、繰越金を増額し、繰入金を減額するものでございます。

続いて、議案第14号をお開き願います。

議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算。

令和5年度那珂市一般会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ226億2,000万円で、前年度比3.5%の増となっております。

続いて、議案第15号をお開き願います。

議案第15号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算。

令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億円で、前年度比0.9%の増となっております。

続いて、議案第16号をお開き願います。

議案第16号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計予算。

令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300万円で、前年度同額となっております。

続いて、議案第17号をお開き願います。

議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。

令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出をするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ47億5,000万円で、前年度比0.8%の増となっております。

続いて、議案第18号をお開き願います。

議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算。

令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に

基づき提出をするものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,000万円で、前年度比3.7%の増となっております。

続いて、議案第19号をお開き願います。

議案第19号 令和5年度那珂地方公平委員会特別会計予算。

令和5年度那珂地方公平委員会特別会計予算を地方自治法第96条第1項第2号の規定に基づき提出するものでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ70万円で、前年度同額となっております。

続いて、議案第20号をお開き願います。

議案第20号 令和5年度那珂市水道事業会計予算。

令和5年度那珂市水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出をするものでございます。

続いて、議案第21号をお開き願います。

議案第21号 令和5年度那珂市下水道事業会計予算。

令和5年度那珂市下水道事業会計予算を地方公営企業法第24条第2項に基づき提出するものでございます。

続いて、議案第22号をお開き願います。

議案第22号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定に基づき市道路線の認定をするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

◎選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙について

○議長（萩谷俊行君） 日程第8、選挙第1号 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選出議員は1名であります。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よって、選挙の方法については、指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よって、指名の方法については、議長において指名することに決定いたしました。

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に、寺門 厚議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において、指名いたしました寺門 厚議員を茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認め、よって、ただいま指名いたしました寺門 厚議員が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

なお、当選されました寺門 厚議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午前11時36分

令和5年第1回定例会

那珂市議会会議録

第2号（3月2日）

令和5年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第2号)

令和5年3月2日(木曜日)

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(18名)

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
13番	勝村 晃夫 君	14番	武藤 博光 君
15番	笹島 猛 君	16番	君嶋 寿男 君
17番	遠藤 実 君	18番	福田 耕四郎 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	大森 信之 君
総務部長	渡邊 莊一 君	市民生活部長	玉川 一雄 君
保健福祉部長	平野 敦史 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	根本 雅美 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	鈴木 将浩 君
会計管理者	茅根 政雄 君	農業委員会 事務局長	海老澤 美彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤 裕一 君		

議会議務局職員

事務局長 会沢 義範 君 次長補佐 三田寺 裕 臣 君
書 記 田 村 栄 里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者の名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問事項については、一般質問通告書のとおりであります。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会期日程の中に一般質問の順番及び期日を定めました。したがって、今期定例会の一般質問は、本日は通告1番から5番までの議員が行います。明日は、通告6番から10番までの議員が行います。

また、会議中は静粛をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、ご配慮を願います。拍手等についても、ご遠慮くださるようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、手指の消毒及びマスクの着用にご協力をお願いいたします。

◇ 花 島 進 君

○議長（萩谷俊行君） 通告1番、花島 進議員。

質問事項 1. まちづくり委員会について。2. 発泡スチロールごみの収集方法について。
3. 東海第2原発の再稼働問題について。4. 新型コロナウイルス感染症対策について。5. 会計年度任用職員制度について。

花島議員、登壇願います。

〔9番 花島 進君 登壇〕

○9番（花島 進君） 早速、質問に入らせていただきます。

まず、まちづくり委員会について。

先日、額田地区のまちづくり委員会の方、また、来期のまちづくり委員会の方から、まちづくり委員会事務局事務員の報酬が少ないとの訴えを受けました。

那珂市では、各地区にまちづくり委員会と、それにつながる自治会があります。これらは、行政機関とはある程度独立しています。ですが、一定の独自の自主性を持つてはいるものの、市政の補助の役割も果たしています。市の条例にもまちづくり委員会が記載され、市から財政支出もあります。市執行部として、まず、まちづくり委員会をどのように位置づけているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

地区まちづくり委員会をはじめとする市民自治組織は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例において、「市民自らの意思により、地域の発展や課題解決について考え、行動する多様な組織」として位置づけられており、その役割として、「地域内の市民の参加により、地域内の情報を収集・発信し、相互扶助の精神により地域の発展と課題解決に努めなければならない」と規定されております。

地区まちづくり委員会は、市内全ての地区にあり、本市の協働のまちづくりを推進するパートナーとして、自治会、市民活動団体、事業者などとの交流や情報交換、行政との連絡調整と地域課題の解決に取り組んでいる自治組織になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） それでは、各地区のまちづくり委員会の活動をどのように見えていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

少子高齢化や核家族化が進み、ライフスタイルも多様化するなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化をしております。

このような中、各地区まちづくり委員会におきましては、世代間交流、防犯活動や環境美化活動など、様々な自治活動を自らの創意工夫により取り組み、地域コミュニティの活性化に力を注いでおり、さらに、地域と行政をつなぐパイプ役としての役割も担っていると認識をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） では、一定のプラスの評価をなさっているということかと思えます。

ですが、市の自治的な組織といっても、各地区ごとに住民たちだけで財政負担というんですか、できる状態にはないと思えます。

さきに述べましたように、額田地区のまちづくり委員会関係者から、配置する事務職員の報酬が少なく、事務局員を確保するのに苦勞しているという話を聞きました。実際に私が若干調べたところ、拘束時間が長いにもかかわらず、月15万円という設定になっているそうです。それには社会保険も入っていません。そういうことから、若干それはまずいんではないかと。拘束時間から報酬の時間単価を計算しましたら、茨城県の最低賃金は満たしていますが、市の会計年度任用職員よりも悪い処遇になっているように思います。

市からまちづくり委員会に財政支出がありますが、その基本の考え方、そして、それを具体的にどう設定しているかをお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

地区まちづくり委員会には、地域の発展や多様化する地域の課題解決に取り組む活動を支援するため、市の規則に基づいて、地域まちづくり交付金を交付しております。

交付金の内訳は、均等割として130万円、人口割として1人当たり70円、さらに、事務局員配置分として180万円を交付しております。

議員ご指摘の事務局員配置分を含む地域まちづくり交付金の見直しにつきましては、改めて社会情勢の変化やほかの市町村などの状況を把握し、地区まちづくり委員会委員長連絡会議において、今後、協議をしてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） じゃ、検討してくださるということですので、確認として質問します。

まちづくり委員会事務局員の処遇と那珂市の会計年度任用職員の処遇を比較すると、どうなりますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

地区まちづくり委員会の事務局員と本市の会計年度任用職員では、業務の内容などに違いもあることから、一概に比較はできませんが、地区まちづくり委員会の事務局員は、賞与の

支給がなく、社会保険なども適用されていないと伺っております。本市の会計年度任用職員は、任用条件により賞与が支給され、社会保険なども適用になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 会計年度任用職員より処遇が大分悪いという認識は確認できました。

まちづくり委員会の活動内容そのものは各地区によって違うかもしれませんが、一定の拘束時間で一定の仕事をしてもらうためには、それなりの処遇が必要だと思っています。

今回の質問で、事務局員の処遇を直ちに改善するという回答は得られなかったのは残念ですけれども、市が進める協働のまちづくりなど、まちづくり委員会や自治会の役割を考慮の上、改善を今後検討するよう求めます。

次の質問です。

那珂市では、発泡スチロールゴミは専用のゴミ袋に入れ、所定の集積所に出すことになっています。出し方が分かりにくいという問題があります。

実は、私自身も間違った出し方をしてしまったことがあります。

質問です。

発泡スチロールゴミを専用の指定の袋に入れなければならない理由は、何かありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

発泡スチロールを袋に入れて出す理由でございますが、本市においては、ゴミ出しのルールを守り、責任を持っていただくため、発泡スチロールに限らず、可燃ゴミなどについても市の指定袋に記名し、排出していただいているところです。

なお、指定袋に入らない場合には、ひもで束ね、記名した指定袋を巻き付けて出していただければ回収をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） まず、袋に入らなければ、袋に名前を書いたやつを縛りつけて出すのでよろしいかと思えます。私はよく分かっていませんでした。

実は、私、結構大きなものを出すので、袋に入れるためにかなり細かく切らなきゃならなくて、細かく切るとゴミが散るんです。ですから、その辺も市民の方に分かるようにしていただきたいと思えます。

一方、発泡スチロールについて、間違った出し方をしている方が見受けられる話も聞いています。さらなる周知が必要だと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

発泡スチロールの出し方につきましては、毎年、資源物の収集日程表に記載し、全世帯に配布をしているところですが、議員のおっしゃるように、指定袋を使用せずに排出され、回収してもらえないといった相談が年に何度かございます。

市といたしましては、発泡スチロールを含むゴミ出しのルール of 徹底を図るため、広報なか、ホームページ、SNS等で周知を継続してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 次の大項目に移ります。

東海第二原発の再稼働関連の質問です。

まず、再稼働の可否に関わる6市村の首長の話合いや、日本原電との協議の現状はどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

原子力所在地域首長懇談会では、昨年5月に東海第二発電所の安全対策工事の進捗状況を視察しております。

さらに、8月の首長懇談会では、東海第二発電所で行われている安全対策等の取組状況について、茨城県が設置している東海第二発電所安全性検討ワーキングチームでの審議状況の説明が茨城県よりありました。

また、日本原子力発電株式会社からは、現在、東海第二発電所で行われている重大事故等に対する安全対策工事の進捗状況と、工事で設置される設備が事故の進展に応じてどのように機能するのかなどの説明がございました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 県の広域避難計画について質問します。

県は、広域避難計画の避難所面積基準を変更するようですが、避難先の床面積を1人当たり3平方メートル以上とすると、これまでの2平方メートルの1.5倍以上です。以前の計画でも、避難先の面積がぎりぎりだったので、避難先の配分を大幅に計画し直さなければなりません。具体的な動きはどうなっていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

茨城県は、今年1月に地域防災計画を改定し、避難所を確保する際の面積の目安について、1人当たり3平米以上と見直しをいたしました。現在は、市町村避難所運営マニュアル基本モデルの検証が茨城県避難所検証委員会において行われており、避難所の1人当たりの面積についても議論がされております。

2月には、常陸太田市の旧県立佐竹高校体育館において、実際にパーティションメントを

設置して検証をしており、その結果については年度内に取りまとめられる予定と伺っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 少し具体的なイメージができるようなことを進めているということらしいですが、3平方メートルにするというめどというのは全然立っていないということですね。分かりました。

次の質問です。

年末に原電から県に事故のシミュレーションが提出されたとのことですが、どのような内容でしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

昨年12月に、県に提出された東海第二発電所の事故を想定した放射性物質の拡散シミュレーションは、フィルタ付ベント装置が作動した場合と、安全対策設備が一斉に機能喪失した場合の2種類の事故が設定されており、加えて、2020年度の年間気象データから3つの気象条件を抽出して想定されたものになっております。

県では、この事故想定や評価方法、評価条件などを、第三者に委託して専門的見地から検証を行い、結果が妥当と判断した後、国や関係市町村と共有を図り公表することとしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 放射性物質の拡散シミュレーションはまだ公表されていないということですね。後で見たいと思います。

次の質問です。少し長くなります。

国は、原発政策を大転換しようとしています。

岸田首相は、かつては原子力発電は順次減らしていく趣旨の姿勢でしたが、急に転換し、既存の原発の運転期間規制の緩和、再稼働の推進、さらに、新型炉の開発などを言うようになりました。原子力委員会、原子力規制委員会もそれに同調しています。

原子力規制委員会は、以前の「運転は40年まで、特別な審査を経てもプラス20年まで」としていたものを、「原子力規制委員会が意見を言うべきことではない」と言い出しています。

一方、原子力委員会がパブリックコメントを求めた「原子力利用に関する基本的考え方」の中では、見識のある者が責任を持って書いたとは思えない絵空事をベースにしたことが書かれていました。いくつかの例を示します。

1つ目、安全文化についての記述で、「組織内外を問わず、根拠に基づいて誰もが様々な

意見を言い合える文化をつくり出せるよう、組織的な努力を継続することが重要である」としています。その考えは全く賛成です。ですが、実際にそのような組織的な努力がなされているようには全く見えません。私が裁判に関わっている旧動燃で行われたひどい差別について、国や地位のある原子力関係者から反省や是正の動きが全く見えません。

2つ目、電力需給の逼迫についての記述で、原発の稼働が増えれば、あたかも需給の逼迫が改善されるかのように匂わせています。ですが、最近の需給逼迫は、需要予測の外れと予想外の事態も含めた電力供給準備の不足から起きたことであって、絶対的に発電設備が足りないものではないことを理解していません。原発を動かしたいから需給の逼迫と言っているだけです。

3つ目は、徹底的なリスク管理を行った上だと言っていますが、起こり得る事故のシミュレーションをほとんどしない、あるいは、周辺住民に知らせない状況があります。言葉だけ「徹底的なリスク管理」と言っても、それをどう構築するか、できるのかを考察せず、むなしく言葉を述べています。

私たちの近くの東海第二原発に関して言えば、周辺に大変大きな人口と資産があることを考慮し、リスク管理を考えれば、稼働しないのがまともなリスク管理になりますが、そのようなことは検討されることも聞こえてこないのが現状です。

国際原子力機関 IAEA は、立地検討のガイドラインで、周辺の人口や資産を考慮に入れると言っています。しかし、我が国は、そのガイドラインを無視しています。徹底的なリスク管理など、なされる気配はありません。

4つ目は、原子力委員会の文書の各所に、「東電福島第一原発事故の反省、教訓を原点としつつ」などと記述しています。しかし、福島事故の反省、教訓は何だったのか示されていません。起きたことを、ただ「起こしてしまった」と思うだけなのではないでしょうか。何が悪かったのか明確な検証なしに反省を言っても、気持ちの表明だけです。国の政策としては、全く不十分です。福島事故から10年以上たっているのに、しっかりした根本原因の指摘がないのは理解に苦しみます。

5つ目、「原子力関連機関は立地地域への丁寧な説明などを図ってきている」と記していますが、実態を知らないか、知っているとしたら、うその記述です。少なくとも東海第二原発では、丁寧な説明など行っていません。那珂市議会原子力安全対策常任委員会は、毎年、事業計画の説明を聞いていますが、その中で、厳しい質問にはまともな答えが返ってこず、気持ちの表明や質問へのはぐらかしを試みるばかりです。度々行われる住民への説明会でも同様です。

6つ目は、テロ対策についての記述です。

「万一、原発への弾道ミサイル攻撃があった場合は、自衛隊による多層防衛により対処することとしている」とありますが、国家的な規模の攻撃に対して守り切れると考えるのは、夢想も甚だしいです。迎撃ミサイルなどがあっても100%の防御はできないのは、軍事での

常識です。軍事に関する知識がなくとも、今、ウクライナで起きていることの報道を見れば、「70発中50発を撃墜したが、ほかは着弾した」などが頻繁に起きている。そういう報道を聞いていると思います。また、攻撃されそうになったときに止めるとしても、甚大な被害を確実に避けられるものではありません。2011年の福島第一原発では、運転していなかった4号炉でさえ、使用済み燃料の冷却についてどんな騒ぎが起きたのか、原子力委員が知らないわけがありません。

このように、現実をきちんと見ない、また、冷静な分析を全くしない方々が原子力政策を推進しようとしています。

この現実の中、東海第二周辺の自治体は、東海第二の再稼働可否に判断が必要になります。那珂市長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問いただきました。

脱炭素社会の必要性やエネルギー事情の変化に鑑みると、国の基本方針は安全性の確保を大前提としており、十分な議論による結果であるものと捉えており、方針の趣旨は理解をいたしますが、政策決定、推進に当たっては国民の理解を得ることも大変重要であり、このプロセスにおいて、もう少し丁寧に進める必要があると考えております。

そのような背景の中、国は、従来、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合のみその判断を尊重し、地元の理解を得ながら、原子力発電所の再稼働を進める方針であります。よって、東海第二発電所についても、設置許可の審査は済んでおり、国の再稼働を目指す方針に、今回特に変更があったとは受け取っておりません。

いずれにしましても、これまで答弁してまいりましたように、東海第二発電所の再稼働については、国の動向や原電の工事スケジュールに左右されることなく、まずは市民の安全を最優先とする広域避難計画の策定を進めてまいります。その上で、東海第二発電所の再稼働につきましても、議員をはじめとする住民の理解が得られない限り、認められないと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 議会と市民の理解が得られない限り再稼働は認められないとのこと、よろしく申し上げます。

ただ、一言申し上げたいのは、原子力規制委員会の規制について、「世界最高水準」とかの言葉を時々聞きます。ですが、その根拠を聞いたことがありません。それ以前に、最高だろうが最低だろうが意味がない。原発の性格に見合った安全水準であることが必要なので、世界最高水準など、ただの飾り言葉です。そのような虚言を振り回す方々が原子力関係に多くいることを心に留めておいていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

新型コロナ感染症対策についてお伺いします。

新型コロナ感染症は、感染後の死亡率は下がったものの、新規感染者数は、波はあるものの、波を重ねるごとに増えているように見えます。高齢者の死亡率も高いです。

一方、人の諸活動をいつまでも制限できないこともあり、新型コロナ感染症が5類に変更されることが検討されていますが、どういう変更が予定されていますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更については、1月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げの方針が示されたところです。

これにより、患者などへの対応については、医療費の自己負担分に係る一定の公費支援について期限を区切って継続することや、幅広い医療機関で新型コロナウイルス感染症の患者が受診できる医療提供体制の段階的な移行などについて検討がされています。

さらに、感染症法に基づく発生届は終了となるため、感染の動向を把握する方法の見直しについても検討がされています。

また、ワクチン接種については、感染症法上の位置づけの変更にかかわらず、必要な人には引き続き自己負担なく受けられることで検討が進められております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 国は、方向は示しても、具体的な部分がまだまだ見えないところがあるようです。今後の市の対応はどうなっていくのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

感染症法上の位置づけが変更された後においても、基本的な感染対策は重要でありますので、3つの密の回避、人と人との距離の確保、手洗いなど手指衛生、換気などの励行について、市民の皆様にお知らせしていくなど、周知を継続し、実施してまいります。

ワクチン接種については、公費負担が継続される見込みであることから、接種券の発送などのワクチン接種に関する事務は、来年度も継続して実施していくことを想定しています。

それぞれの変更内容の具体的な内容については、現在、国で検討が進められており、3月上旬をめどに具体的な方針が示される予定となっております。今後も、国から具体的な内容が示され次第、速やかに対応してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 状況は分かりました。

厚生労働省の対応は、私は、いろんな事実の開示とかデータの開示について、非常に不信を持っています。ですが、国の方針と、それに沿った市の対応も大事なことなので、しっかりお願いします。

次の質問です。

初めに伺います。那珂市の職員の現員の内訳はどうなってますでしょうか。正職員、あるいは会計年度任用職員、特別職など、どうなっているかをお聞きます。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

令和5年1月1日現在の人数で申し上げます。

正職員は485名でございます。内訳としましては、市長部局、議会、農業委員会、水道とか下水の企業等も含んだ職員が337名、それから、教育委員会が51名、消防本部が97名というふうになっております。

また、会計年度任用職員につきましては、387名となっております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 随分、会計年度任用職員の割合が多いかなと思います。

次の質問ですが、会計年度任用職員が行っている業務は、どのようなものがありますでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊荘一君） お答えいたします。

会計年度任用職員の業務は、様々な業務がございます。主に、正職員の事務補助的な仕事を担う職員が約120名、そのほか、保育士が37名、調理員23名、図書館の職員21名、保健師4名、学童保育の支援員56名、教員・講師等が28名、それから、技能労務職員ということで、様々な土木のほうでの道路の復旧作業の手伝いとかそういう形の職員が48名でございます。そのほか、また別な職種で約40名ということで、多岐な分野にわたって職員が採用されております。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） いろいろ幅の広い職務を遂行しているということが分かりました。

議員には市の職員配置表が配られるんですけども、その中に会計年度任用職員の方の名前が載っていないんです。ちょっとそれはどうかなと思います。事務のミスなんかも今ある中で、職員全体の士気を上げる上では、その点もきちっと配置表に記載して、それなりの位置づけをして仕事をしてもらっているんだということも示すことが大事かと思えますし、議員とかその他の市の関係者に、どこにどういう方々が働いているかを示すことも大事かと思うんですが、配置表に会計年度任用職員も含む記載をしてはいかがかと思うんですが、いか

がですか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

現在、皆様にお配りしております職員の配置表につきましては、会計年度任用職員の氏名は掲載しておりません。会計年度任用職員は、身分上は正職員と同様の地方公務員でございます。正職員の事務補助的な業務をしているのが主な業務でございます。

しかしながら、先ほど申しましたように多種多様な職種がございます。勤務形態も、職員のようなフルタイムでもございません。勤務形態で言いますと、1日数時間勤務、または週に数日、または月に数回、または数か月の雇用ということで、様々な雇用形態があるのが現状でございます。それで、職員配置表には原則として、現在、常勤の職員を掲載しております。雇用期間が短期間、短時間勤務、年度途中で入れ替わりの多い会計年度任用職員の氏名を掲載することは、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 非常に短期な方も含めた勤務状況、勤務期間がある事情は分かりました。ですが、全員ではなくとも、少なくともある一定の期間働く方、勤務月数なり時間が長い方は配置表に記すべきと考えています。

また、全職員一覧のものでなくても、各部ごととかそういうものであってもいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 総務部長。

○総務部長（渡邊莊一君） お答えいたします。

まず、議員のおっしゃるように、会計年度任用職員の意識の醸成にもつながる方も中にはいらっしゃるかもしれません。また、そのような意識の醸成のような目的で、職員配置表を作成するとすれば、本来、勤務時間などによらないで、差別をしないで、全ての会計年度任用職員を掲載するべきだというふうに思う方もいらっしゃるかもしれません。

そもそも、職員配置表には、原則的ですがけれども、正職員の配置、役職、氏名を表示するために任意で作成しているものでございます。市役所の関係者や市役所の職員、また、関係者のみ配付しており、ホームページ等で積極的に公表しているものではございません。そのようなことから、現時点では全ての会計年度任用職員を含めた職員配置表作成の必要はないというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 花島議員。

○9番（花島 進君） 若干意見は分かれるようですが、こういう要望があったということを中心に留めて、今後に生かしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告1番、花島 進議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時35分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 武 藤 博 光 君

○議長（萩谷俊行君） 通告2番、武藤博光議員。

質問事項 1. 学校教育について。2. 民俗資料館の今後について。3. 中央公民館のバリアフリー推進。4. 第二の高速インターについて。5. 道路行政について。6. 今回実施したペイペイについて。

武藤博光議員、登壇願います。

〔14番 武藤博光君 登壇〕

○14番（武藤博光君） 日本維新の会、武藤博光でございます。

今回、6個の質問事項を掲載させていただいたわけですが、私自身もこのところ、ちょっと一般質問遠のいておりましたので、少しまとめて熱く一般質問を行っていきたいと思います。

まず、学校教育についてなんですけれども、これ、やはり子育て支援と非常に大きく関連しているわけでありまして、今年4月1日からこども家庭庁なるものが発足するわけでありまして、今までにない予算の増加、いわゆる国としての予算規模も大きくなるということになっておるわけでございます。

やはり出生者数が去年は80万人を割っている、しかも、本当に日本人の国籍を持つ人と77万人くらいになるということもありまして、今のコロナ禍で結婚の数も減っている。そしてまた、出産数も減っている。少子化が加速的な危機的状況で進んでおるのが現状であります。

そのような中で、この少子化は、将来の働き手の減少をもたらして、また、経済の縮小にもつながる。社会保障制度の維持も難しくなっておりまして、年金や医療、介護などの社会保障給付なども非常に厳しくなっているわけでありまして。

ですから、今のこの少子化というものは、どこの自治体に取りましても非常に喫緊の課題となっているのが実情でありまして、いわゆるどこにお家をつくるのか、どの市につくるのか

かというのも、今の若い人たちは非常に真剣に考えているという話を、住宅メーカーの方から話を聞いたわけでございます。やはり子育てが充実している、もしくは、電源立法などで電気料が安い地区、そしてまた、高齢者になったときのいわゆるシルバー世代に対する手厚い介護があるところなどというものを総合的に判断して、今の若い世代の人たちは住宅をつくるというような話を聞いておるわけでございます。

このような中で、やはり国としましても、様々な子育て支援を行っていくわけでありまして、子供関連予算がGDPの2%などというように、従来とはいわゆる比較にならないほど予算が取られているわけで、結果としてそれが地方自治体にもその流れが下りてくるということになっておるわけでございます。

総理は、少子化対策において、異次元の少子化対策に挑戦するなどという発言から、次元の異なる少子化対策というように言い換えをしているようでありますけれども、いずれにしましても、国を挙げて、そしてまた市町村を挙げて、子育てに向かわなくてはならないというような状況であります。

その中で、日本維新の会は大阪に本拠地を持つところなんですけれども、先日、私も大阪に行ってみまして、やはり何が違っているのかというのを少しずつ理解しているわけでございますけれども、まず、やはり教育費の無償化というのが上げられておるわけで、その中でも今回、学校教育の中で中心となってくる給食費。この給食費は、今回、私の一般質問、最初なんですけれども、ほかの同僚議員も、ほか3名の方がこれについて問いただすというような流れになっております。

実は、この問題、2年前、取り上げてきたわけでございますけれども、当時とやはり社会情勢も異なっておりまして、2年前はウクライナ戦争もなかったし、コロナではあったんですけれども、これほどひどくなるとは思わなかった。そのような観点から問いただしたわけなんですけれども、今回、今の情勢において、近隣の市町村の動向、これについてお伺いしたいと思えます。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

本年度までに学校給食の無償化を実施している自治体は、近隣の城里町のほか、大子町、河内町、潮来市、北茨城市がでございます。

また、令和5年度からは、水戸市と日立市が実施を予定しており、県内自治体では7市町となります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） この問題については、何度も担当の課のほうから、いわゆる日によって今回の4月からの採用が若干増えてきていまして、何回か今まで訂正をいただいたんですけれども、この中で、資料を頂いたんですけれども、水戸市は令和5年度から中学校のみ

無償化と。そしてまた日立市も期間限定で今年度から行おうと。そしてまたつい最近入った話なんですけれども、隣のひたちなか市でも期間限定で無償化を行おうと。

このように、那珂市を取り巻いている市町村、城里町も入っております。城里町は平成30年度から無償化を実施しているというように、本当にこの那珂市を中心として、南も北も東も西も全て無償化になっていると。このようなことは、やはりこの那珂市も将来的には本当に喫緊で構わないと思いますので、やはり何らかの形でもって無償化を行っていただきたい。そうすれば、本当に近隣から那珂市に住みたいなというような若者が増えると思います。やはり将来の那珂市の人口を増やすためにも、このような形でもって取り入れていただければありがたいなというふうに思っております。

続きまして、この子育て支援の観点から無償化を推進するというところでございますけれども、先ほども述べましたように、いわゆる今の若い世代というのは、昔と違って人口の流動化というのが非常に激しいわけでございます。ですから、那珂市生まれ那珂市育ち那珂市で住むというような一連の流れから、近隣の市町村から那珂市に入ってくる例が非常に多い。特に菅谷地区とか竹の内地区ですね、あの辺りの住宅というのは本当にあちらからこちらから入ってくるわけでありまして、そのような方たちの子育て支援もしていかななくてはならない。

そのような中で、この給食費の無償化、どのようなことで推進していくのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、議員のご質問の趣旨にもございますとおり、第一義的には子育て支援の施策であると認識しております。

教育委員会の立場から申し上げますと、教育委員会が担任している教育施策の基本は、児童生徒を対象として、学力はもとより、学校生活を通して人間性の涵養や社会性の獲得を目指すものです。

また、学校給食も、栄養バランスの取れた食事を通して健全な体をつくるとともに、将来、自らが健康な生活を送れるよう、食を通じた教育の場面でもございます。

このようなことから、子育て世帯への経済的支援という目的を持った事業の実施につきましては、教育委員会だけで判断できるものではなく、まちづくりの観点から、市長はじめ福祉や企画、財政部局とともに判断していくべきものと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） まさしくおっしゃるとおりでございまして、本当にこの財政的な問題というのがあるので、決して教育委員会単独で行えるものではないと、このように思っております。やはり限られた財政の中で、いわゆるあらゆる部分のところを、無駄遣いをなく

す、そのような形でもって予算措置を総合的に判断して、様々な分野から財政支援をしていて、今、発言ありましたけれども、単なる教育委員会のみならず市長部署、そしてまた福祉などと協議して、ぜひとも早い段階で実現していただきたい、隣近所の市町村に足並みをそろえていただきたいと思うわけでございます。

続きまして、民俗資料館の項に移りたいと思います。

この民俗資料館、多分、平成3年の頃、いわゆる総合運動公園をつくるということで、その頃から検討が進められて、当時は本当に運動公園で終わりかなと思っていたんですけども、気がついてみたら歴史館もできていたと、このような感じでございます。

それにつきまして、どのような経緯でもってあそこに民俗資料館が設立されたのか、理由が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

歴史民俗資料館は、平成6年度に那珂総合公園に併設する形で開設がされました。

経緯としましては、当時、那珂町においてスポーツ施設の設置を計画する中で、他の生涯学習の機能も併せ持つ複合的な公園を整備するという方針が出されました。文化的な施設として資料館を設置することとなったものです。

ちょうど那珂町史の編さん事業が終了した時期でもあり、収集した資料の保管場所としても機能することになりました。

なお、複合型の公園と位置づけたことで、特色あるまちづくりを推進する地域総合整備事業に合致し、特定財源の確保にもつながったと聞いております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 当時、私も那珂町の町会議員とかやっていたけれども、当時、この総合公園、いろんな諸問題もあったんですけども、結果としてすばらしい公園になったというふうには思っておりますけれども、その中の位置づけで、いわゆる公園プラス何かの文化施設ということでいろんな補助金が出たと、そのような感じだったと思いますので、この件に関してはよく分かりました。

続きまして、この民俗資料館、様々な利用がなされておるわけでございますけれども、このコロナ禍において、やはり様々なイベントが少なくなったというふう聞いております。そのような中で、この民俗資料館に来館する方々、何名くらいがいて、あとはどのようなイベントがあったのか、それについて分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

過去5年間の来館者数につきまして、延べ人数でお答えをいたします。

また、資料館では、企画展を年に2回、季節展を3回開催しておりますので、その主な展

示の中で来館者数を申し上げます。

コロナ禍前としまして、まず、平成29年度の年間来館者数は1万5,677人で、茨城の魅力展には2,546人、雛人形展には5,160人が来館いたしました。

平成30年度は1万4,372人、思い出の茨城国体展に2,282人、雛人形展に3,805人。

令和元年度は1万2,010人で、埋蔵文化財出土品展に2,728人、雛人形展に2,613人ございました。

令和2年度以降は、コロナ禍により企画展の中止や、蔓延防止措置による臨時休館があったため、来館者は減少しております。

令和2年度は、企画展の開催がない中でも1,966人が来館しました。

令和3年度は、企画展等を再開し、自慢の収蔵品展に874人、那珂のひなまつり展に1,926人、年間では6,150人の来館がありました。

なお、令和4年度は、予定していた全ての展示が開催できたこともあり、2月19日時点で既に昨年度を1,000人上回り、7,245人にご来館いただいております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） あそこの公園が、今度ネーミングライツで、前の那珂総合公園からLucky FM公園ということになったことで、少しは近隣の方々もいろんな面で来やすいし、来館者も増えているかなというふうに思ったわけでございます。

そのような中で、いわゆる開館以来30年近く経過したわけで、かなり老朽化も見られるというふうに思っております。

そのような中で、つい先日、額田のいわゆる自治会長さんとかまちづくりの人たちの中で、額田の今後をどうするかということでもって話合いがあったわけでございます。

その中で、鈴木家住宅についてもお話が出てきました。この鈴木家住宅は、非常に老朽化も激しくて、先日、額田の議員の方、合計3人で伺ったわけですがけれども、非常に保存状況が芳しくない。雨は漏るし、いわゆる建屋も傾いていると。様々な地震とか風雪の下にほとんどのものが老朽化してしまったと。そのような段階にあるわけでございます。

この鈴木家住宅について、今後、どのような現状であるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現状につきまして、由緒も含めてご紹介したいと思っております。

本市では、3つの建築物が文化財指定となっておりますが、茨城県の指定を受けているのは、この鈴木家住宅のみとなっております。

由緒としまして、徳川光圀をはじめとする水戸徳川家との関係性や、江戸時代初期の建築様式の希少性といった点から、大変価値のある、本市を代表する文化財となっております。

しかしながら、300年を尤に超える建物であり、これまで適切な修繕もままならなかった

こともあって、全体的に損傷が進んでおります。躯体が傾き始めているほか、特にかやぶき屋根からの雨漏りが激しく、畳やふすまはもちろん、貴重な書院造りの部分にも多大な被害が出ているという状況です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） この当家なんですけれども、当家の意向としては、もはやいわゆる補助金が出ますよね、県と市のほうから出るんですけれども、それにしても自分の負担分、2分の1について、とてもではないけれども負担することは困難であると、このような話を伺ってきたわけでございます。

このように、今この文化財であるが故に、非常に保存が難しくなっている。この難しくなっている当家の意向を踏まえたと、やはり市のほうである程度面倒を見ていただければなというふうに思うんですけれども、今後の課題と対応についてお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほどから、議員からご指摘があるとおり、非常に損傷が進んでいる状態です。この中で、果たして文化財としての価値が維持できているのか、また、どのように保存していけばよいのかといった懸念があったことから、昨年12月に茨城県に対して専門家の派遣を依頼し、調査を実施しております。

傷んではいるが、十分に文化財の価値は維持できていると評価いただけた一方で、雨漏りの緊急修繕の必要性について助言がございました。

これらを踏まえ、1月の臨時議会の際には、雨漏りの緊急対応に係る補正予算を議決いただいたところです。

しかしながら、あくまでも当座の対応にとどまっております。文化財の保存管理においては、所有者が役割を担うことが原則であることから、市が主体となって本格的な対策を実施するのは非常に困難です。

所有者の方からは、数年前から、修繕費の負担はもとより、管理や見学者対応の負担はできかねるといったお話も出ております。

教育委員会としまして、また、那珂市として、鈴木家住宅をどのようにしていくべきか、明確な方針を出す時期に来ていると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 当家の意向としても、やはり重要な歴史的遺産であるので、できれば市のほうに移管したいと、そのような意向が確認できたわけでございます。

額田のまちづくり委員会としましても、要望書なりを教育委員会なりに提出していきたいと。額田のまちづくり委員会は、NAP2030という組織がございまして、それは額田全般

の観光や歴史的遺産などを今後の額田のみならず、地域に広く分かっていただくために設立された組織なわけでありますけれども、そのような組織の下にまちづくり委員会とは別な形でもって今後、組織化されていくと思えますけれども、一丸となってこの問題については取り組んでいきたいと。地域と行政が一緒になって取り組んでいければよろしいのかなというふうに思っております。

続きまして、先ほどの民俗資料館、設立以来30年も過ぎて、あの中には額田城の模型図があるんですよ。その模型図からしまして、やはり今後、あそこがL u c k y F M総合公園になったということで、一度切り離して、将来的に額田周辺に移転してはどうかと、このような経緯でございます。

これは、額田とまちづくり委員会の方々と協議したときも、やはり額田に欲しいよねというようなことです。

今のところ、残念ながら額田地区には、いわゆる市の施設というものが存在してございませんので、やはりこの那珂市の近郊にある文化施設の配置という面においても、ぜひとも移転していただきたいと、このように思うんですけれども、いかがでございましょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

歴史民俗資料館の移転につきましては、今回、初めてご提案をいただいたこともあり、ご提案として承っておきたいと思えます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） それと、鈴木家住宅もやはり場所柄、非常に今のところ住宅の、2軒住宅がありまして、そこに人が住んでいるわけでありまして。

その中で、以前、那珂市でも会沢貞美さんが昔、議員をやっていた頃、今お亡くなりになってしまいましたけれども、あの家がひたちなか市にある公園に移されて、今でもそこで存在していると。ひたちなか海浜公園に行くというと、会沢家住宅というのがあるんですけれども、やはりあのよう場所を移転するか、もしくは敷地内の移転でも構わないと思うので、一回土台から、基礎からやり直して移築してはどうかということなんですけれども、これについていかがでございましょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

鈴木家住宅の移転につきましては、先ほどご答弁申し上げた所有者とのやり取りの中でも、また、先ほど議員からご紹介があったように、移転してほしいといった言葉、聞いております。

教育委員会としましても、貴重な文化財である鈴木家住宅を多くの方に見学していただきたい思いを強く持っております。広い場所に移転、復元できれば、文化財の有効活用という

新たな展望も出てまいります。

所有者のご意向は一番に考慮すべきところですが、移転ともなれば、まちづくり委員会や自治会をはじめ、額田地区の住民のお考えにも配慮する必要があります。先ほど議員からご紹介いただいたように、地元での機運も高まりつつあるようです。

私どもとしましては、検討を進める上では慎重を期するとともに、損傷がこれ以上進まないよう、スピード感をもって対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） ぜひとも対応のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、中央公民館のバリアフリー推進でございます。

かつては、この中央公民館、昭和60年代頃に設立されたとは思いますが、今、やはり老朽化、もしくは、様々な面でのメンテナンスが必要となっていると、このように考えております。

このような中で、最近、中央公民館、今では芳野とか横堀とかにふれセンができておりますし、今後も4中学区にふれセンができる予定なんですけれども、やはり以前に比べると、この利用者全体というものが非常に減っているというふうに感じております。

これにつきまして、利用者の推移はどのようになっているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

過去5年間の団体数及び利用者数につきまして、延べ数でお答えをいたします。

コロナ禍前としまして、まず、平成29年度の年間利用団体数は2,833団体、利用者数5万9,637人です。平成30年度は2,878団体、6万1,312人。令和元年度は2,732団体、5万7,205人でした。

令和2年度以降は、コロナ禍の臨時休館により、本来の利用者が減少した一方で、ワクチンの大規模接種会場や確定申告の会場に使用されたことで、一定の利用者数を維持しております。

令和2年度は1,758団体、3万2,502人。令和3年度は、公民館講座を通常どおり開催したことで、2,319団体、4万7,977人にご利用いただきました。

なお、令和4年度は、1月末時点で2,117団体、3万3,608人の利用となっており、徐々に回復傾向にございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 地区にふれあいセンター、コミュニティセンターができていますけれども、やはりここは中央地区なもので、やっぱり活発な利用を推進されたいと思っております。

私どもライオンズクラブも、今度、3月の定例会はこの中央公民館で行うというようなことを決めておまして、やはり多くの市民が、団体が利用しやすいような環境を整えていければ幸いかなというふうに思っております。

それに伴いまして、その肝腎な公民館が、バリアフリー化がほとんど推進されていないということで、今ここに新たに明るめの照明、そしてまたエントランスのいわゆる修正、そしてまたエレベーターなどの設置なども希望したいんですけれども、そのあたりについていかにお考えでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

集会ホールに関しましては、実際に利用者から照明が暗いといったご意見いただくことがございます。

中央公民館は、開館から40年近く経過しており、多くの設備が老朽化しております。市民への貸館が公民館としての中心的な役割でありますので、運営上、重要な空調設備や消防設備といった箇所を優先して対応しているところです。計画的に修繕を進めている中で、照明につきましては改善まで至っていないというのが現状です。

また、バリアフリーの観点ですが、現在、高齢者や車椅子の方には、スロープをご利用いただいております。利用者からもエレベーターの設置のご意見はいただいておりますが、先ほどご答弁申し上げたとおり、設備の老朽化が一番の課題となっております。

那珂市公共施設等マネジメント計画に基づき、長寿命化の事業を優先していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） やはり設立以来40年ということで、非常に時代がたったなというふうに思うわけですが、今やはり近隣でも、水戸でも市民文化会館がオープンするんですけれども、やはりそこを見ると、すごく時代の進化を感じざるを得ないと、このように思うわけですので、今後、当市としても大規模改修工事なりをして、市民が使いやすい施設をしていただきたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。再開を11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

武藤議員、登壇願います。

○14番（武藤博光君） 休憩前に引き続き一般質問を続けますけれども、先ほどの中央公民館が今後どうなるかというところでもって終わってしまいまして、私どもとしましては、この中央公民館を、今後あれを大規模改修するのか、もしくは新しく新築するのか、このようなところを僕としては聞きたかったわけなんですけれども、ぜひとも市の予算の中で中央公民館、市民会館というものを積極的な形でつくっていただきたいと、もしくは大規模改修していただきたいと、このようなことでありますので、その点よくご理解のほどお願いしたいと思います。

続きまして、高速インターです。

この高速インターは、市長が新年会、いわゆる那珂市民の新春の集いと、そしてまたつい先日行われました選挙でも、市長が第二インターをつくるということを目にしておりまして、一体どこにつくるのかということで僕自身もいろいろと考えたんですけども、この第二インターというものにつきまして、どのようなものをお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 第二インターということでお答えしたいと思います。

それをお答えするときに、茨城北部幹線道路、水戸外環状道路という兼ね合いがありますので、そちらの関連も含めてお答えをさせていただきます。

この道路につきましては、東水戸道路のひたちなかインターチェンジから重要港湾である茨城港常陸那珂港区を経由して、常磐自動車道及び県北内陸部を結ぶ地域高規格道路でございます。

水戸外環状道路の進捗状況としましては、現在事業中の国道245号から国道6号までの区間については、道路詳細設計を進め、地元説明会や用地取得に着手したと伺っておりますが、国道6号から西の那珂市側については、現在、ルートを検討中でございます。

この高規格道路については、市長が会長を務めている促進協議会が、国及び県に対して常磐自動車道の交差点部への新設インターチェンジも含めた早期事業化を要望しており、災害に強い広域道路ネットワーク構築や物流の促進など、地域経済の活性化にも期待するところでございます。

この交差点部のインターチェンジのことを、市長が言う第二インターという意味でございます。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今、部長から具体的なことを聞いたんですけども、これは市長が直接発しているものなので、市長、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） ご質問いただきました。

この第二インターというか新設のインターチェンジは、今、部長から説明があったように、常陸那珂港東海地区から県北内陸部に向かってくる地域高規格道路、水戸外環状道路と茨城

北部幹線道路と、ちょっと長ったらしい名前ついているんですけども、それが常磐自動車道と交差をします。これは、ずっと以前、那珂町時代からもきっと議員さんの中でお耳にされている方もいらっしゃると思います。県、国の話では、那珂インターか東海スマートインターチェンジを使ってアクセスをさせてもいいんじゃないかという考え方もあったみたいで、私はそれじゃ困ると、やはり直接高速道路に乗り入れるために新しいインターチェンジをつくってほしいということを要望してきました。そういう経緯がございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 市長の熱いお考えがよく分かりました。

確かにこの高規格道路、三十数年ぐらい前から話が出ているのは間違いのないと思います。昔、東海の村会議員の方からも、将来、ひたちなか、東海、那珂を通して県北のほうに行く道路ができるぞということで、非常にこの話は、高規格道路の話は聞いたわけでございますけれども、そこの高速道路と、いわゆる常磐高速と接する地点にインターをつくと。場所的には、どうしても本米崎地区辺りにはなってしまうのではなかろうかなというふうに思うんですけども、先ほど、今、市長が述べましたけれども、東海のスマートを使うのかとの兼ね合いにおきまして、あそこを、前回、同僚の勝村議員のほうからも質問がありましたけれども、いわゆるフル規格のインターチェンジ、そのような形でも可能なのではなかろうかなというふうに思っております。現実的に、本米崎の原研の敷地近辺から、こちらの額田の方向に来る辺りの交差点なんですけれども、決して東海と遠いわけではないし、そのようなことで、私としては東海をフル規格にして、いわゆる避難道路も兼ねると思います。那珂市の場合は、いわゆる東海第二の事故の際は桜川市か筑西市に向かうと。そのような形の避難誘導を考えますと、やはり大型車なども入れない。しかも、様々な点で制約がある。いわゆるフル規格ではないので、ETCがないと走れないと。そのようなこともあるので、地域の住民としては、ぜひともあそこの東海インターとしての兼ね合わせでもってフル規格をつくっていただきたいと、そのような意見をあちらこちらから聞いております。

これにつきまして、この兼ね合わせでのフル規格の設置について、どのように推移しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

前回の勝村議員のお答えから現時点でも状況は変わっておりませんが、改めてお答えしたいと思います。

東海スマートインターチェンジは、現在、普通車、軽自動車、二輪自動車のみが利用可能となっており、中型車、大型車、特大車は利用できない状況となっております。

東海村の担当者から、東海スマートインターチェンジに関する協議を再開したいという打診がありましたが、まだ現時点でも開催には至っておりませんので、具体的な協議内容とい

うのは現時点でも確認できていない状況ではありますが、協議に参加はしますよということでお返事はしているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） そのような機会を見ると同時に、当市からも積極的な働きかけをしていただきたいと思います。

これについては、当時、市長だった小宅近昭市長が、あまり積極的に乗らなかったということで、ほとんど那珂市側からのアクセスというものはないということで、意外とあそこ、那珂市住民でも使う人が非常に多いので、その辺りのこちらからの働きかけもしていただきたいと、このように思います。

続いて、道路行政についてでございます。

各地区の道路予算、旧町村が8地区あるわけですが、このあたりの予算配分、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

生活道路の整備が中心となりますが、例年各地区の自治会長を交えまして市内8地区のまちづくり委員会におきまして、それぞれの地区ごとに整備について協議を行っております。

その中で、採択件数や整備状況を確認しながら、今後の整備箇所の選定や優先順位を調整しまして、各地区のバランスを考慮した上で整備に必要な予算を配分しております。

限られた予算でありますので、今後も自治会と連携しまして効果的な整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） その中でも、自分は額田地区なんですけれども、まちづくり委員会との協議の中で出てくるのは、やはりこの道路問題なんです。道路問題、そして空き家問題、いわゆる本当に生活に直結する街灯の問題、そのような問題がしばしば話に出てくるわけですが、やはりこの道路が一本整備されるといって、その周辺に張りつく住宅も増えてくる。ましてや今、区域指定が決められている状態で、かなりこの額田でも新しい家が建っている。そのようなところは必ず下水道も完備されているし、もしくは道路も整備されていると、このような状況でありまして、やはりこのインフラの整備というのが、住宅の張りつく大きな要因にあるのではなかろうかと思っております。

そのような中で、額田地区の今後の予定についてお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

現在、額田地区におきましては、額田北郷地内の国道349号バイパス、森戸交差点から森

戸地区に入る新道天神小屋線、額田東郷と本米崎地区を結びます額田東郷新地後坂下線、額田北郷の埜地区・大杉本地区の額田北郷埜・大杉本線の3路線の整備に着手しておりまして、完成は令和6年度を見込んでおります。

なお、各路線の整備が完了しましたら、額田地区まちづくり委員会におきまして、新たな路線の選定について協議していただくこととなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今のところ3本の路線を整備しているという状況で、特にこの新道天神小屋線も30年ぐらい前からやっている路線だと思います。やはり地域の方々の了解が取れないということの理由で、なかなか進まないのかもしれないですけども、やはりあまりにも長い年月がたっているということで、早くこの森戸を通る道路を行っていただきたいと思います。

同じく、本米崎から上がってくる道路がございます。これにつきましても、やはり地域住民の理解を得られるようなことがあれば、どんどん進捗していただきたいと、そのようなことでもって要望したいと思います。

続きまして、この道路に関する予算の中で、白線の整備というものが、今、予算化していただきたい分野でございます。

今、雨の夜とかには、白線とかがないと非常に運転がしづらい、このような状況になっているわけですけども、この道路の白線、今の自動車は非常に高性能化されていて、車の中でもレーダーもしくはカメラが設置されていて、この白線に沿って車が走ると、このような車が整備されてきております。

その車のほうの整備はいいんですけども、それに対応する路面の白線、これがきちんと整備されていないと、その車の機能が発揮できないし、また、非常に危険でもあると、このように思っております。

これにつきましては、今後、白線の状況、いわゆる横断歩道とかも含みます。今の横断歩道というのは、つい最近の交通のルールでやっておりましたけれども、横断歩道があるところで人が立っていれば、車は一旦停止をすると、そのような道路交通法になっております。ところが、この路面で道路の白線が消える、いわゆる横断歩道が見えないというと、ドライバーは気づかずに過ぎてしまうというような、非常に危険な状態となっております。

このような交通安全の対策の面からも、いわゆる白線の予算を増やしていただきたいし、今後、どのような形で補修をするのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

道路の白線につきましては、交通安全施設整備の事業において設置しております。

白線以外では、カーブミラーやガードレール、グリーンベルト、路面標示、道路標識等の

更新や新設などが交通安全施設整備に含まれております。

議員ご指摘の白線の補修ですが、白線を含めました交通安全施設の補修につきましては、市民からの連絡、また、自治会からの申請のほか、道路パトロールにより確認しております。その上で、それぞれの現状を精査しまして、緊急的な場合には応急措置を含めた補修を行いまして、規模の大きい場合には、計画的に専門業者へ補修をお願いしているところです。

しかしながら、市の管理すべき道路や施設が年々大きくなっております。また、老朽化した施設も更新、新設等も増えておりますので、施設の補修に時間を要しているのが現状でございます。

白線につきましても、現在、交差点付近や事故の発生しやすい箇所を中心に補修はしていますが、より効果的な補修に取り組み、安全を確保してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今、答弁がありましたけれども、やはり交通安全対策というのは非常に大切になっておるわけでございます。

全国的に見ましても、交通事故の件数も大幅に激減しているし、また、死傷者の方も減っている。このようなものは、やはり道路のいわゆる整備というのが大きく関わってくると思いますので、今後、この道路の補修整備については、一定の予算を講じていただければ、市内における事故も減少するのではなかろうかと思っておりますので、対応をよろしく願いたいと思います。

最後になります。

今回実施しましたP a y P a yについてでございます。

昨年、臨時会がありまして、いわゆる一般会計のところで予算化がされたわけですが、このP a y P a yでございます。

私自身、別にP a y P a yに対して何も否定的な思いはないんですけれども、いわゆる総務省から下りてきた約1億円ですよね、この1億円の使われ方において、私のほか、3名の議員もこの案件について反対をしていたわけでありまして。

なぜ反対したかというのは、別にP a y P a yが悪いとかということではなくて、総務省から来た趣旨、広く市民に還元するという趣旨にそぐわなかったからであります。

全協でも、P a y P a yを使える議員さん、何名いらっしゃいますかと聞いたところ、17名中4名から5名しかいなかったというふうに記憶しておりますけれども、やはりこのP a y P a yというのが非常に難しいと思います。何が難しいかというと、まず、スマートフォンを持っていないてはならない。そしてまたアプリをダウンロードしなくてはならない。そしてまたチャージするときには銀行、もしくはコンビニのATMで現金を入れなくてはならないというような、非常に手間がかかるわけでございます。

このような点が、私はちょっと一般市民に広く渡らないなと思ったわけでございますけれ

ども、市民に対して満遍なく還元できたかどうかについてお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えいたします。

キャッシュレス決済ポイント還元事業、いわゆるP a y P a yにつきましては、電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金、ちょっと長い名称ですがけれども、この交付金を活用し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対して、消費の下支えとなるように支援するとともに、新しい生活様式に沿った非接触型のキャッシュレス決済、DXの推進等で消費を喚起して市内経済の活性を図り、コロナ禍の影響を受けた事業者を支援するためといった目的も併せ持って実施したものでございます。

1月5日から31日までの実施期間においては、市のホームページやSNSでの周知啓発のほか、参加事業者自らの協力で店頭に大きく周知していただいたこともあり、キャンペーンの終盤になるにつれて利用率が高まり、決済額も上がっていき、最終的なキャッシュレス決済によるポイント還元額が約9,191万円、総決済額では、前月の12月と比較して4.88倍の約5億2,000万円の経済効果を生み出し、事業の大きな盛り上がりを見せたところでございます。

また、キャンペーンの前月と比較しますと、キャッシュレス決済の市民の利用者数は1.83倍に増加するなど、キャッシュレス決済をより多くの方々に使っていただける機会の創出を図ることができたものと考えております。

さらに、市民の声の一例として、30代の子育て世帯の方から、「物入りな年末年始後に大変助かる。他市町村同様、那珂市でも定期的に実施してほしい」といった声も寄せられており、消費行動や消費機会が多い世帯に対しましては、支援につながったものではないかと考えているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今の答弁を聞きますと、セグメント的には限られた一定数の世代だと、このように理解できます。

実際、私の知人とかも、大規模小売店でいくらか使ったとか、ポイントがどれだけたまったとかという話を確認できております。

しかしながら、その事業者の方のいわゆる売上げの向上の背景には、市内の利用者のみならず市外利用者も一定数いたと。市外の方も多かったということで、私の知り合いなどは、隣の市から那珂市に買物に来ているということで、そのような話も多く確認できております。

やはり那珂市に下りてきた1億円なもので、できれば那珂市の人に広く使っていただきたいかったというのがこの趣旨でございます。

それと同時に、生活者支援の目的、いわゆるこの支援は本当に達成されたのか、そのあたりの評価についてお伺いしたいと思います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

キャンペーン期間である本年1月は、報道等でも取り上げられた電気代の高騰をはじめ、食料品の恒常的な価格高騰も続いている時期であったことから、これらの影響を受けた市民への支援として、先ほど答弁しましたとおり、キャッシュレス決済ポイント還元事業を実施いたしました。

あわせて、生活者支援の視点で言いますと、幅広く市民を対象とした、市内で水道を使用している全世帯及び事業者に対して、10月から1月までの4か月分の水道基本料金を減免する水道利用者支援事業や、子育て世帯に対して、児童1人当たり1万円を支給する子育て臨時応援給付金事業などを実施し、他の支援メニューと掛け合わせることで生活者支援としては一定の成果があったものと考えております。

このような給付事業につきましては、事業の実施時期がとても重要でありますので、今後、このような事業をさらに検討する場合には、適切な時期に的確な対象者に対して迅速に支援することを念頭に置き、支援内容を十分に精査し、実行できるよう事業運営を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 武藤議員。

○14番（武藤博光君） 今回の部長の答弁を聞きますと、水道料金などにおいて広く市民にこの救済措置を行ったと、そのように理解できます。

やはり今後、コロナ対策支援とか、場合によっては臨時交付金があるかと思われかもしれませんが、そのような際には、やはり適切な形でもって多くの市民に満遍なくその恩恵にあずかれるようなことを期待いたしまして、この項を閉じたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わりにいたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告2番、武藤博光議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時40分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 大和田 和 男 君

○議長（萩谷俊行君） 通告3番、大和田和男議員。

質問事項 1. 多様化する教育ニーズの対応について。

大和田和男議員、登壇願います。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 議席番号7番、大和田和男でございます。

副議長としてなかなか一般質問というのはどうなのかなと思いましたが、コロナ時代からの過渡期にある学校教育、教育ニーズの対応について、議会を代表して教育行政60分一本勝負ということで、通告に従いまして伺いたしたいと思えます。数多くの質問になります。議場の後ろに学校教育課長、控えております。本当にありがとうございました。長い間お疲れさまでした。

さて、マスク着用により、子供の笑顔が奪われました。

心や学力の低下のケアを行政のみならず社会全体で支えていかなければなりません。

また、この世代は、多分今後、「コロナ世代」と称され、生み控えにより新聞等にも80万人を切ったということで、非常にこの世代の人口が抜け、今後の将来、ずっとついて回る社会問題になろうかと思えます。

そして、今はアフターコロナに向けて、感染症法上の分類を5類への移行が決まりました。学校現場におけるマスクの緩和が政府から通知されました。

心のケアとともに、今後の教育活動はどのように精査していくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

長期間にわたるマスク着用の生活は、児童生徒にとり、コミュニケーションをはじめ友人関係の構築など、心理面への影響は小さくないと考えております。

これまでも各学校におきましては、国の方針や市教育委員会が策定したガイドラインに基づき、感染症対策を徹底するとともに、心の面にも配慮しながら教育活動の各場面に応じたマスクの着脱を指導してまいりました。

今回、文部科学省から、卒業式におけるマスク着用の緩和の方針が示されました。

こちらにつきましては、既に学校長会とともに対応を精査しております。

一方で、4月1日からの新学期につきましては、今後、留意事項の詳細が示されることとなっております。

まずは国の方針を確認し、授業や行事など、学校生活全般における対応について、学校長会とともに連携して精査してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

そして、コロナ禍では子供たちにも様々な制限が見受けられました。

例えば、そのコロナ禍で、図書館などの学習スペースも減りました。現在はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

昨年9月末の茨城版コロナNextの見直しにより行動制限が廃止されたことを受け、本市では、公共施設の人数制限を解除しております。

那珂市立図書館では、多目的室を学習スペースとして提供しておりますが、11月1日から定員の60人に戻しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そのようですね。分かりました。

コロナ禍で困ったご家庭もあったようです。ですが、そもそもそういった学習スペースが、那珂市には少ないと思います。ロビーなんかでちょこっと学習している子を見かけるときもあります。

コミセンでも学習スペースを確保してほしいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市内のコミュニティセンターに学習室を新たに設置することはできませんが、予約の入っていない部屋を学習スペースとして開放することは、将来を担う児童や生徒に学習する場所を提供するだけでなく、空き部屋の利活用にもつながりますので、まずは課題の整理をしていきたいと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 空き部屋、もったいないと思います。

夏休みなど、長期休暇のときなんかにも上手に利用できるといいのかなとは思っております。ご検討のほう、よろしく願いいたします。

そして、コロナによって学校のデジタル化が急速に進みました。

タブレットを使った学習の進捗状況、欠席した場合の学習機会の補填、リモート授業の推進、出欠確認や体調管理などのアプリの使用などの学校DXの進捗状況はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

市内小中学校におけるDXの推進状況につきまして、ただいま議員からご紹介があった場面についてお答えをいたします。

まず、タブレット学習の進捗状況ですが、当初は、インターネットを使った調べ学習が中心でしたが、現在は、グループ活動の際にタブレット内に意見を集約して共有をしたり、写

真や動画などを取り込んで資料作成を行うなど、活用の幅も広がっております。

欠席した場合の学習機会の補填としましては、リモート授業の推進と共通しますが、まずは、自宅においてライブ配信により授業に参加することが可能となっております。また、教師からオンライン上で課題を与えたり回収したりすることで、オンデマンドによる学習の機会が充実されてきております。

また、出欠確認や体調管理につきましては、アプリケーションではなく、教育委員会で導入している学習支援ソフトウェアの機能を活用して把握をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） それでは、ただいまありました、使用しているソフトウェアの使用料は誰が負担しているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、タブレットに導入しているソフトウェアですが、学習課題の配付と回収の機能を持った「スカイメニュー」、個別学習で使用するAIドリルの「ドリルパーク」、児童生徒や保護者に対してメッセージやお便りを配信する「まなびポケット」がございます。

「まなびポケット」は無料、ほかの2つは有料のソフトウェアです。使用料は教育委員会で負担をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 家庭にご負担がないというの、とても安心しましたが、今後、追加のアプリですとかソフトウェアが出てきた際も、市のほうでの負担のほうをよろしく願いいたします。一過性のものではなく、継続的な学校DXの推進をよろしく願いいたします。

では、子供たち、タブレット使っています。

タブレット貸与により破損した場合の追加補充の今年度の金額はどのぐらいなのか、また、一斉更新の際の財源はどうなっていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

タブレットの不具合や過失による破損につきましては、教育委員会で修理保証サービスに加入していることから、無償での修理、あるいは交換により対応をしております。導入以降、現在までで約30件となっております。

タブレットは令和2年度に導入されており、通常であれば、5年後の令和8年度が更新時期となります。

一斉更新の際の財源はとのご質問ですが、財源はもとより、更新の方法も含め、現時点で国から示されているものはございません。

導入時と同様に備品購入なのか、それともリースになるのか、あるいは国の補助金による整備ではなく高等学校のように各家庭で準備するものになるのか、そういった様々なケースを想定しながら、実施計画への計上や予算確保に向けて準備をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 各家庭で負担なんていうとちょっと厳しいと思います。

本当に義務教育課程なので、そういったこともないように。また、国の補助といっても多分一部補助、半分なのか、3分の1、3分の1、3分の1なのか分かりませんが、財源については不安もあるところであります。これは後ほど、財源等については聞きたいと思います。

とにかく、コロナに振り回された3年間ですが、子供たちにとっては大きな3年間です。

多様化する社会に対応するため、穴を埋めるための教育環境整備を加速する必要があります。これから小さなものから大きなものまでありますので、そういったものを少しずつ聞いてまいりたいと思います。

次の項目は、学校におけるジェンダー平等です。

ジェンダー平等とは、性別にとらわれずに平等な社会をつくろう、そういうわけです。

女らしく、男らしくというのはジェンダー不平等ということで、我々世代にはちょっとなかなかなじみにくいのかなと思いますが、出席名簿は既に男女差はないということですが、トイレの個室化、また、男の子が男の子の前で着替えたくないようなそういうお話もあります。そういった更衣室などの設備は整っているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

トイレにつきましては、性別に関係なく誰もが利用できる多目的トイレを、小中学校14校のうち11校で整備をしております。

更衣室ですが、現状では専用の部屋ではなく、教室を男女に分けて体操着などに着替えております。児童生徒や保護者から、集団の中で着替えることに抵抗があるといったご相談があった場合は、会議室の使用など、個別に対応いたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） では、あと、ソフト面なんですけれども、女の子のスラックスの制服、そして、水着のジェンダー平等の推進はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、水着についてお答えをいたします。

各学校では、華美にならないものを基準としており、肌の露出の多い、少ないといったデザインや形に関しましては、各自の判断に任せております。

次に制服ですが、スカートよりスラックスを希望する生徒のために、例えば別の制服を準備しているという段階までには至っていないのが現状です。

しかしながら、既に数年前にこのような相談を受けていることもあり、各学校では多様性への理解や個人の尊重といった人権意識の下、相談者の気持ちに寄り添いながら誠実に対応しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そういったお子さんはなかなか言いづらいんですね。相談しづらいというところなので、そういったこともあるよというのこちら側から示していくことも重要なのかなと思います。これが本当に多様化する教育ニーズというところだと思います。

学校にも、個人のウェルビーイングの考え方を取り入れていただきたいと思います。ジェンダー平等のほうをご検討いただきたいと思います。

次に、学校給食無償化のお話ですが、先ほど武藤議員の質問で、一部補助あるが全額補償はまだまだ考えていないということでしたが、先ほど武藤議員も熱く推進しておられたので、私のほうからもお願いを申し上げて、質問としては飛ばさせていただきます。

私はそれではなく、給食費の学校運営の軽減化、そして、その分、学校の地域コミュニティ参加の観点から、給食費の公会計化を、以前提言しましたが、状況はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校給食費の徴収及び管理につきましては、教職員の働き方改革の対策の中で、学校ではなく地方自治体が担う業務として示されております。

教育委員会としましても、公会計化は実施すべきものと認識しており、既にシステムの導入経費や必要な職員数など、先行事例を参考に調査を行うとともに、企画、財政はじめ、人事担当とも課題等について共有をしているところです。

現在、国ではDX推進の一端として、地方自治体の基幹システムの統一化、標準化を進める動きがございます。学校給食費の公会計化を、適時、適切に導入できるよう、国の動向を見ながら検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 国の動向云々というのはよく聞く話なんですけれども、早く導入というのがされて、学校運営の軽減化、そして、それが地域との連携強化につながるよう、さらに進めていただきたいと思います。そして、活力ある学校づくりに邁進していただきたいと思います。

そこで、次の項目の活力ある学校づくりですが、私の一般質問、令和2年第4回定例会に

において、学校の適正規模に関し、民間の力を活用してはどうかと質問いたしました。現状はどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

当時の議員からのご質問では、民間の力、特に、那珂市では核融合の研究施設である那珂研究所を活用したサイエンス教育を目指してはどうかといったご提言をいただきました。

木崎小学校では、議員のお考えのとおり、那珂研究所の協力により科学教室を開催しております。

なお、同じように、小規模校である額田小学校におきましても、地域住民の力を生かした体験活動を行っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そういった民間の力、本当に今度は学校DXのほうでさらに進めていけるのではないかなと思っております。せっかくタブレットも対応したことですし、そういった遠隔授業ですとか、そういった民間の力も活用しながら魅力ある学校づくり、進めていただきたいと。

そして、さらに加え、地域の力も活用して、小規模特認校導入の検討というのをお願いをいたしました。近隣のメリット、デメリットはどのようなもので、那珂市に見合っているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

小規模特認校は、学区の弾力的運用により、通学する学校を選択できるようにするとともに、特色ある教育を行うというものです。

制度を導入している近隣自治体から具体的に確認はしておりませんが、メリットとしまして、まず、児童生徒や保護者にとりましては、子供の特性に応じて少人数の中できめ細かい教育が受けられるということがございます。学校にとりましても、学区外から受け入れることで児童生徒の増加につながり、複式学級の解消が期待できます。

一方、デメリットとしましては、学区の制限がなくなることで、遠距離通学が子供の負担となるほか、保護者の送迎が必要になることも考えられます。また、特に子供にとりましては、住んでいる地域の友人関係が希薄になるという懸念もあります。

こうした点を踏まえますと、本市においては、小規模特認校制度を導入するメリットよりもデメリットのほうが大きいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 近隣市町村から具体的に確認していないというところなんですけれ

ども、あと、先ほど、デメリットといたしましては、学区の制限がなくなることで遠距離通学が子供の負担となると、保護者の送迎が必要、また、地域の友人関係が希薄になるということなのですが、今のご家庭は、やはり遠距離でも行かせたいからとか、行きたいから遠くでも通わせると。そして、地域の友人関係というのも、それも分かっている通わせていると思うんですね。小規模のところにはメリットのほうが多いのかなと、私としては思っているんですけども、あまりデメリットの要件としたらいかがなものかと思いますが、もう一度精査していただいて、そういった報告をしていただきたいと思います。

それでは、教育からまちづくりをはかるということで、瓜連のコミュニティ・スクールに準じ、額田小と木崎小で協議会の設置を目指すとのことでしたが、現在の状況はどうなっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

額田小学校及び木崎小学校につきましては、以前から地域と学校が共に話し合い、課題を含めて学校運営の在り方を共有できる学校応援団とも言うべき組織が立ち上がっております。この既存の組織を活用する形で、令和2年度に那珂市版コミュニティ・スクールとして位置づけ、地域との連携、協力の下、学校運営を行っております。

特に、地域との連携は、人材を活用した体験型の教育活動に生かされております。

例えば、額田小学校では、地域の農業者による農業体験のほか、歴史的資産を生かした郷土学習を、また、木崎小学校では、先ほどご答弁申し上げたように、那珂研究所の協力により科学教室を実施しているところです。

今後も地域との協働体制を充実させながら、小規模校のよさを生かした学校運営協議会、そして学校運営に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

休憩 午前 11時59分

再開 午後 零時59分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

大和田議員、登壇願います。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） 午前中に引き続きまして、私の一般質問を行いたいと思っております。

午前中は、額田小と木崎小で協議会の設置を目指すということで、現在の状況はということでしたが、額田小では農業体験や歴史的資産を生かした郷土学習をということで、

木崎小は、先ほど那珂研究所の協力により科学教室を行っている。学校応援団と言うべき組織も立ち上がっていて連携がなされているという教育部長からの答弁をいただきました。

そして、そういったものも、コミュニティ・スクールというのも、やはり先ほど申し上げたとおり、学校DXなんかでもまた進められるのかななんて思っております。

また歴史的、この間ちょっと小学生と話していて、学校DXどうだという話をしていたときも、今VRなんかというのをつけて額田城の城主と話ができたりとか、メタバースなんていう仮想空間の中で、そういった歴史を学ぶことができるんじゃないかなんていう、すばらしい小学生からご提言をいただいたというところで、そういったものも活用できるのではないかなと、学校DXに非常に未来があるのかなと思っております。

そういった中で、次に教育長から答弁をもらいたいと思います。そして、これは市長にも申し上げておきたいことかなと。

今何かしないと、やはり10年後どうなってしまうのかと、地域にとってはもちろん、学校はなくしたくない。私もそうです。市長も、私、在任中にはそういった小学校は残していくんだという話も伺っておりますが、しかし、もしかしたらそれが子供たちの犠牲の上に立っているかもしれません。

例えばクラス替えができず、人間関係が固定化し、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。部活動も限定されたり、授業で多様な考え方に触れることが難しくなったりするなど、そういった犠牲もあると。ですが、やっぱり学校は地域の核です。ですが、だからそろそろ住民アンケートや保護者や地域の代表が参画し、小規模校の課題の可視化や共有をするべき時期なのではないでしょうか。

でも、これは教育部局だけの問題ではありません。例えば建設部局のほうで区域指定をどこか変更したりとか、企画の部局の中ではインターナショナルスクールを誘致しようなんていう話もある。できる。保健福祉部では子育て支援を手厚くするなどなど、そういった関係部局にも共通というか、関わることなのかなと。そして、教育部局ではそういった子供たちや地域のデメリットを取り除きながら学校を残す、そういった教育環境整備をするなど、全庁にまたがる問題でもございます。

そういった各課にまたがる問題、そういったものをいよいよ学校規模適正化プランをしっかりと策定する時期に入ったと思いますが、教育長、どのように思うのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） これまでも議員からは小規模校の在り方について様々にご意見をいただいております。また、今回の子供たちの社会性の育成、こういった観点からもご提言、本当にありがとうございます。まさに小規模校特有の課題であり、私といたしましても認識は同じにしているところであります。

今後も少子化の進行が避けられない中、那珂市において学校の適正規模をどう考えていくかということについては、議員からのご指摘のとおり、近い将来において明確にすべき事項

であるというふうに考えております。

先崎市長が策定された那珂ビジョンにおきましては、学校立地の適正化、これが取組事項として掲げられております。公共施設としての学校配置という観点がある一方、私ども教育の分野を任されている者にとりましては、学校は単なる施設だけではなく、その中で行われる教育活動そのもの、それに視点を当てて考えていく、こういうものが必要になってくるものと考えております。

施設として、あるいは教育を実践する場として、那珂市の将来の学校、これをどうしていくか、今後検討が開始される際には、議員からご指摘がございましたように、地域の方々のご意見を伺いながら、そして理解の共有を図りながら方針を確立していく、こういった過程、プロセスが重要になってくる、このように考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 分かりました。

そうですね、学校は単なる施設ではなく、その中で行われる教育活動そのものが大切だということ、非常に私もそのとおりで思っております。

ですが、施設としても、やはり校舎の長寿命化による財政負担、教育活動の主役となる子供たちの負担、また地域の核となる学校存続に対する不安、そういった大きな課題が迫っているのかと思います。

市長、教育長、目を背けないでしっかり向き合っていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

そして、次は現場の課題があります。

今年の4月から特別支援学級の授業時間数の改正があると聞いておりますが、どのようなものか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

今回の改正の目的は、特別支援学級に在籍する児童生徒が個々の障がいの状態や特性に応じて、また心身の発達の段階に応じて、適切に教育が受けられるようにすることです。

これまで、特別支援学級では国語と算数、数学といった主要教科のみ指導しておりましたが、ほかの教科も学習できるよう在籍する時間を拡大するものです。

具体的には、原則週の授業時間数の半分以上を目安とするとされ、時間数に換算しますと、これまで1週間に9時間程度であったものが15時間程度と、約1.5倍に増えることとなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 原則週の時間数を半分以上目安とすることとされ、1週間に9時間

程度であったものが15時間程度と、約1.5倍になるということで、これは支援学級の在籍数の減につながらないのか、また、それによるしわ寄せが学校や子供たちや保護者に来ないのか危惧される場所なのですが、そのところの考えはいかがなものか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

今回の改正は昨年4月に国から通知が発出されております。これを受けて、各学校では、学校長と特別支援教育コーディネーターという、教員ですが、こちらが中心となって、在籍する児童生徒の保護者に対し説明会と個別面談を行ってまいりました。改正の内容を説明し、より手厚く支援できる環境となることをご理解いただけたため、在籍数が減少するといった影響はございませんでした。

学校や児童生徒、保護者へのしわ寄せといった懸念につきましては、いくつか課題として想定できるものはございますが、ここで一つ挙げるとすれば、これまではインクルーシブ教育を推進する観点から、できるだけ普通教室で学習できる時間を確保してきたところですが、改正により、友達と一緒に過ごせる時間が少なくなってしまうことが唯一残念に思うところではあります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） インクルーシブ教育ということで、みんなで一緒にというところがございますが、確かにそういったところ、友達と一緒に過ごせる時間が少なくなってしまったというところ、私も残念に思うところがございます。

では、今後どのような課題が推察されるのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

特別支援学級は、一つの教室に異なる学年の児童生徒が在籍するという形態が多いのが実情です。そのため、今回の改正で特別支援学級で学習する時間が増えることにより、一人の担任が異学年の児童生徒に対して同時に指導する場面が増えることが想定されます。

また、子供たちに対しましては、それぞれ障がいの状況が違う中で、お互いに過ごしやすい環境を整えてあげる必要がございます。例えば、一人で集中できるようにパーティションで区切る、個別の指導を充実するためにホワイトボードを増設する、机の向きなど教室内の配置を工夫するといった対応が必要になってくると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） そうですね、一人の担任が異学年の児童生徒に対して同時に指導する場面が増えるということで、指導員さんの負担も大分上がってくるのかなと思います。

ですが、今までも市として指導員を配置しているようですが、さらなるそういった負担解

消のため配置が必要になるかと思うんですが、どのように考えますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

年々特別な配慮や支援を必要とする児童生徒が増えていることに加え、一人一人の教育的ニーズに合わせたきめ細やかな指導を提供していくためには、議員ご指摘のとおり、担任をサポートする支援員の充実が重要であると考えております。

今回の改正を踏まえ、現在、教職員の勤務の調整や支援員の配置計画の工夫など、対応を進めているところではございますが、4月以降は、状況を見ながら支援員の確保や配置について精査をしております。

また、今後を見通す中で、支援員の資質や能力を向上させ、指導の質を担保していくことも必要です。研修の機会を設けるなど、適切に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） こういった改正の中でも、学校、子供たち、指導員さんに負担がかからないよう、これからもお願いしたいと思います。

そういった中で、やはりどこの業界も今そうなんですけれども、人を集めても集まらない、働き手が集まらない、人手不足というのが課題になっております。そういった人手不足というのであれば、マスコミというか、新聞等にも載っている、ペーパー教師発掘ということ、私もペーパー教師の一人なんですけれども、県教委ではペーパー教師の発掘に動き出していると思いますが、市でも発掘は行うのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

免許は持っていても教職に就いていない、いわゆるペーパー教師につきましては、ご紹介のとおり、茨城県教育委員会が確保に向けて対策を講じているようです。

本市の学校において、常勤あるいは非常勤の講師が必要になった場合には、県が整備している登録名簿を活用して採用活動をしておりますので、教育委員会として同様の取組を行う予定はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） はい、分かりました。

今後はそういったわけで人手不足ということで取り合いになるかもしれないし、どうなるかはちょっとまだ分かりませんが、いざというときのため、よく注視をしていただきたい。本当に教師不足なんて言われている時代ですから、どうぞよろしく願いいたします。

そして、現場の課題といたしましては、次の項目の部活動の地域移行について伺っていき

たいと思います。これはご家庭や関係各所が注目している話題の一つです。いろいろ伺ってまいりたいと思います。

県教委では、先月、平日の部活動を上限2時間に厳格化をしました。また、生徒の心身の健全育成や社会問題となっている教職員の長時間労働の縮減を狙う地域移行も明確化いたしました。

賛否両論のある中、昨年、県PTA連絡協議会から保護者と現任教職員に向けてアンケートを実施いたしました。詳しくは、今、タブレットでもスマホでも、クロームを開いて「茨城県PTA」と入れると出てきますので、そういったアンケート結果をちょっと見ていただきたいと思うんですけども、公開しております。

保護者が3万2,830件、現任教職員2,261件という膨大な結果、全国にもまれな結果だというお話です。そのアンケートの中にもあるように、教職員の負担軽減は児童生徒の育成につながると思うんですけども、那珂市の対応はどのようにしていくのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、茨城県部活動の運営方針の改定により、適切な活動時間として、平日は2時間、休日は3時間、1週間当たりでは11時間が先ほどご指摘のあったとおり上限として示されました。本市の学校におきましても、4月からは新たな基準で部活動が運営されることとなります。

この活動時間の制限は、生徒はもとより、教員にとりましても心身への負担の軽減に資するものであることから、適切に運用してまいります。

また、教職員の部活動指導にかかる負担を軽減するため、令和5年度は各中学校に外部指導者を配置する予定であります。各校2名、合計10名分の当初予算計上を見込んでいるところですが、この取組は今後の地域移行に向けた人材確保の一環と捉えているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） はい、分かりました。ありがとうございます。

では、この地域移行ですが、子供たちや保護者たちへの具体的な説明や移行スケジュールを含めた行程表は準備できているのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

地域移行を見据えた行程としまして、まずは検討組織の設置から着手をしたところです。各中学校長、学校教育課長、生涯学習課長等の関係者で構成する部活動地域移行検討委員会のほか、その下部組織として個別の案件を協議するための小委員会を、こちらは学校教育課長と中学校長を中心に立ち上げたところです。

本年1月には検討委員会を開催し、部活動運営方針の改定内容を精査したほか、来年度の

外部指導者の活用について協議をいたしました。2月に小委員会を開催した際には、実は市内で地域移行の受皿として活動を開始した団体、こちらがございましたことから、これを本市の先進事例として位置づけるとともに、今後の連携や支援について情報共有を図ったところではあります。

検討の進捗に合わせ、次の段階としましては、地域移行推進委員会、こちらを立ち上げる予定です。メンバーとしましては、市のスポーツ協会等の関係団体や保護者代表も加える考えであります。

部活動の地域移行に関しましては、生徒自身はもとより、保護者も重要な関係者です。適切に意見を反映しながら、また小まめに情報を提供、共有しながら丁寧に進めてまいります。以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） 先進事例があったというところで、次の段階としては地域移行推進委員会を立ち上げるという、まだ過程という感じがございますね。県内でも差が出ているというところだと思います。

そういった中で、やはり協力関係を図っていかねばならない。家庭はもちろんのことなんですけれども、中体連ですとか体育協会とかスポーツ協会、各競技団体ですとか、民間事業者等の協力体制はできているのか、具体的に移行先をどのくらいリストアップされているのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

地域移行を進めるに当たりましては、受入先となり得る市のスポーツ協会やスポーツ少年団といった団体の協力が必要です。

先ほど答弁申し上げたように、地域移行の方針を決定していく過程で、関係団体と協議を共にしながら、受入れ体制の確立を目指してまいります。

移行先のリストアップにはまだ着手はしておりませんが、今後は外部指導者の活用を通して指導者リストを整備したり、先ほど申し上げた、地域移行を見据えて活動を開始するような団体について情報収集をしながら、リストアップに向けて準備していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） これもこれからというところがございますが、スポーツばかりやっぱり目が行ってしまいますが、文化団体、文化部というやつ、我々が言うような、ともっぴり協議をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それとは逆に、次の課題も推察されると思っております。

部活動を通しての生徒指導も重要な一面もあるかと思っております。子供たちの育成という面で、

教職員の関わりを減らすことの弊害はどのように考えるのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、部活動は学校教育の一環として行われてきたことから、技術面の指導だけでなく、人間性や社会性の育成、物事に積極的に取り組む態度や自己肯定感の向上など、勉学や日常生活にも通じる指導、教育の場でもあります。

現在、目指している部活動の地域移行は土日の休日のみであることから、平日の活動を通して、また学校生活全体を通して、引き続き生徒指導を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） その点、よろしく願いいたします。

それでは、この施策は各市町村によって対策が違ってくるし、その速度というのも差が出てくるのかなと思います。いずれ県が乗り出してくるような、大きな教育行政施策だと思っております。

地域移行は、各学校へのお任せ主義ではなく、市や教育委員会の力がとても重要でございます。トップが旗を振り、汗を流し、教職員の負担軽減を図るとともに、各家庭の経済的格差が子供たちの体験格差にならない地域移行を進めていただきたいが、どうですか。教育長、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

○教育長（大縄久雄君） ありがとうございます。議員から部活動の地域移行に関する様々なご提言をいただいております。先ほどの小規模校と併せて御礼申し上げます。

部活動の地域移行につきましては、ただいま部長が答弁しましたとおり、教育委員会と学校が連携して、今協議、検討を進めているところです。

議員がおっしゃるとおり、生徒、保護者、そして教職員、それぞれの立場の課題解決を図るために、地域の活動団体や指導者、あるいはPTA関係者など、幅広い有識者の方々のご意見を伺いながら、那珂市の子供たちにとって何が最適なのか、どのような地域移行のスタイルがベストなのか、このようなことを考えていく必要があると感じています。

教育委員会といたしましては、部活動の地域移行を進めていくことによって、那珂市の子供たちの教育をより充実させることができるよう、子供たちのことを第一に考えて進めてまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。

この地域移行、私が思うに、やはり学校ももしかしたら選択の一つになってくるのかもしれないというちょっと危惧がありまして、もしかしたら中台の子、水戸の地域移行がすばら

しくて、土日の部活、あっちに行きたいからなんていう、そういう子供たちの取り合いにもなりかねない、そういった施策の一つでもあると思っております。それにはやはり那珂市の魅力発信でもあり、やはり子供たちのためになる、そういった地域移行に進めていただくことをお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

ですが、ここまでのいろいろ伺ってまいりました。タブレットの活用、ジェンダー平等の整備、給食費の軽減と事務負担軽減、学校規模適正化の計画策定、教員、指導員の加配、部活動の地域移行に係る新たな予算など、多くの課題に対応するため、やはり財源が必要になってくると思っております。

新たな教育予算について、教育における目的別ふるさと納税を創設していると思っておりますが、最近の実績はどうなっているのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

ふるさと納税は、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという方々が、生まれ育ったふるさとや応援したい自治体へ寄附する制度です。

那珂市では、寄附者の方に、自然環境の保全に関する事業、福祉施策の充実に関する事業、教育または文化の振興に関する事業、快適な生活環境の形成に関する事業、協働のまちづくりに関する事業の5つのいずれかをお選びいただき、その目的に沿った事業に活用させていただいております。

最近の実績ということでございますが、令和3年度のふるさと納税の寄附額の合計は6,088万7,000円となっており、そのうち教育または文化の振興に関する事業につきましては3,069万7,000円、全体のうちの50.4%となっております。

内訳といたしましては、学校教育分野では、小学校の教育用コンピューター管理事業に800万円、中学校の教育用コンピューター管理事業に800万円、外国語指導助手設置事業に569万7,000円、生涯学習分野では図書館運営事業に800万円、歴史民俗資料館運営事業に100万円、それぞれ充当し、各事業に活用させていただいております。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ふるさと納税の5割は教育と。全体が6,088万円、そのうち50.4%の3,069万7,000円が教育文化ということで、それでは全体を上げればその分伸びるということですが、やはり何度も言うように自主財源の確保だということですが、今回時間もないので、項目もないので、その話は前回もいたしましたので、また議論させていただければと思います。

また、大きなお金も、先ほど質問でもしましたが、かかってくる場所が出てくるかと思っております。タブレット更新や、数年前に学校に一気に空調設備を投入したということで、冷暖房空調設備の更新など、未来に備えた教育基金、使っていかなければなりません、基金の残高と今後の見込みについて伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 基金の状況についてお答えいたします。

本市では、教育環境の整備に要する資金に充てるため、学校施設整備等基金を設置しております。当該基金の残高は、令和4年3月末で5億5,175万円でございます。

また、令和5年度当初予算においては、当該基金から2,700万円を繰り入れ、児童生徒用の机や椅子を購入する管理用備品購入事業や菅谷西小学校の外周フェンスを改修する小学校施設整備事業などの財源としているところでございます。

将来的にも学校施設の整備やICT化に伴う機器の更新等に多くの予算が見込まれることから、当該基金については適切かつ有効に活用していく必要があると考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） はい、分かりました。

学校も日々動いていますから、様々お金かかるのは分かります。また、先ほども言いましたが、校舎の長寿命化など大きなお金もあります。起債も結構ですが、基金の拡充をお願いするところでもあります。

というように、市長、今回取り上げたものは財源も必要です。これから多様化する教育環境の中、那珂市においてはどこまで教育予算を割く予定があるのか、また学校規模適正化など、是々非々がある大きな課題も山積しております。ですが、いずれ誰かがなたを下ろさなければならぬ課題です。市長に決断をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 教育関係に関する全般にわたるご質問、そして提言ありがとうございました。

議員おっしゃるように、それらの政策を進めていくためには大きな財源を必要といたします。

次年度の本市の当初予算における教育費は、前年度に比べ2億9,547万5,000円を増額し、22億8,471万7,000円を計上いたしております。主な内容としましては、小学校施設整備事業などのハード整備に加え、ICT機器を活用し、児童生徒の情報活用能力等の向上を図る学校教育情報化推進事業や学習活動をサポートする学習指導員等配置事業など、教育環境の充実を図るため、限られた財源の中、必要な予算を措置している、そういうところでございます。

児童生徒一人一人が生き生きと学び、成長できるよう、学校規模適正化の検討はもちろんのこと、教育環境を整えていくことは、議員と思いを共有するところでございます。大変重要と考えております。

引き続き、市全体として各種施策の推進を図るため、効果的かつ効率的な予算配分に努め、「住みよさプラス活力あふれるまち」づくりに邁進をしてみたい、そのように考えてお

ります。

○議長（萩谷俊行君） 大和田議員。

○7番（大和田和男君） ありがとうございます。教育環境を整えることは重要だということで、思いは一緒だということで、大変ありがとうございます。

やはり教育は国づくり、まちづくりの根幹だと思っております。そして、教育で人口減少を抑える、これが私の持論でもあります。

今回の質問は学校教育一本で質問させていただきましたが、これだけ社会が多様化する中、教育部局だけで解決できる問題だとは思っておりません。ぜひ今ここにいる執行部の皆様、全庁体制で、未来ある子供たちの笑顔のため、さらなるご尽力を賜りますことをお願い申し上げます。私の一般質問を終わりにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告3番、大和田和男議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時32分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 富 山 豪 君

○議長（萩谷俊行君） 通告4番、富山 豪議員。

質問事項 1. 活力あるまちづくりについて。 2. 物価高騰に対する学校教育における支援について。

富山 豪議員、登壇願います。

富山議員。

〔8番 富山 豪君 登壇〕

○8番（富山 豪君） 議席番号8番、富山 豪。

通告に従いまして、順次質問させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まずは、活力あるまちづくりについて質問させていただきます。

市長は、2期目の市政運営に関しまして、本市において足りないものは活力であるとの認識の下、「住みやすさプラス活力あふれるまちへ」をスローガンに、市政運営に努めると表明されております。

そこで、活力あふれるまちづくりの中の元気な産業について、いくつか伺ってまいります。

私も、活力があふれます持続可能なまちづくりの第1条件は、農業、工業、商業を盛んにすることにより雇用や定住人口を増やすことが最重要課題であると考えております。

産業が盛んになることによって市の税収増が図られ、これにより教育、福祉などの予算も充実が可能となり、さらには活力あふれるまちづくりへ向けた次への投資が可能となるような拡大再生産型、高循環型の自治体経営に取り組むことがまちづくりの基本であり、必須条件であると考えます。このような取組を県内では既に境町などで行っており、その状況においては皆様方もご存じのとおりであります。

そこで、まず産業を活性化させる方策として、2つのアプローチがあると私は考えます。その一つは、市が積極的に財政出動を行い、産業を育成し活性化させる手法であります。そしてもう一つは、先ほどとは逆に、財政出動をできるだけ抑え、規制の撤廃、緩和を行い、民間の産業投資を誘導し、活性化させる手法であります。

皆様方もお分かりのとおり、前者の財政出動型によりますものが那珂インターチェンジ周辺開発と複合型交流拠点施設、道の駅の建設であると思います。このプロジェクトは、膨大な財政投資を行うものでありますから、投資効果の定量分析と事業採算を図ることが重要であることは言うまでもありません。

そこで、道の駅整備によりまして期待ができる定量的な投資効果について、分析等を行っているのか、行っているなら、その波及効果について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

複合型交流拠点施設、道の駅の整備につきましては、今年度基本構想を取りまとめ、今定例会、全員協議会において基本計画の内容についてご報告をさせていただくことになっております。その中で、投資効果として道の駅の整備による経済波及効果の分析を行っております。

内容といたしましては、基本計画で実施しました需要予測における道の駅の想定売上高を基として、茨城県が提供しております経済波及効果分析ツールを用い、本事業における直接及び間接的な地域への経済波及効果についての分析となります。

結果としましては、経済波及の総合効果といたしまして、年間約8億1,000万円の波及効果が想定されるとともに、雇用面においても約60人の誘発人数が期待できるとのことです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 茨城県が提供している経済波及効果分析ツールでの分析ではあるが、直接、間接を含めた総合的な波及効果は、年間約8億1,000万円が想定され、雇用面にも約60人ぐらいの雇用予測が想定されるという答弁であると理解いたします。

経済波及効果分析ツールなるものは、おそらくであります、必要な情報を入力すれば、過去の様々なデータに照らし合わせて計算されるアプリみたいなものであると思われませんが、茨城県が提供している点を考えますと、これが全てとは言えないまでも、信頼が持てます分析結果であろうと思われま。

年間8億円の波及効果が見込まれ、60人ぐらいの雇用も見込みではありますが、改めて数字で示されますと、それに伴う財政投資は非常に大きなものがありますが、波及効果としても大きなものであると言えます。

その波及効果を最大限のメリットとするためには、先ほど申し上げました財政投資をいかに抑えるかが重要であると、誰もが考えるところであります。市の財政負担を軽減するための各種補助事業についてはどのようなものが考えられるのか、財政負担軽減に対します本市のお考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

基本計画におきましては、県内道の駅の実績や市施設等の事業費、国交省設計基準や茨城県積算基準などを参考に、想定されます道の駅の概算事業費において試算しているところであります。道の駅の整備においては、交付金や補助金など各省庁における支援制度の活用が可能であり、市といたしましても積極的な活用を検討していくこととしております。

想定されます補助事業としましては、飲食施設や直売所等の整備に活用可能なデジタル田園都市国家構想交付金や農山漁村振興交付金、駐車場やトイレ等の整備に活用可能な社会資本整備総合交付金をはじめ、このほかにも導入機能や施設内容ごとに様々な補助事業の活用が想定されるところでありますので、今後も引き続き国や県、関係機関等との協議調整を行いながら、可能な限り市の財政負担を軽減できるよう、補助金等の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 各省庁や県より整備に可能な支援制度を積極的に活用していく旨の答弁と理解いたします。ぜひとも答弁にありましたとおり、可能な限り市の財政負担の軽減を目指していただき、引き続きの関係機関との協議、調整をお願いいたします。

現在、答弁中にありましたよう、道の駅の財政投資額の概算は試算中であり、公表されておりませんが、開設後においても市の財政負担は可能な限り避けていかなければならないと、当然ながら考えるところであります。むしろ収益を市の財政に還元することを目指すべきであると思えます。

そこで、道の駅開設後の運営を見据えました事業収支について、試算等は行っているのか、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

基本計画におきましては、先ほど申し上げました需要予測における道の駅の想定年間利用者数に基づき、道の駅の開設後の運営等を見据えたシミュレーションにより事業収支の試算を行っております。

シミュレーションに当たりましては、収益部門における販売手数料やテナント料、公益部門における利用料金や施設使用料等について、ほかの道の駅の状況や統計データを参考に設定を行うとともに、飲食施設については直営またはテナント運営の2つの運営方式を想定しております。

結果としましては、いずれの運営方式におきましても、収益部門、公益部門における収入額から、想定されます維持管理運営に係る固定費等を差し引いた営業利益としましては黒字となり、健全な事業収支が見込めるといった試算結果となっております。

今後は、この結果を参考としつつ、運営主体とともに協議を行っていきます管理運営計画において、さらにシミュレーションを重ねながら、施設における最適な運営方式などについての検討を行い、持続可能な道の駅の運営に向けた体制の構築を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 現段階においても、ほかの道の駅の状況や統計データ等を参考に、運営を見据えた2つの運営方式でのシミュレーションを行い、想定ではありますが、営業利益は黒字であり、健全な事業収支が見込める試算結果が出ているとの答弁であると理解いたします。

当然ながら、シミュレーションという試算での結果ではありますが、健全な事業収支が見込まれることに、率直な感想ではありますが、大変によかったと感じております。引き続き管理運営計画によりますさらなるシミュレーション、最適な運営方式などについての検討をよろしく願いいたします。

また、それと同時にではありますが、この道の駅整備の大きな狙いの一つには、本市の基幹産業である農業の振興を図るためのものであり、またそれに伴います6次産業化などを促進するものであると考えます。

本日の答弁にはございませんでしたが、道の駅プロジェクトの進捗状況では必ず示されるであろうと思います認定農業者の増加目標及び農産物出荷額の目標についても、しっかりと試算されまして設定していただきますようお願い申し上げます。

次に、各種規制を撤廃、緩和することによって商業などの民間投資を呼び込み、産業を活性化させるもう一つの手法についてでございます。

皆様方もご存じのとおり、瓜連地区の国道118号の4車線化が昨年暮れに完成し、主要地方道路、日立笠間線とが交差する大型スーパー周辺は、市内外とのアクセスが格段に向上し、

民間投資を呼び込む条件が一段と高まっているところでもあります。しかし、この場所は店舗などの建物の立地に対し規制がかかっていることは、幾度も申し上げているとおりでございます。

この土地利用の規制を撤廃、緩和することなどによって商業などの民間投資を呼び込めば、雇用の増加が見込まれ、定住人口の増加も期待でき、市の税収増にもつながり、冒頭にも申し上げました地域振興の拡大再生産へとつながるものと考えております。

前段では瓜連地区を一例で挙げさせていただきましたが、本市には規制を撤廃、緩和することにより活性化が期待できる、ポテンシャルを持ちました地域がまだまだあると考えております。市街化調整区域にあっても、なお区域指定の網から外れても、水戸、ひたちなか市に隣接しており、その利便性から住居建設が増えております。五台地区などがその例になるかと思われまます。

そこで、現在様々な産業を含め、民間進出を促す地域を規制の撤廃、緩和を含めてどのように考えているのか、またどのような場所なら進出が可能となるのか、本市のお考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

民間企業から立地について問合せがあった際には、既存の工業団地である那珂西部工業団地や向山地区の工業専用地域などを紹介し、民間企業の進出を促しています。

そのような中、令和5年度からの計画である総合計画後期基本計画では、国道118号の4車線化や茨城県植物園のリニューアル計画、茨城北部幹線道路及び水戸外環状道路の整備計画などを地域活性化の契機と捉えるとともに、複合型交流拠点施設、道の駅の整備を契機として、土地利用の在り方や民間活力の活用等を検討し、まちづくりを進めていくことといたしました。

市内に民間企業に紹介できるまとまった土地が少なくなっている現状もございます。そのようなことから、本市としましては新たな開発可能性についても併せて検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 様々な道路整備に加えて、こちらにおいても道の駅、県植物園のリニューアル等々のプロジェクトを契機と捉えて、土地利用の在り方や民間活力の活用を検討、整備を行いながらまちづくりを進め、さらには新たな開発の可能性についても併せて検討していくという、極めて前向きであります答弁に心より感謝いたします。

ただいまの答弁でただ一つだけ気になります点は、民間企業からの立地についての問合せがあった際には立地可能な場所を紹介するという、来るならばどうぞという受け身の姿勢にも見えかねない部分であります。現在置かれております社会情勢などを鑑みましても、ここはやはり市側が積極的に対話に出ていく姿勢こそが大変に重要であると考えます。

そこで大切になるのは、民間企業との間で、こちら側から積極的に意思疎通を図り、対話を行うことが求められると思われませんが、いわゆるこのサウンディングをどのように考えておられるのか、茨城県において幅広い見識を積んでこられ、様々な開発に携わってこられ、民間企業の進出にも大変お詳しい玉川副市長に伺います。

○議長（萩谷俊行君） 副市長。

○副市長（玉川 明君） お答えいたします。

企業の進出や開発を進めるに当たりましては、民間企業の需要を事前に把握することが何よりも重要であると考えております。このため、令和5年度当初予算におきまして、立地促進事業として立地企業等需要調査を実施することとしております。

この調査は、いわゆるサウンディング調査と言われている調査でございますが、那珂市に進出する意欲のある企業の需要量を幅広く調査するものでございます。手法としましては、民間企業約1,000社にアンケートを送付し、その結果を踏まえ、より具体的に進出意欲を示した企業にヒアリングを行っていきたいと考えております。

この調査を企業とのマッチングの絶好の機会と捉え、進出意欲の高い企業と、より積極的に意思疎通を図りまして、企業の進出と開発につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

本年度の当初予算ではありますが、既にサウンディング調査の実施予定があり、1,000社にアンケートの送付を行い、その結果を踏まえヒアリングを行い、積極的に意思疎通を図り、企業進出につなげたいとの答弁、感謝申し上げますとともに、本市のサウンディング調査に心よりご期待申し上げます。

先ほど来、何度も申し上げてまいりましたが、民間投資を呼び込めば、雇用が増え、定住人口の増加も期待ができ、市の税収増加にもつながり、ひいては地域振興の拡大再生産にもつながるものと考えております。市長が掲げます活力あるまちづくりの標榜の下、スピード感を持って積極的に民間投資を呼び込む誘導策を講じていくことが大変に重要であると考えております。

そこで、幾度も質問させていただいている瓜連地区の118号の交差点周辺はもとより、那珂市全体への民間投資の誘導策について、市長はどのように考えておられるのか、見解を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えいたします。

再三にわたる富山議員の那珂市の開発等につきまして、ご意見を賜っていますことをまず御礼を申し上げます。

民間の投資が活気づき、市内における雇用の機会が創出され、結果として定住人口の増加

も期待でき、税収の増加につながることは、まさに議員のおっしゃるとおりと考えております。スピード感を持って取り組むことでその機会を逃さない、このこともまた大切なことであります。

現在の那珂市を取り巻く状況を考えますと、インフラの整備、あるいは道の駅開発に伴うインター周辺の開発、あるいは北部幹線の北上に伴う新しいインターチェンジの設置、いろいろなものがおそらく那珂市を発展させる大きなきっかけになっていくと私は考えております。

先ほど副市長の答弁にもありましたけれども、令和5年度におきましては、市内への進出意欲のある企業を調査するサウンディング調査を実施してまいります。その調査により、例示していただいた瓜連地域はもとより、那珂インターチェンジ周辺開発を、周域を含めた幅広い開発可能性について検討してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

当然ながら、まちづくりの指針を示す第2次総合計画後期基本計画を柱として検討されることであると思います。

それに加えて、質問の前段で申し上げましたとおり、瓜連地区、五台地区などを含め、本市には開発ポテンシャルを大きく持つ地域もまだまだあると確信しております。民間企業との対話には、積極的かつ柔軟な姿勢で臨んでいただきますようお願いいたしますとともに、先ほどにもありましたよう、サウンディング調査に大きく期待申し上げるところであります。

活力あるまちづくりについて、最後の質問となります。

昨年暮れに西消防署前まで4車線化が完成となりました国道118号線、今後展開が予想されます道の駅プロジェクト、また那珂市北西部地域の活性化のためには、国道118号線の4車線化のさらなる延伸が重要な役割を担うと考えられます。スピード感ある早期の延伸が望まれるところだと思いますが、今後どのようにしていくのか、市長の見解を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをさせていただきます。

今議員から国道118号、県北地域につながる重要な路線だというお話がありました。国道118号につきましても私も思い入れがあります。かつて、県議会議員時代より常陸大宮まで入ってきた4車線化を何とかいち早く那珂市まで引き込みたい、そういう思いで活動してきました。やっとその思いが途中までかなった、そういうふうに今、考えております。

4車線化を発展の基盤づくりとして、これまで政策を進めてまいりました。今議員おっしゃるように、昨年11月30日に瓜連地内から中里地内までの1.5キロメートルが供用開始となりまして、那珂大宮バイパス8.3キロメートルのうち4.7キロメートルが4車線化されました。残るバードラインまでの3.6キロメートルにつきましても、既に測量業務に着手をし、今月には地権者の皆様への説明会が予定をされております。

事業主体は茨城県でありますけれども、これまで私も国道118号改修期成会の会長として、国や茨城県へ整備促進の要望活動を行ってまいりました。

国道118号の4車線化は、常磐自動車道や各拠点をつなぐ道路ネットワークによる地域経済の活性化、災害時の緊急避難道路の強化が図られるなど、整備効果は非常に大きいものと考えております。

引き続き、必要な財政措置など、改修期成会を通して、市長としてできる限りの活動を行い、整備促進に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ありがとうございます。

先崎市長が改修期成会の会長であることは、タイミング的にも大変ありがたいことであります。スピード感ある整備促進を心よりお願い申し上げまして、この項の質問は終わらせていただきます。

続きまして、物価高騰に対する学校教育における支援について伺います。

皆様方もご存じのとおり、新型コロナウイルスの影響での経済の混乱、急激な円安、ロシアによるウクライナ侵攻の影響によるエネルギー、原材料価格の高騰と、日本でもありとあらゆるものが値上がり、記録的な物価高騰に見舞われております。そのような中、労働賃金の上昇はなかなか見られず、家庭を取り巻く経済環境は極めて厳しいものとなっております。

そこでもう一步、ゼロ歳から15歳までの子育てに要する費用は1人1,900万円との内閣府の試算が出ており、文字どおりの物価高騰も相重なり、子育て世代と言われます方々にとりましても大きな打撃となっております。

今回は子育てに対します支援、とりわけまして学校教育での支援について、いくつか伺ってまいります。

まずは、本市において、現在学校教育に関します子育て支援と呼ばれるものにどのようなものがあるのか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現金給付の支援としましては就学奨励事業がございます。経済的に困窮している世帯を対象に学校生活に必要な費用を支給するもので、学用品費や給食費、部活動費や修学旅行費のほか、1人1台のタブレット導入時にはリモート学習に係る通信費も追加し、現在11の費目により助成を行っております。

そのほか、特別支援学級の在籍者を対象とした特別支援教育就学奨励事業、オンライン学習の環境整備としてルーターの貸出し、自転車通学用ヘルメットの無償配付、遠距離通学の生徒に対する通学費の補助のほか、教育支援センターや保健福祉部と連携した各種の相談事業も子育て支援の一環と認識しております。また、社会福祉課が所管するものでは、困窮世

帯の児童生徒を対象とした学習支援の事業もごございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 経済的に困窮する世帯を対象に、学校生活に必要な費用を支給する就学奨励事業、特別支援学級の在籍者を対象とした特別支援教育就学奨励事業と、困窮世帯や障がいを持つ児童生徒を対象とした学習支援を行っており、全員を対象とするものは自転車用通学ヘルメットの無償配付等々があるということですが、どちらかという支援となる対象者の方々をきちんと絞り込んでの支援であるかと思われまます。私の考えは、この各種支援を否定するものではございません。格差社会が問題視されるこの現状でよくやっていただいておりますことに感謝いたします。

ただ、1点だけ申し上げますと、冒頭ありましたよう、2021年の新型コロナウイルスの出現以降、社会も大きく変わり、経済困窮者とされる方々とそうでないとされる方々の差は確実に近づきつつあると感じております。

そこでもう一つ、現状の確認の意味を込めまして、20年前と現在の児童生徒の推移はどのようなになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

平成14年度の児童生徒数は5,295人、令和4年度は3,861人です。この20年間で1,434人減少し、減少率は27%となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 20年前の平成14年度の児童生徒数は5,295人であり、昨年の令和4年度では3,861人であり、この20年間で1,434人の減少となり、減少率においては27%であるとの答弁。人口動態には地域の社会的背景が大きく左右することは承知するところではありますが、日本全国を見ても減少傾向が続いており、本市においても大きく減少が続いていると実感する数だと言えます。

ただ、もう一方の考えとして、20年前の児童生徒数ではできないが、これらの状況下であるからこそできる支援策があるのではないかと考えます。この部分は、前に質問された方々と重複する部分はありますが、視点も多少変わる部分がありますので、まず1つ目として、学校給食費の無償化または補助・減額はできないか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校給食費につきましては、令和2年度より月額300円の補助制度を導入しております。小学生は4,600円を4,300円に、中学生は5,000円を4,700円に減額するために、令和4年度の当初予算ベースで1,278万円を計上しております。また、昨年来の燃料費や物流費等の高

騰による食材料費の値上がりに対しましては、賄い材料費を1,300万円増額補正いたしました。給食費の値上げではなく、全額市費から補填することで対応をしたところです。学校給食費の無償化につきましては、現時点で実施は考えておりません。

理由としましては、保護者には学校給食法の規定に基づき、食材料費、いわゆる喫食する実費分として負担をいただいているものであること。また、経済的に支援が必要な世帯は先ほどご答弁申し上げたとおり、就学奨励事業により実質無償となっていることから、全体として公正な対価の負担であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 令和2年度より補助制度が導入されており、小学生、中学生ともに毎月300円の減額補助を実施しており、また現状の物価高騰によります食材の値上がり分に関しても、保護者負担とすることなく、全額市が補填対応されているとの答弁であると理解いたします。

補助制度の導入については、当時の委員会で説明を受けたのも覚えております。そして、1,300万円の増額補正ですが、確かに大きな金額ではありますが、年間1,300万円を夏休み期間を考慮して10か月で割ると月130万円、さらに月に登校する平均の23日で割りますと1日5万6,000円ぐらいとなり、さらに先ほど伺いました児童生徒数の人数で割ると、かなり大まかな計算にはなりますが、児童生徒1日当たり約15円ぐらいの補填と言えます。

何が言いたいかと申しますと、現状、学校給食は給食費の値上げをせず、ぎりぎりの状態で頑張っていることがよく分かります。記録的な物価高騰の時代に、1食当たりの値上がりを15円程度に抑える努力は相当なものであると考えます。この部分は、質問とは関係ございませんが、関係される皆様の努力に心より感謝申し上げます。

今回の答弁では、給食費の無償化は実施する考えはないとのことですが、先ほども武藤議員からありましたように、近隣市町村を見ましても無償化に踏み切る自治体も増えてきており、また県内の他の自治体においても、本年度の当初予算の中で無償化に予算を充てる新聞記事を目にいたします。

だからといいまして、トレンドであるから、はやりであるからで、施策を展開することは当然ながらあってはならないということも十分に理解しております。各自治体においても、人口減少対策や子育て支援などの様々な観点からの実施であると思われまます。

現状、本市においても、児童生徒数は20年前と比べると減少率は約30%と大きく進んでおり、そして、この記録的な物価高騰を考えますと、子育てに関します支援は急務であろうと思われまます。ほかでやるのでうちもやるということではなく、こういう時代であるからこそやるんだと強い信念の下、いま一度再考していただきますようお願い申し上げておきたいと思ひます。

次に伺いますのは、子育てをするに当たりまして、節目に迎えます入学であります。入学

を迎える当たり、新たなものを新調する必要があり、それが大きな負担となり、家計への圧迫へとつながります。子供がある程度の年齢となるまで、子育てを経験された方なら誰もがうなずいていただけることであろうと感じております。

そこで、率直な質問ではありますが、小学校・中学校の入学時にかかります費用、どれぐらいかかるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

入学に係る費用は、概算で、小学校は10万円、中学校は17万円程度です。入学用品の大部分は教材や体操服など学校が指定したものを購入するものになりますので、金額はほぼ一律ですが、小学校のランドセルや中学校の自転車といったものはご家庭の判断になりますので、先ほど申し上げた概算額は標準と思われる金額で算出をしております。教科書につきましては国による無償配付となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 小学校は10万円、中学校においては17万円程度、費用がかかることでありますが、家計にとりましては確実に大きな出費であると言えます。

そこで、現在、県内15市町村で実施しておりますランドセルの無償配布を考えてみてはどうか。過去に合併以前の瓜連町時代には実施していた実績もございます。検討を考えてみてはどうかと思いますが、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

ランドセルは、近年、色やデザインのバリエーションが豊富になり、保護者や児童の価値観が多様化している中、一律の配付が望まれるかどうかといった視点もあるかとは思いますが、

先ほど答弁申し上げました就学奨励事業により、小学校への入学用品費として5万4,000円を支給しております。経済的に支援が必要な家庭に対しましては負担軽減を図っていることから、全入学者へのランドセルの無償配付は考えておりません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） 意見・感想の前に、同様関連の質問がもう一つありますので、重ねて伺います。

中学校入学時に、特に高額購入となります制服・通学用自転車等の購入に費用の助成はできないか、本市の考えを伺います。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

先ほどのランドセルと同様、就学奨励事業では、新7年生に対し、制服や自転車といった

入学用品費として6万円を支給しております。

議員からご指摘いただいているように、最近の物価高騰による家計への影響や、コロナ禍で十分な収入が得られないといった家庭にとり、決して十分な額とは言えないかもしれません。しかしながら、公費による助成という観点から、公正な範囲での支援であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 富山議員。

○8番（富山 豪君） ランドセルの無償化、制服・通学用自転車の補助も、いずれにおいても、現状での実施への考えはなく、また生活に困窮する世帯には、いずれにおいても、就学奨励事業として負担軽減を図っているとの答弁であると理解いたします。

確かにランドセル選びに限らず、全ての選択には保護者・児童の価値観の多様化はあるという思いも十分に理解するところではありますが、それを楽しむことができるのは、おそらくであります。一部の方々であり、自分の経験上の考えとなりますが、大半の方々には負担に感じているのではと思っております。

また、近年では様々な色やバリエーションと答弁にありましたが、このような中、今年度、鹿嶋市では今までも全児童にランドセルの無償配付を行っておりましたが、男の子は黒、女の子は赤の固定概念をなくし、ジェンダーフリーの観点から性別に関係なく色の統一を行い、人気のある色であるキャメル色のランドセルを無償配付すると報道で目にいたしました。観点はおのおのあることだと思っておりますが、さらなる一步を踏み出した自治体があることも事実であります。

また、中学校の入学時での、先ほどの概算には加えてなかろうと思われそうです。部活動への準備がございます。選択します部活動で差は生じますが、やはりかなりの家計の負担となります。冒頭にも申し上げましたが、新型コロナウイルスの出現以降、社会は大きく変化しており、生活困窮者とされる方々とそうでない方々の差は確実に近づいており、それに加えて、この記録的な物価高も大きく家計を苦しめております。

このような時代であるからこそ、求められる施策があると強く感じております。いま一度の再考を心よりお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告4番、富山 豪議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を14時30分といたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時28分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 寺 門 厚 君

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、通告5番、寺門 厚議員。

質問事項 1. 地域医療構想について。2. 広域避難計画について。3. 粗大ごみの回収について。

寺門 厚議員、登壇願います。

寺門 厚議員。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） 議席番号10番、寺門 厚でございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

本日、最後の質問でございますので、お疲れのところではございますが、執行部におかれましては簡潔・明瞭なる答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

まず、最初の質問は、地域医療構想についてであります。

新型コロナウイルス感染症が日本で発生し、第8波まで感染拡大となり3年が経過して、やっと終息の兆しが見えたのではないかというふうに思います。このようなコロナ禍の中で、医療体制の様々なアンバランスが拡大しました。もともとアンバランスな医療提供体制を改革するため、国は地域医療改革を進めており、2025年には団塊世代が75歳以上となり、医療・介護需要が爆発的に増えるため、2025年を見通した医療提供体制改革として、地域医療構想の構築を進めております。

しかし、コロナ禍の中で、医療提供体制改革はどれだけ進んだのでしょうか。本市の地域医療構想とはどういうものなのかをお聞きしてまいります。

茨城県の地域医療構想は県が主体で進めておりますが、茨城県地域医療構想での本市の位置づけはどのようになっているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

茨城県地域医療構想は、茨城県保健医療計画の一部として、平成28年12月に策定されております。2025年の団塊の世代が全て後期高齢者へ移行し、医療介護需要の増大が見込まれます。地域の限られた医療資源を活用し、効率的な医療提供体制を確保するための調整が、この枠組みの中で現在も進められています。

本構想においては、医療法に基づく二次保健医療圏を基本として、県内を9つの区域に分けており、那珂市は常陸太田・ひたちなか地域医療構想区域に該当しております。

地域医療構想区域ごとに調整会議が設置されており、会議の委員は医療・介護・福祉関係

者が19名、医療保険者1名、地域住民代表1名、自治体2名、保健所1名、学識経験者2名の合計26人で構成されています。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 二次医療圏と同じ分け方ということで、常陸太田・ひたちなか地域に所属することが分かりました。地域調整会議委員は、地域住民代表が1名だけというふうには、今、答弁にありましたけれども、では、地域住民の要望や意見は十分に反映されるのだろうか少し気がかりであります。

では、地域医療構想調整会議においては、具体的にどのような内容が協議されているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

協議内容としては、各地域の将来における人口の増減状況、病床数や医療従事者数などの医療資源の状況、高度急性期や回復期・慢性期などの患者の医療需要の状況、必要病床数と在宅医療必要量などについて協議しております。

本市の役割としては、この地域医療構想調整会議に参画し、医療機能分化・連携に向けた地域課題を共有するとともに、地域特性を生かした地域包括ケアシステムの構築を図ることです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 地域医療構想は、地域における医療資源の有効活用を図っていくわけですが、本市の役割は医療機能分化・連携に向けた地域特性を生かした地域包括ケアシステムの構築を図っていくということは理解いたしました。

では、常陸太田・ひたちなか地域医療構想区域の状況はどのようになっているんでしょうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

常陸太田・ひたちなか地域医療構想区域の構成市町村でございますが、本市のほか、常陸太田市、ひたちなか市、常陸大宮市、東海村、大子町となっております。

区域内の状況ですが、医療資源が不足しており、隣接する水戸構想区域、日立構想区域の医療施設を受診している状況です。区域内の医療施設はひたちなか市に多く集積しているものの、北部については極端に少ない状況があり、人口10万人当たりの病床数が少ない状況です。また、周産期医療や小児医療に対応する医療施設が少ないため、隣接する構想区域に頼っているのが現状です。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 地域内は6市村で構成され、医療資源が不足しており、不足分については水戸や日立医療構想区域の医療施設を受診している状況の中で、地域内医療施設数でもひたちなかと大子では大きな開きがあるということは分かりました。

その中で、本市の地域医療の課題と対策はどのようなものがあるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市における医療の課題としては、主に3点あります。

1つ目の課題は、高度救急医療を受けられる総合病院や産婦人科が市内に設置がなく、一部医療資源が不足していることです。これに対して、市は隣接している水戸市やひたちなか市、常陸大宮市などに、救急医療二次病院制運営事業や県央地域連携中枢都市圏連携事業の取組などにより、近隣市町村の医療機関を受診できる体制を構築しています。

2つ目の課題ですが、医療従事者などの不足があります。医師数、看護師数ともに県内でも低い水準になっています。医師の確保については茨城県が各地域医療構想調整会議の状況を踏まえ、筑波大学などへ医師の派遣要請を実施しています。看護師の確保については、市が看護系大学・専門学校と連携しながら、地域特定推薦を活用した看護師確保対策を実施しているところです。

3つ目の課題は、在宅医療に係る必要量の大幅な増加が見込まれることです。病院で入院治療を行い、退院後は在宅で医療や介護を受けられる方が増加していくことに対して、担い手が不足するといった課題になっています。

これらに対しては、市の人口増減、人口構造の変化の見通し、そのほか医療の需要の動向並びに医療従事者や施設の配置など、地域の特性を踏まえたバランスの取れた医療提供体制を構築していくために、医療のみならず地域包括ケアシステムの構築を推進していく必要があります。介護保険法の地域支援事業に位置づけられている在宅医療・介護連携推進事業において、検討を進めているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 先ほど、高度救急医療体制や産婦人科の設置がないのが1つ目の課題とありましたけれども、加えて小児科医療体制も十分とは言い難い状況だと私は考えています。これらの課題対策実施はもちろんです。特に周産期医療体制及び小児科医療体制の強化についてどのように考えているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

本市を含む常陸太田・ひたちなか地域医療構想区域において、周産期に対応する医療機関が少ないことが課題となっていることは認識しております。また、小児の入院体制も同様に

対応できる医療機関が少ないことが課題です。

しかしながら、少子化の現状を鑑みますと、本市内に新規に産婦周産期医療に対応する医療施設が整備されることは極めて難しい状況であると考えています。

本市といたしましては、今後も構想区域内の医療機関に加え、近隣市町村にある医療機関とも一層の連携を図りながら、必要な医療需要に対応できる体制を維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 本市の新生児が年間300人程度という少子化の中では、市内に産院を設置することは経営的に見ても難しいと私も思います。であれば、出産で産婦人科を受診する場合、水戸市やひたちなか市の産院が個人の希望で受診選択でき、退院後も継続して本市の子育て支援システムとも連携している現行医療体制の維持に尽力していただくことが私は大切だというふうに思います。小児科医療体制も周産期医療体制と同様の連携体制があり、やはり現状維持、さらに継続強化ですね、これをお願いしたいというふうに思います。

先ほど、地域医療の課題と対策の中で、在宅医療増加に対する対策は、地域包括ケアシステムの構築と在宅医療と介護連携推進事業において検討を進めているとありました。

この在宅医療と介護連携推進事業における地域の目指す理想像は、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築であると国ではされております。本市もこの理想像に向かい、地域包括ケアシステムの構築を推進しているところだと思います。

私は、本市の地域医療構想の目指す姿は、ライフサイクル部分の中の高齢期においては、普通に市民がかかりつけ医を持ち、外来診療・在宅診療等を適切に受け、生活を継続できること。次に、病気等により体調の急変時には迅速な救急要請が行われ、状態変化時に適切な治療を受けることができること。それぞれの病状に応じて、入院加療後、回復し、本人の望む場所に戻り、支援を受けながら不安なく生活を再開できること。さらに本人の住み慣れた地域、本人の望む場所で不安なく最後まで暮らせること。この4つの節目において必要なことが全て整うことだと私は考えております。それが我々市民の望んでいることだというふうに考えます。

そして、在宅医療と介護連携についてでございますが、高齢者が在宅で安心して生活をしていくためには、在宅医療と介護連携が非常に重要であると私は考えております。

まず、在宅医療・介護連携推進事業とはどのような事業なのか。また、市ではどのような取組を実施しているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

在宅医療・介護連携推進事業は、在宅療養を支える関係機関の多職種協働により、在宅医療と介護を一体的に提供できる連携体制を推進するための事業です。

先ほど議員からご発言がありましたとおり、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、様々な機関が緊密に連携し、包括的かつ継続的に在宅医療と介護を提供していくことが重要です。

現在、市では、切れ目のない在宅医療と介護の支援体制を意識しながら、①入退院支援、②日常の療養支援、③急変時の対応、④みとり、以上4つの場面について取り組むとともに、多職種による連携体制の構築にも取り組んでいます。

また、在宅医療・介護連携に関する相談につきましては、高齢者の総合相談窓口であり、支援の中核を担っている地域包括支援センターに設置をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 切れ目のない在宅医療と介護の支援体制を進めていくのは、医師・看護師・介護士はじめ、多職種による連携体制が不可欠であり、多くの人の力が必要だと思います。

では、在宅医療・介護連携事業の課題と対策について伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

要介護者が在宅での生活を継続していくためには、介護をする者の不安をいかに軽減していくかが課題となります。これには、訪問系サービスや通所系サービスを組み合わせるなど、包括的にサービスを活用すること、また利用者が抱える課題について、専門職を交え、解決のための検討を行っていくことが必要であると考えております。

今後も高齢者が増加していくことに伴い、介護や医療を受ける人の割合が増加していく中で、在宅医療・介護を推進するには、地域における医療・介護の関係機関の連携が重要ですが、現状では、訪問診療を提供している医療機関の数が十分とは言えない状況にあります。

また、医療と介護は、それぞれ支える保険制度が異なることや、多職種間の相互理解や情報の共有が十分にできていないというケースがあり、必ずしも円滑に連携がなされていないという課題もあります。

このようなことから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が必要であると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 現状では、訪問医療を提供する医療機関が十分とは言えない。医療介護の連携者は多職種間にわたり、それぞれの理解や情報の共有が不十分とも答弁にありました。

2025年まで、あと2年も残っておりません。地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を早めていただきたいと思います。

本市では、切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を意識しながら、ライフサイクルの中で節目となる場面を想定した取組を進めています。高齢になり誰しも思うことは、人生の終えんをどこで迎えるか、それは自宅で、あるいは仕事をしながらだとか、各個人それぞれあるかと思いますが、およそ7割の方々が自宅でということ都希望しているそうであります。誰しも自宅で家族に見守られながら人生を全うしたいということ望んでいるのではないのでしょうか。在宅医療と介護連携を進めていく上で考えておかなければならないのが、みとり体制だと思います。

先ほど保健福祉部長の答弁に、4つの場面の取組にみとりと述べておられましたけれども、市ではどのような取組を実施しているのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

みとりについて、近年、残された時間を充実させる、人間の尊厳を残して亡くなるなどの考えが重要視されるようになってきており、最期をどこで過ごしたいか、ご本人の価値観に沿った選択ができるかというのではないかと考えております。

しかし、在宅でみとりを希望する方が増えつつある中、往診に訪れる医師がいない、家族に負担をかけたくないなどの事情により、在宅でのみとりがかなわないケースもあると聞いております。

みとり時の対応の目指すべき姿は、医療と介護の全ての関係者が、本人のしっかりとした人生の最終段階において送りたい生活の意思に寄り添いながら、みとり時に医療・介護・消防（救急）の円滑な連携が行われることが必要と考えております。

市では、みとりについての理解の促進や人生の最終段階を考えるきっかけづくりとして、未来ノート、副題として「未来の私と家族へ」というものを作成し、みとりについての周知・啓発に努めております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 在宅みとりについての理解を深めるためにも、周知・啓発を進めていただきたいと思えます。

みとり時に、医療・介護・消防（救急）の円滑な連携が行われることが不可欠ですが、現在でも体制が十分とはいえないと思えます。

では、どこまで準備をすればよいのかは回答が出しにくい、非常に難しい問題だと思います。2025年には、常陸太田・ひたちなか地域の在宅医療等の必要数が、これ必要人数です、1日当たり3,827人、2013年には1日当たり2,861人というこのデータと比較しますと133.8%の率となり、その分、みとりを含め、在宅医療の充実と拡大が求められていると思えます。

では、在宅医療の拡充はどのように進めていくのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

これまでの繰り返しになるかもしれませんが、今後ますます高齢化が進む中、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域づくりを推進していくとともに、高齢者の地域での生活を支える地域包括ケアシステムを引き続き推進してまいります。

令和5年度からになります。介護支援専門員と薬剤師が連携し、高齢者などの服薬状況や副作用の状況、薬剤の保管状況などについて情報共有を行い、必要に応じて関係機関に情報提供を行う介護支援専門員・薬剤師連携事業、こちらは県のモデル事業になります。こちらの取組も開始いたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 地域包括ケアシステムを推進するには、地域包括ケアシステムを支える病院・診療所・在宅医療を支えるかかりつけ医及び在宅医療支援病院等の充実及び介護支援専門員の充実もしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

それから、今年から介護支援員と薬剤師の連携ができて、高齢者の服薬に関する情報の共有化と関係機関との連携が進むことは大変いいことだというふうに私も思います。しかし、コミュニケーションツールは高齢者の通信手段もよく勘案していただきたいなというふうに思います。

この項の最後の質問になりますが、本市の地域医療構想について、先崎市長の所見をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員より、地域医療構想についてお尋ねをいただきました。お答えいたします。

地域医療構想について、日頃から本市の医療需要を支えていただいている医師、看護師、薬剤師などの医療従事者の方々には、通常の業務に加え、新型コロナウイルス感染症の対応についてもご協力をいただいております。感謝を申し上げます。

本市の課題は、今、議員が指摘のように、高度救急医療などの一部の医療資源が不足していることに加え、今後、需要の増加が見込まれている在宅医療提供体制についても、市内の医療機関だけでは十分とは言えない状況にあることでもあります。

市に足りていない医療資源については、近隣市町村の医療機関にご協力をいただく必要があります。地域の限られた医療資源を有効活用するためには、この地域医療構想区域において、広域的な視点で今後の医療提供体制を考えていく必要があります。また、地域の医療体制を維持していくための医師の確保などは、引き続き茨城県に担っていただかななくてはならない役割であると考えております。

いずれにいたしましても、地域医療構想は市単独で調整できるものではないため、地域の医療体制の効果的な運用に向け、地域医療構想区域の構成市町村や近隣市町村及び医療機関と連携、協力してまいりたいと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 市長答弁にありましたように、地域医療構想は単独ではできるものではありません。本市及び地域内にある医療体制の効果的な運用を図るには、地域医療構想の構成市町村や近隣市町村及び医療機関と連携協力を、特に切れ目のない在宅医療と在宅介護提供体制をつくることをしっかりと行っていただくよう、切にお願いをいたします。

この切れ目のない在宅医療と介護連携については、視点を変えて考えてみますと、本市で取り組むべきもう一つのこと、人生100年時代に向け健康寿命を延ばすことでもあります。今、自分の命は自分で守るという高齢者が増えています。元気なお年寄りが増えれば、病気になり医療機関にかかることもなく、介護の必要も少なくて済むので、2025年問題の対策の一つになるのではないかと考えます。

健康寿命を延ばすには、市民が自主的に介護予防や居場所づくり、趣味、サークル活動、グラウンドゴルフなどのスポーツ、シルバー体操などの健康づくり、支え合いの地域づくりを地域包括支援センターを中心に現在進められておりますが、今後これらをさらに強化をしていただき、安心して最期まで生活できる那珂市にさせていただき、強く要望いたします、この項の質問を終わります。

次は、広域避難計画についてであります。

まず初めに、昨年11月20日実施の那珂市原子力防災訓練結果についてお伺いいたします。

原子力防災訓練の概要と成果・課題について、どうだったのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

昨年11月の訓練では、災害対策本部運営訓練をはじめ、住民情報伝達訓練、関係機関や避難先自治体との連携訓練など、事故の進展に応じた防護措置の確認をいたしました。また、本米崎地区の住民が参加し、実際に筑西市まで避難を実施したP A Z住民避難訓練や、U P Z住民屋内退避訓練、要配慮者施設の屋内退避訓練などでは、災害発生時の基本となる住民の行動と市が実施すべき災害対応を確認いたしました。

成果といたしましては、災害対策本部では防護措置の確認を的確に行い、一時集合所では避難者を滞留なく受け入れるなど、市としておおむね適切な対応を取ることができたと考えております。また、広域避難訓練では、実際に筑西市まで移動したことで、住民が避難をイメージすることができたと考えております。

さらに、昨年に引き続き訓練を実施したことで、広域避難や段階的避難に対する市民の認知度が向上したことなども成果として考えております。課題といたしましては、U P Zの防護措置に係る訓練の実施、避難先自治体との連携強化、原子力防災に関する住民周知の強化

などがあると認識をしたところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 前年の訓練結果から、今後の検討項目としておりましたEALやOILに基づく訓練では、住民・要配慮者の避難訓練の充実、防災活動に従事する民間事業者等との連携強化、原子力災害医療活動訓練、避難退域時検査における関係機関との連携強化や、円滑な安定ヨウ素剤の緊急配付、乳幼児や子供への配付等についても、これらについてはどうだったのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

検討項目の中で、住民の避難訓練につきましては、実際に筑西市まで本米崎地区の住民が移動し、避難ルートや避難所の確認をいたしました。あわせて、一時集合所の運営や筑西市による避難所の受入れ態勢などの避難行程についても確認をしております。

要配慮者への対応といたしましては、民間事業者である特別養護老人ホームいくり苑那珂において、施設入所者を陽圧化した部屋に移動させる訓練を行いました。

また、安定ヨウ素剤の緊急配付訓練では、一時集合所においてバス避難者を対象に行い、服用に関する知識の習熟をさらに図ることができたと考えております。

なお、昨年及び今回の訓練では実施ができなかった避難退域時検査や民間事業者との連携等につきましては、引き続き機会を捉えて検証をまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） おおむね前年からの課題も対処できたという評価でございますが、避難退域時検査や各民間事業者との連携等については、今後の訓練の中で検証していくということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

今回も原子力防災訓練において、放射性物質放出前という設定での屋内退避訓練ですけれども、毎回特に感じていることですが、屋内退避は本当に大丈夫なのか、EALやOILの程度により、また風向きにより避難の仕方が異なってくると思います。

これについては、住民の不安は大きいものがあります。それを払拭するためにも、屋内退避の根拠と安全性を周知徹底しておく必要があります。

屋内退避の場合、その安全性や現実性についてどのように考えているのかお伺ひします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

屋内退避は、放射性物質から被曝を軽減するため、建物の中に避難してとどまる防護措置であり、UPZ住民の最も基本的な行動になります。国の指針で木造家屋は、吸入による内部被曝を75%軽減でき、また屋外からのガンマ線による外部被曝を60%低減できるとされ

ています。

今回の訓練におきましても事前に屋内退避マニュアルを配付するなど、住民に対して災害時における屋内退避のチェックポイントなどを周知して、実施をしたところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 今回の訓練で、どれぐらいの方がこの避難マニュアル、こちらはホームページ、それからたしか回覧で回っていたと思います。こちらですね。これとは別に、各戸に配布してありますのが、この避難ガイドマップ、これにも今と同じように内容が書いてあります。実際、この避難するときに、これを見ながらチェックしながらというのは、された方というのは私は少数ではないかというふうに思っております。

今後の自主防災組織体での訓練実施を行い、周知徹底をぜひお願いしたいなというふうに思います。

それから、原子力災害の段階と放射能の風向きによる放射能汚染地域、汚染度合いを含む、これは東海第二原電さんのほうでよく確認をし、実際の避難の場合には住民へ周知し、安全な避難行動が取れるよう、これについても訓練実施をしておくことを要望しておきます。

次は、避難先の受入れ状況はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

訓練では、災害対策本部員と連絡員を筑西市に派遣して現地対策本部を設置し、情報収集活動や避難所との連絡体制などについて確認を行いました。

また、筑西市職員が避難所を開設し、感染症対策を行いながら自家用車やバスで避難した74名の那珂市の住民を受け入れました。その後、先発隊として派遣した本市職員と合同で避難所運営を行い、役割分担や連携を確認しております。

初めて原子力防災訓練を実施した筑西市からは、自然災害と異なる対応について確認することができたと報告を受けております。

筑西市において実施した訓練については、おおむね適切な対応が取れたのではないかと考えており、訓練参加者のアンケートからもスムーズな受入れ態勢ができていたなどとの意見がございました。

以上でございます。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 広域避難所を開設したと思いますけれども、1人当たりの占有面積はいくつで実施したのか、またコロナ対策はどうしたのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

筑西市では初めての原子力防災訓練であったことから、避難所での受入れ態勢に重点を置

き、避難者の感染症対策や受入れ状況等の確認等を行っております。避難所にはパーティション TENT を20基設置し、テント内には段ボールベッドなどを設置しましたが、避難所のイメージとして展示したもので、住居スペースまでは考慮しておりません。

また、感染症対策につきましては、建物の外では手指消毒と検温、問診による体調確認を行い、建物内では体調不良者の動線分けなどを実施しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） パーティション TENT での開設をしたということでございますけれども、広さについては特に考えていなかったということですね。広域避難所への避難する側の行動も適切であったし、受入れ側である筑西市の対応も適切な対応が取れていたと、今の評価でございました。予定していたことはできたということでしょうか。実際に広域避難場所へ行って見て、避難して見て体験できたことは、実際の災害時の避難行動に必ず生かされると思います。広域避難計画策定中の課題克服へつながっていくと思います。

しかし、新たな課題の把握がなされ、課題解決に向け、さらに市民の生命・財産を守り、安心・安全の確保に向け、さらに訓練の実施と広域避難計画の実効性を上げていただきたいと思います。

次は、広域避難計画の策定状況について伺います。

東海村の山田村長は昨年12月議会の一般質問用答弁の中で、避難計画案の公表・策定に向けて準備に取りかかると述べました。計画案を計画策定とする日程に関わる発言を行っております。これは、避難計画案ができたので、その発表の準備に取りかかる旨、言われたことであると思います。

しかし、広域避難計画については2021年3月の水戸地方裁判所の判決にありますように、避難対象人口に照らすと、今後これを達成することも相当困難であると考えます。また、計画は最悪の事態を考慮しつつ、住民の生命・健康・財産を確実に守ることを前提に策定しなければならないものであると私は考えています。

現在、本市でも広域避難計画を策定しているところですが、改めて計画策定の考え方についてお聞きします。

まず、1つ目は、避難とは元の生活に戻れない、長期にわたって避難生活が続くものであることを住民が理解、覚悟する、そういう計画でなければならないと考えています。計画策定に当たっては、この前提を先に住民に示しておく必要があると考えますが、どのように考えていますか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市といたしましては、避難後の対応が長期にわたるかどうかは災害の状況によるところが大きいと考えております。

しかしながら、茨城県の広域避難計画には、避難が長期化した場合の対応につきましても記載がされておりますので、本市の計画にも長期化についての記載を検討してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 避難が長期化することは、福島第一原発事故の例でも明白であり、ぜひとも計画に記載するようお願いをしておきます。

2つ目の質問は、広域避難計画は避難先へ着くまでの計画だけでは不十分であります。避難してから計画は、避難先ともに計画されているのでしょうか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

議員がおっしゃる原子力災害時の避難者受入れ計画につきましては、避難先の筑西市・桜川市では策定されておきませんが、両市では避難所運営マニュアルを作成しております。このマニュアルは、避難所の初期段階における避難先自治体による運営を定めたものでございまして、本市に避難所運営をスムーズに引き継ぐためのものになります。この内容につきましても、訓練での検証などを反映させてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 避難所へ着いた後、生活をしていくわけで、これについては避難先自治体及び住民の協力が必要であり、避難後の計画は必要ではないでしょうか、ぜひ検討いただきたいと思っております。

3つ目の質問は、現在策定中の避難計画は、自然災害及び他原子力施設における事故等との複合災害を想定したもので策定していますか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在策定を進めている広域避難計画は、原子力事業所の単独災害を想定してございます。まずはこの計画を策定し、この計画をベースに複合災害への対策等を検討していくことになると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 福島原発事故を見ましても、現実複合災害が起きています。そして、いつ起きるか分かりません。まずは、単独事故からというのは分かりますけれども、同時に複合災害も含め策定するよう、ぜひとも努力をいただきたいなというふうに思います。

4つ目の質問は、避難計画を策定できた、完了しましたとしてよいかどうかの判断は、避難当事者である住民の理解と了承等が必要ですが、どのように考えていますか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

広域避難計画につきましては、現時点で策定期間は未定でございますが、幅広く意見を伺う機会を設けるなど、住民の理解を図ってまいりたいと考えております。なお、策定する際には、パブリックコメントも実施いたします。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 策定途中での住民との意見交換、また策定完了時のパブリックコメントも非常に大切ですが、やはり住民との十分な意見交換会、これを持っていただきたい。そして、十分な理解を図っていただきたいと思えます。

5つ目は、避難弱者は最も避難困難で、生命・身体の侵害が著しい立場であります。自力で避難が困難な要支援者の数、要配慮者の数は把握されているのでしょうか。また、要支援対策はどのようになるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市の避難行動要支援者の数は、令和5年1月現在1,228人になります。なお、乳幼児や妊産婦、外国人などの要配慮者につきましては、災害が発生した時点で配慮が必要となる方ですので、人数を把握するのは難しい状況です。

要支援者への対策ですが、在宅の要支援者につきましては、自治会などによる声かけや誘導により避難所へ避難することになります。

また、避難所での滞在が困難な要支援者の受入れ先となる福祉避難所の確保や福祉車両の確保など、要支援者に配慮した各種対策も進めているところです。なお、福祉施設などの入所者につきましては、施設の管理者が必要な対応を講じることとなります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 避難弱者の避難用バス、福祉車両及びドライバーの必要数とその調達の見通しはどのようになっていますか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

本市において必要となる避難バスの台数につきましては、令和2年に実施した原子力災害時の避難等に関する市民アンケートの結果から、バス1台当たり40人と仮定して108台を見込んでおります。また、福祉車両についても60台程度を見込んでおります。なお、車両の調達につきましては茨城県が担当しており、現在、県のバス協会やハイヤー・タクシー協会などと調整を進めております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 避難弱者への支援対策充実を図り、避難バスや福祉車両等の必要確保数に向け、今後も継続して努力をお願いしたいと思います。

次は、広域避難先について伺います。

県が見直しています避難先の割り振りについては、県からどのような連絡がありましたか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

避難所における1人当たりの面積の見直しに伴い、本市においても避難先である筑西市と桜川市だけでは全住民の受入れが難しくなることが想定されますが、現時点で県から避難先に関する具体的な説明はございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 避難先も被災して受入れ不可能になった場合、代替避難先はどのようなになるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

茨城県では、第1の避難先で受入れができない場合に備えて第2の避難先を調整しており、その候補地は福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、宮城県の市町村となっております。

しかしながら、避難所における1人当たりの面積の見直しに伴い、現在第2の避難先の候補地も、今後は新たに第1の避難先として割り当てられることが想定されます。そうなった場合には、改めて第2の避難先を県が調整していくことになると考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 避難先確保につきましては、これ、私、2年前も聞いておりますけれども、そのときも今後探していくよということでしたが、2年たっても何も進んでいませんよね。県担当課は何をしているのでしょうか。県へ避難先確定を強く促進をお願いします。先崎市長、これよろしくお願いしますよ、本当に。何も進んでいませんよ。

次は、広域避難所の1人当たりのスペースは、パーティションの状況によって3平米以上になっていますが、それぞれの場合、避難所の確保状況はどうなるのか伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

茨城県では1月に地域防災計画を改定して、避難所の面積の目安を1人当たりの面積を3平米以上とし、現在、茨城県避難所検証委員会において、この面積等について検証を行っております。

1人当たりの面積が現状の2平米から3平米以上に見直しになれば、本市においても、現在の避難先では受入れ不足が想定されることから、避難所の確保につきましては、今後も県

の主導の下、関係市町村と協議・調整を進めてまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 避難所、1人当たり面積3平米といたしますと、共有スペース、これたしか含んでいるものと思います。共有部分の1メートル、これ平米ですね、除いちゃいますと2平米で、たった畳1枚分ですよ。これでは前と全く変わりがないのではないか。コロナ感染症対策も含めて、再度3.5平米、4平米以上で検討していただけるよう、県へ要請をお願いします。

広域避難先の確保が未確定、避難場所の1人当たりの面積も決定していない。このような状況下で、本市や受入れ先の筑西市さんが広域避難訓練を実施し、避難計画策定課題の実効性を上げようと努力しています。こういうふうに自治体は一生懸命やっているのに、県の対応はまだ未定、調査中、同じことを何年調査しているんでしょうか。県へ促進を強く要請をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

広域避難先の確保や避難所1人当たり、安心・安全の面積確保を含め、本市の広域避難計画進捗について、先崎市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 寺門議員の質問にお答えをいたします。

再三、この広域避難訓練についてもご提言いただいております。先ほど担当部長から説明、答弁をさせていただきましたが、避難所での1人当たりの面積が見直しになるということで、現在の避難先では受入れが不足することが当然想定をされます。新たな避難先の確保が必要になることは十分に考えられます。県もその方向では当たっている、それから相手方もありますので。ただ、議員ご指摘のように、我々も要請をまた続けていきたい、そのように考えています。

広域避難計画の策定においては、県や関係市町村と避難先の確保について引き続き協議・調整を進めていく、当たり前でございますけれども。それらの現状、課題を、訓練を重ねながら解決をしていきたい。今回、筑西市に初めて避難をしました。これも今後、精度を高めしていく、いろんな課題がまたありますので、そういったことも引き続き訓練を重ねながら解決をしていき、市民の安心・安全を最優先とする実効性のある計画ができるように努めてまいります。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） ありがとうございます。

今回、広域避難計画について考え方を改めてお聞きしました。この項の冒頭で申し上げましたように、広域避難計画は最悪の事態を考慮しつつ、住民の生命・健康・財産を確実に守ることを前提に策定しなければならないものであると述べました。つまり、避難してから避難所を経て、避難解除後、地元へ戻り元の生活に戻るまでが広域避難計画の策定の考え方で

あると私は考えております。

今後は、本市においても特に先崎市長におかれましては、避難してから避難解除後、地元に戻り元の生活に戻るんだと強い覚悟を持って、市民の安心安全を最優先とする実効性のある広域避難計画策定を進めていただくことを改めて強く要望しまして、この項の質問を終わります。

最後の質問は、粗大ごみの回収についてであります。

粗大ごみの排出量は年々増えております。私の地元でも粗大ごみ集積所への排出量は毎回多くなっております。しかしながら、この粗大ごみ集積所へ不法投棄がされておりました、ここ二、三年続いております。対策として巡回見回りはもちろん、夜間パトロールも実施したがる収まっておりません。

不法投棄への防止策についてお聞きをします。

粗大ごみの回収現状と課題について伺います。粗大ごみの回収、過去5年間の回収量というのはいくらあるんでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

粗大ごみの過去5年間の回収量でございますが、平成29年度が約677トン、平成30年度が737トン、令和元年度が約770トン、令和2年度が約920トン、令和3年度が約760トンとなっております、これらは一般家庭から回収した量になります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 粗大ごみの回収についての課題はどのようなものがあると思いますか、伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

粗大ごみの回収に関する課題でございますが、指定日以外の持込みや利用者以外の持込み、粗大ごみに該当しないごみの持込みなどの不法投棄があり、これらの行為の防止が課題となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） では、対策はどうしていますか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

粗大ごみ置き場への不法投棄への対策といたしましては、注意喚起の看板の設置や自治会による見回り、防犯カメラの設置などになります。また、自治会によっては、粗大ごみの回収日を市の日程表に載せず、地域の方のみに周知するといった対策をしているところもある

と聞いてございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 私の地元でも今の対策を実施していたんですけども、それでも不法投棄をされてしまっております。昨年はカメラ設置による警戒もやっておりましたが効果がありませんでした。これへの防止策についていろいろ考えますと、やはり最終的には戸別回収という方法にたどり着いてしまいます。

そこで、粗大ごみの戸別回収について、障がい者や高齢者の粗大ごみを集積所までの持込みが困難であること、粗大ごみ集積所への不法投棄がある、各自治会の不法投棄防止の見回り、見張り活動が負担である。また、自治会で高齢者宅など、粗大ごみ持ち出しが困難な世帯対象に粗大ごみ支援制度を設けているところもある。これらを解決、防止するためにも、やはり粗大ごみの戸別回収を実施していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

粗大ごみの収集業務は、現在、大宮地方環境整備組合環境センターが行っており、議員ご提案の戸別回収を実施するには、本市と常陸大宮市、両市の収集体制を整えることが必要になります。

また、戸別回収を実施する場合には、現在のように自己負担なく収集することは難しく、今すぐ導入することは困難であると考えております。

しかしながら、戸別収集は、障がい者や高齢者だけではなく一般の方も自宅でごみを出せるメリットもございますので、現在実施をしている水戸市などの状況も含め調査をしたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 水戸市では全て無料回収ということではございません。現在、有償で実施しておりますので、ほかの自治体も調査されて、まずは有償回収からぜひとも本市で実施いただけるよう検討をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それから、粗大ごみの無償戸別回収については、今後、自力での排出が困難な高齢者世帯を含め、障がい者世帯、要介護世帯に限定して進めていく必要があると考えます。加えて、一般ごみまで対象にして考えていく必要があるというふうに思います。高齢者等のごみ出し支援について、本市で高齢者や障がい者等、ごみ排出困難者に対して、ぜひとも戸別回収、戸別収集、これを実施していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

高齢者等のごみ出しについて、現在、市が実施している支援はありませんが、市社会福祉

協議会がコーディネーターを務めております那珂市介護予防・生活支援サービス推進協議会においては、高齢者のごみ出しについて要望や課題の整理を進めているところでございます。
以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） ぜひとも、そのごみ排出困難世帯対象にごみの戸別回収を実施していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

ごみ排出困難者世帯を対象とした戸別収集につきましては、粗大ごみの戸別回収と同様に、既に実施をしている他市町村の状況等を含め、今後、調査をしたいと考えております。
以上です。

○議長（萩谷俊行君） 寺門 厚議員。

○10番（寺門 厚君） 高齢者等のごみ出し支援事業については、既に大分市や甲賀市、これは滋賀県で実施されていますし、近隣自治体も調査され、住みよい那珂市をつくるためにもぜひとも実施されるよう検討のほどよろしく願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告5番、寺門 厚議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 本日は議事の都合により、これにて終了し、残余の一般質問は、明日3月3日金曜日に行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時27分

令和5年第1回定例会

那珂市議会会議録

第3号（3月3日）

令和5年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第3号)

令和5年3月3日(金曜日)

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案等の質疑
- 報告第 2号 専決処分について(損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定)
- 議案第 2号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 9号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第8号)
- 議案第11号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第12号 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)
- 議案第13号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算
- 議案第15号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算
- 議案第16号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計予算
- 議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算
- 議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第19号 令和5年度那珂市地方公平委員会特別会計予算
- 議案第20号 令和5年度那珂市水道事業会計予算

議案第21号 令和5年度那珂市下水道事業会計予算

議案第22号 市道路線の認定について

日程第 3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	寺門 勲 君	2番	原田 陽子 君
3番	小池 正夫 君	4番	萩谷 俊行 君
5番	石川 義光 君	6番	關 守 君
7番	大和田 和男 君	8番	富山 豪 君
9番	花島 進 君	10番	寺門 厚 君
11番	木野 広宣 君	12番	古川 洋一 君
13番	勝村 晃夫 君	14番	武藤 博光 君
15番	笹島 猛 君	16番	君嶋 寿男 君
17番	遠藤 実 君	18番	福田 耕四郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定に基づき説明のため出席した者

市長	先崎 光 君	副市長	玉川 明 君
教育長	大縄 久雄 君	企画部長	大森 信之 君
総務部長	渡邊 荘一 君	市民生活部長	玉川 一雄 君
保健福祉部長	平野 敦史 君	産業部長	浅野 和好 君
建設部長	今瀬 博之 君	上下水道部長	根本 雅美 君
教育部長	小橋 聡子 君	消防長	鈴木 将浩 君
会計管理者	茅根 政雄 君	農業委員会 事務局長	海老澤 美彦 君
選挙管理委員会 書記長 (総務課長)	加藤 裕一 君		

議会事務局職員

事務局長	会沢 義範 君	次長補佐	三田寺 裕臣 君
書記	田村 栄里 君		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席をしております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付してあります。

また、本会議の様子は、ユーチューブでライブ配信をしております。

◎一般質問

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問者の質問時間は、1人60分以内となっております。これには答弁の時間を含みます。

これより順次発言を許します。

傍聴者の皆様にお知らせいたします。

会議中は静粛にお願いをいたします。

携帯電話をお持ちの方はご配慮を願います。拍手等についても、ご遠慮いただくようお願いいたします。

なお、感染症予防対策のため、手指の消毒及びマスクの着用にご協力を願います。

◇ 遠 藤 実 君

○議長（萩谷俊行君） 通告6番、遠藤 実議員。

質問事項 1. 防災体制の強化について。2. 交通弱者対策の促進について。3. 学校に

おける子供たちのマスク着用の運用について。4. 選挙の投票率向上策について。

遠藤 実議員、登壇願います。

〔17番 遠藤 実君 登壇〕

○17番（遠藤 実君） 皆さん、おはようございます。議席番号17番の遠藤 実です。

これまで多くの経験をさせていただきまして、今改めてこの壇上に立たせていただいていることに対しまして、改めて御礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。これから、また改めてこの地元那珂市のために精いっぱい尽力してまいります。皆さん、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、4年ぶりに那珂市議会に戻りまして最初に行う質問の項目は、防災体制の強化であります。

私は、政治信条として、政治は社会的に弱い立場の者のためにあるというふうに考えておりますけれども、例えば東日本大震災のような大災害の前では、皆さん等しく弱者になってしまうことだと思います。そういった意味では、まさしく多様な方々の各地における支え合い、助け合いが本当に大事だというふうに考えております。

よく自助、共助、公助と言われますけれども、例えばうちで備蓄がちゃんとなされているのか、もしくは地域で、本当に隣近所で支え合いができるのかどうか、また、行政が組織として、体制として市民を守れるようになっているのかどうか、そういったところが、常に皆さんで考えていかなければならない課題だというふうに考えております。

そこで、以前に私が何回もその必要性を訴えてきた6年前の市内一斉による防災訓練について、検証したいと思います。

まずこの訓練の概要をお伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

平成29年11月に実施した総合防災訓練の概要でございますが、茨城県沖を震源とする地震が発生し、本市では震度6弱が観測され、市内に大きな被害が発生したという想定で行いました。

訓練は、市民に対する防災知識の普及と防災意識の高揚、市職員の災害対応力の向上と関係機関との連携強化を目的に実施をしております。

訓練の内容でございますが、参加した市民は、災害発生後各自治会が定めた一時集合場所に集合し、自主防災組織が中心となって安否確認を行い、市への報告後に市内6か所の拠点避難所へ移動し、心肺蘇生、水消火器、煙体験、応急救護訓練など、体験型の訓練を実施いたしました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） では、その検証と課題について、どう認識しているのかお伺いをい

たします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

訓練の検証でございますが、訓練後に行った参加者へのアンケート結果からは、市民の防災意識の高揚が図れたほか、避難場所や避難経路の確認、安否確認の方法など災害時に取るべき行動の確認ができたことなどが成果としてあったと考えております。

また、職員においては、災害時職員初動マニュアルや避難所運営マニュアルに沿って参集体制や通信手段、関係機関との連携などを確認し、マニュアルの検証をすることができたと考えております。

一方で、アンケート結果からは、訓練への若年層の参加や避難行動要支援者を対象とした訓練の必要性が課題となりました。また、対策本部としては、災害時の人員配置や避難者の輸送手段の確保、自治会などとの情報共有の方法などが課題となりました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 私も訓練そのものは大いに意義があったというふう感じております。私も当時、地元の自治会の集まった皆さんと色々な話をして、いざというときにはこうだね、ああだねと、色々な話ができ。それは意義があったというふう感じてはおります。

また以前、東日本大震災のときに、職員ご自身がそのときどう動いていいか分からなかったということを以前にお聞きをしておりました。ですから、初動の職員の方々の行動マニュアル、これをつくるべきだという話をさせていただいて、今、作成していただいているということでもありますけれども、これももっと精度を上げてやっていただきたいなというふう感じております。

今の答弁によりますと、避難行動要支援者への訓練、もしくは避難者の輸送手段の確保、さらには自治会との情報共有、こういう課題もあるようではありますが、これらの課題についてはその後どのように対応してこられましたか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

課題等に対する対応でございますが、災害時職員初動マニュアルや避難所運営マニュアルにつきましては、検証結果を踏まえ、改善や見直しをしております。

また、自治会などとの情報共有の方法につきましては、災害時に通信がふくそうしているときでも通信可能なIP無線機を全自治会に配備し、迅速かつ的確な情報収集ができるようにしており、毎月通信訓練を実施しているところです。

さらに、自主防災組織への組織運営補助や防災資機材の購入補助、地域における防災リーダーの担い手となる防災士の資格取得補助などを開始し、これらの補助を通して地域防災力

の向上を図っているところでございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 分かりました。

少しずつできることは進めているということだと思います。しかし、訓練はここまでやれば十分ということはないと思います。ぜひ回数を重ねて、精度を上げていただいて、私たち市民の生命、財産を必ず守るという気概の下でやっていただきたい。そういった意味ではこの一斉訓練は6年前に1回やったきりなんですよね。このようなことで本当に守れるのかということでありまして、こういう訓練は本来は毎年やってもいいぐらいだと思っております。

その際は、過度なイベントは要らないので、実質的な決められた内容を粛々と訓練することが大事だというふうに思っております。大事なことは、大災害が起きたときに、本当に計画どおり想定どおりに動けるか、守れるかということでありまして、これは通告しておりませんが、ぜひ今年度、できればまた一斉訓練やってほしいなというふうにお訴えをさせていただきます。

また、災害時の応援協定の在りようについてもお伺いをいたします。

災害のときに様々な団体にお力を借りて市民の要望を実現したり、復旧・復興に力を注ぐために締結をする非常に重要な施策であります。現在那珂市では、全国の95自治体、そして44の団体と締結しているということですが、この締結そのものが本当にいざというときに機能するのかどうか、ふだんから精査していただいて、締結している各種団体との情報交換、また情報共有、これも図っていただきたいというふうに考えております。

災害時には様々な状況が発生しますから、市民の要望は多岐にわたると思いますが、やはり何といたしましても懸念されるのは、生命を脅かされ、けが人が多く出る、こういう状況です。そういうときに重要なのは、医療や福祉の分野でありまして、この医療関係団体とは災害時にどのような協力体制になっているのでしょうか。こちらの締結状況をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

現在の医療関係団体との災害時応援協定の締結状況でございますが、本市には那珂医師会、那珂市歯科医師会、常陸大宮薬剤師会があり、そのうち那珂市歯科医師会とは平成25年5月に災害時の歯科医療救護についての協定を締結しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 実は、この那珂市歯科医師会さんとの協定は私も拝見をしました。

非常に具体的に取決めをされていて、素晴らしい内容になっているというふうに思います。

ぜひ災害時にはこのような想定どおり、協定の約束どおりの動きが取れるようにご期待申し

上げたい。そしてさらなるふだんからの情報交換、共有をお願いしたいというふうに思います。

また、先ほど答弁ありました那珂医師会、那珂市歯科医師会、また常陸大宮薬剤師会、このいわゆる三師会と呼んでいらっしゃるようですが、三師会の皆さんは災害時のみならず日常から友好的に情報交換、連携をしていらっしゃるということでもあります。ですから、この災害時の応援協定においても、この三師会との協定がお互いの活動内容を混乱させることのないよう配慮しながら制度設計に尽力していただきたいと、お願いをしたいと思います。

いずれにしましても、災害時に多くの市民を助けていただかなければならない医療関係団体と、さらに連携をしていただきたいというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 市民生活部長。

○市民生活部長（玉川一雄君） お答えいたします。

市といたしましても、災害時の迅速かつ円滑な医療救護活動の実施という観点から、さらなる連携の必要性を感じておりまして、現在、那珂医師会との協定締結に向け協議を進めているところです。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひお願いいたします。

これまで、これは市民全員が弱者になってしまう災害時に対する備えについてお伺いをし、まいました。防災については実はまだまだ検証しなければならない事案が山積しておりまして、まだまだこれから機会を改めて取り上げていきたいというふうに思いますけれども、災害時に市民の生命と財産を守る責務を担う、行政のトップである市長から決意のほどお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 遠藤議員からご質問いただきました。

議会復帰第一のテーマにこの防災を上げたと、ご自身が防災士ということもあるということで、関心を持って今、聞かせていただきました。また、防災訓練の回数を上げる、頻度を上げる、そして精度を高めてほしい、まさにそのとおりだと思っています。これからいろんな政策に生かしていきたい、そのように思っています。

大雨や地震など甚大な被害をもたらす自然災害が毎年のように発生をいたしております。このような自然災害は、いつどこで発生するか予測ができないため、私たちは日頃から災害に備えておかなければなりません。市といたしましては、機会を捉えて市民参加による防災訓練を実施していくことで、訓練成果を着実に蓄積し、災害に対応できる体制を維持してまいります。

また、県内外の市町村と相互応援協定を結び、人的、物的な支援や食料、資機材などを融通し合えるような関係を築くとともに、医療関係を含む民間の団体等と協定を結び、災害時

の物資調達を確保するなど、対策を継続して講じてまいります。

さらに、市としての災害対策はもちろん、自主防災組織が行う防災訓練において訓練指導を行うなど、地域の防災力を向上させることにも引き続き積極的に取り組み、市民の皆様と協力をして市民にとって安心・安全なまちづくりに取り組んでまいります。

今後も行政、事業所、地域及び市民等がそれぞれ自助、共助、公助の役割分担を認識した上で、いざというときに何をすべきか、何ができるかを考えながら、不測の災害に備え、災害に強いまちづくりを推進してまいります。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 市長から決意のほどお伺いをいたしました。

ぜひ、そういう認識を持って、また全庁一丸となって市民を守るという固い決意の下で取り組んでいただくことをご期待申し上げまして、この項目を終了いたします。

次に、交通弱者対策の促進についてお伺いをいたします。

私はこれまで那珂市内で複数箇所地域の皆様と様々な意見交換を行ってきておりますけれども、多くの会場で本当にたくさん声をお聞きする、これが交通弱者の足の問題であります。高齢になって免許を返納せざるを得なくなってしまう、そうすると、どうやって買物に行こうか、病院に行こうか、いろんな集まりに行こうか、そういう問題であります。

那珂市内には路線バスも数少なく、JR水郡線も本数もかなり減っております。当然市内にはタクシーもあり、市の公共交通であるデマンドタクシーもありますけれども、それでもまだまだ不安が多いということです。

ここで伺いをいたしますが、このデマンド交通はどのように運用していらっしゃいますか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

デマンド交通ひまわりタクシーは、日常生活の移動手段に不便を来している地域住民のための交通手段としまして平成25年4月から市内のタクシー会社2社に運行を委託しております。令和5年2月現在、市内一円に商業施設をはじめ、医療機関、公共・福祉施設など買物や生活に必要とされる約500か所を乗降場所と設定しまして、自宅から目的地までの送迎を行っております。

当初は、那珂市内に限定し、1日8便、4台体制での運行でしたが、平成31年4月からは水戸市への乗り入れを開始しまして、併せて土曜日の運行、1日の便数を10便に増便し、車両も6台に増車しております。さらに、令和3年4月からはひたちなか市への乗り入れを開始しまして、利便性の向上を図っております。

利用状況につきましては、令和元年度は水戸市への乗り入れや運行体制の拡充などにより1万9,704人まで増加いたしました。令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより利用者数が落ち込みましたが、令和3年度は1万9,387人まで回復しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） コロナの状況はあったけれども、今、1万9,000人ぐらいまで利用者数が回復している。これは延べ人数だろうと思いますが、市内のじゃどれぐらいの方が実際に利用していらっしゃるかということになると、これはまず登録をしなければならないわけでありまして、この登録数を調べますと、令和3年度現在でいうと、実数としては3,190人、約3,200人の方の登録ということでもありますから、人口で割り返しますと、大体市内の6%ということでもあります。

これは前から必要としていらっしゃる方の何割ぐらいが登録しているかということが実際には不明ではありますが、少しでも便利に活用していただければというふうに思っています。しかし、いくつかお聞きする要望として、例えばこの予約は、行くための予約は取れるんだけど、帰りの予約がなかなか取りづらいと。例えば、病院に行かれたときに待ち時間がちょっと分からないので、実際何時間かかかって、そこから帰りの予約を取ろうとしてもなかなか時間がかかる、もしくは来てくれない。だから帰りはタクシーで帰る、そういう声とか、日曜日はやっていないから活用できないであるとか、今もご答弁にもありましたけれども、水戸には2コース、ひたちなかには1コース出ましたが、それでもやはりほとんどは那珂市内でしか使えない、こういうふうな声が多いようでもあります。

一方、デマンド交通とは別に福祉の観点から外出支援策があるとお伺いをいたしておりますけれども、この運用状況はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

高齢者への支援策につきまして、介護保険制度のサービスとして要介護1以上の認定を受けている方は、訪問介護においてホームヘルパーによる買物などの支援を受けられる生活援助があります。

同様なサービスで、要支援認定を受けている方と、身体や家庭の事情などの利用要件に該当する方が買物などで移動する際の付添支援を受けられる訪問型サービスDがあります。こちら利用料は1回当たり100円、そのほか燃料費などの実費を負担していただいております。利用状況につきましては、令和2年度で実利用人数が4人、延べ利用回数は22回、令和3年度で実利用人数は5人、延べ利用回数38回となっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今お伺いしたところによりますと、要介護1以上の認定の方の生活援助、また訪問型のサービスDというのがあるということではありますが、これは言ってみれば要介護1以上とか要支援の認定を受けている人でないと受けられないんですね。また、年間4人、5人ぐらいの利用状況だということでもあります。

これからの超高齢社会の進展を鑑みますと、この事業自体はもっとも重要性を増していくだろうというふうに思いますが、今回の私の取り上げている地域における交通弱者の足という問題に関して言いますと、ちょっとそぐわないのかなというふうにも思っております。そこまで体が弱くはなっていないけれども、どう出かけるか、そこらのところのニーズに応えるにはどうすればいいかということでありまして、現状の政策だけではなかなか実情に合わなくなっているのかなと、新たな取組が必要かなというふうに感じているところであります。

実は、国もこの課題に対応するために、令和2年11月に道路運送法を改正しまして、事業者協力型自家用有償旅客運送制度というのを創設をいたしました。これは認定講習を受けた住民がドライバーとして登録をして、タクシー会社などが運行管理などに協力をして、車に乗りたい住民と車を運転する住民をつなぐ、こういう仕組みなんです。国交省によれば、この制度は昨年2月時点で16都道府県、23地域において導入されております。全国で初めてこの制度を活用して運行を始めたのは、富山県の朝日町というところでございます。令和3年1月から町の事業としてノッカルあさひまちの有料運行をスタートいたしました。「ノッカル」というのは片仮名なんです。

これをどのようにしているか簡単にご紹介をいたしますと、ご近所さんの自家用車でのお出かけについてに乗っかるといえることができると、こういう助け合いの気持ちを形にしたサービスだということです。町内各地区と中心街を行き来する住民ドライバーの車に、移動したい乗客が乗っかるといえる仕組みになっておりまして、ドライバーは助け合いの精神の下、自分の予定に合わせて近所の利用者を自分の車に乗せて目的地まで送迎すると。利用者はドライバーの予定を見て事前にスマホで予約する、こういう運用だそうです。

また、こういう仕組みを使って別のところでも富山県の高岡市でも令和4年11月から実証実験が始まっているということです。またさらに、愛知県の新城市というところでは、住民自らが運営する山吉田ふれあい交通、こういったものが令和3年4月から運行を始めて、市ではこの運営に補助金を出して支援をしているということでもあります。

このように新しい仕組みをつくって住民のニーズに応えることこそ、現場の行政である市の役割ではないでしょうか。この事業者協力型自家用有償旅客運送制度を導入してはいかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 建設部長。

○建設部長（今瀬博之君） お答えいたします。

議員ご説明の内容と一部重複するところがございますが、議員ご提案の事業者協力型自家用有償旅客運送制度ですが、市町村やNPO法人などの事業主体が行う自家用有償旅客運送のうち、輸送の安全確保のため運行管理や整備管理の体制の整備についてバスやタクシー事業者である一般旅客自動車運送業者と協力しまして、有償で運送するものとして令和2年11月に創設されたものでございます。

具体的には、運行地域住民の生活維持に必要な輸送がバスやタクシー事業によって提供されない過疎地域や、著しく交通に不便を来している地域、いわゆる交通空白地において例外的に市町村やNPO法人が自家用車を使用し、有償で運送できるとされており。

現在、本市におきましては、鉄道、バス路線のほかタクシー事業者があり、併せて市のデマンドタクシーの市内全域運行により生活維持に必要な輸送について対応しております。

しかしながら、議員おっしゃるとおり、社会全体の少子高齢化が進行しております。今後の法令改正や本市の現状を踏まえ、社会情勢の変化に対応できるように改善すべきところは改善し、交通弱者に対する充実を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 今回の答弁は、那珂市が交通空白地ではないからできないというふうな答弁だというふうに思いますが、では、明確な交通空白地というのは基準があるんでしょうか。これはちょっと私も調べますと、例えば国交省の地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱というのを見ますと、半径1キロ以内にバスの停留所、鉄道の駅、港や空港が存在しない集落とされていたり、同じ国交省の地域公共交通づくりハンドブックというのを見ますと、交通機関が充実している都市においては駅から半径500メートル以上、バス停からは半径300メートル以上が空白地域、また地方では駅から半径1,000メートル以上、バス停から半径500メートル以上を空白地域とされているように、資料によってはその定義はまちまちなんですよ。

実際には公共交通である鉄道の駅とかバス停とか、そういうところから遠く離れているところというのは、全部もう交通空白地域なんじゃないかと思うんですよ。実際そう考えると、そんなところは那珂市にたくさんありますよ。ほとんどがそうとも言えるかもしれない。この国交省の基準によりますと。

もしこの鉄道やバスが通っている路線に近いところであっても、今のバスの路線の便数とか、あと鉄道の時間とか、そういったものを見ると、果たしてお年寄りの方が買物とか病院とかいろんな用事で出かけるのに十分に充足されている環境と言えるのかどうか、こういうことなんだと思うんです。

ですから、那珂市がもっともっと住やすいと言われて、自分の住み慣れた地域に住み続けるためには、この交通弱者の足の問題というのは避けては通れない問題だというふうに私は考えておりますけれども、市長の見解を伺います。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

議員も述べられたとおり、本格的な少子高齢化が進行する中で、交通弱者への対策は、本市においても直面する大きな課題であります。次期那珂市総合計画後期基本計画のまちづくりの目標として掲げた、「住みよさプラス活力あふれるまち」を実現する一つとして、誰も

が活力や生きがいを持って健康に活動できるよう、利用者に優しく安心・安全な交通手段の確保が重要であると考えております。そのためには、交通事業者と住民、行政が連携し、ノーマイカーでも安心して暮らすことができ、住みやすく、真の豊かさが実感できるよう、議員のご提案も参考にさせていただきながら、引き続き日常生活を支える交通手段の維持確保に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひ前向きにお願いしたいと思うんですね。

実際に今日これだけ多くの皆さんにお越しいただいていますが、実は、今朝、お話を伺ったところによりますと、今日この傍聴に来るにも車ないから乗せてきてもらうんだという方が何人か、ありがたく、そういう声をかけてくれた地元の方もいらっしゃいます。やはりそうやって出かけるのに、車がなくて困っている方というのは、かなりもう実はいらっしゃるんですね。そういった意味で、本当にこの問題もっともっと多くなりますから、ぜひこれは喫緊の課題と認識をしていただきたいと思います。

そして、これは単なる外に出られなくて不便だという問題だけじゃないと私は思っていて、言ってみれば、今までどおりに行きたいところに行けなくなる。やりたいことがやれなくなる。会いたい人に会えなくなるんですよ。ですから、これはやりがい、生きがいにつながる問題だなというふうに思っておりますので、ぜひこの問題、真剣に捉えていただいて、ぜひこの仕組みをつくっていく、ぜひ前向きに取り組んでいただくことをご期待いたしまして、この項目を終了いたします。

続きまして、学校における子供たちのマスク着用の運用についてお伺いをいたします。

コロナ禍になって丸3年が経過をいたしました。世界的なパンデミックを引き起こした新型コロナウイルス感染症は、各国、そして我が国においても多くの犠牲者、感染者を出し続けてきました。それは直接感染したばかりでなく、多くの国民の生活様式もすっかり変わってしまい、その影響を受けた多くの企業や店舗が廃業、規模縮小などに追い込まれました。

また、直接数字に出てくるこれら疫学的、経済的な分野だけでなく、人々の心理にも深く影響を与えたのがこのコロナだと思います。人と密に接触できない、触れ合いという言葉が消えました。病院や施設に入った親と会えずに亡くなられてしまった、そういう話も数多く聞きました。子供たちは学校で貴重な行事、イベントがなくなってしまった、大切な入学式、卒業式もない、修学旅行もない、運動会、体育祭も規模縮小、そして顔から感情を読み取れなくなってしまったマスク。マスク、マスクですよ。

前代未聞の感染症だったからとはいえ、子供たちには本当に過度の負担を強いてきてしまったなというふうに感じるところであります。私はこの3年間、コロナと向き合い、コロナ禍における社会の仕組みを考え続けてきましたが、コロナには波があります。だから、第1波、第2波、第3波、そして今は第8波がもう収束して、収まりつつあるところであります。

ようかね。ピーク時は致し方ありません。しかし、このピーク時というのは感染拡大を何とかしても止めるためにやることはやるしかないんですが、波が収まってきたときには社会の運用を柔軟にして、全て止めるということはそれこそやめるというふうにしていかないと社会も成り立ちません。

そこで、小中学校においては、もう目の前に大切な行事である卒業式があります。それをどのように運用するのか。当事者の卒業生や保護者の皆さんにとっては重大な関心事です。

那珂市においてはこの卒業式はどのように運用するのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、卒業式に関する国の方針といたしましては、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本とするとされております。これを踏まえ、本市の小中学校におきましては、卒業生のみマスクを外すこととし、その他の出席者である教職員、在校生、保護者、来賓はマスク着用とすることといたしました。

なお、国歌や校歌の斉唱の際は、卒業生もマスク着用となるなど、これまでどおり感染症対策を講じた上で式典を運営するとともに、マスクの着脱は児童生徒の考えを尊重し、強制することのないよう留意してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 確かに国からマスクを着用せずに出席することを基本とするという通知が出ているようです。ですから、卒業生はマスクはしなくていいと。それを基本とするということでもありますから、ご本人さんたちにとっては本来の卒業式がようやくできるのかなということで、これはひとまず安心をしているところであります。

ただ一方、今ご答弁によりますと、例えばこれまでお世話になった先生方、もしくは長い間愛情を持って育ててこられた保護者の方々はマスク着用ということなんですよ。ただ、考えてみますと、卒業式ですから、隣の方とそんなに大声でしゃべったりはしないですよ。ですから、そこらのところもどうなのかなというふうに思っております。むしろ最後の日でありますから、卒業生たちにとってみれば、そういう先生方、また保護者の方々、マスクでというよりもやはりどちらかという、そういう顔を見ながら見送られたい、また、児童生徒たちもそういう顔を見たい、そういうことなんじゃないでしょうか。

やはりそういうふうな運用、もし見直しができればいいなというふうにも思いますし、やはり実際子供たちの気持ちになって考えてあげることも必要かなというふうに思っております。もしくは保護者の方、先生もそうであります。体調的な意味合いでマスクがどうしても着用できない、そういう方も中にはいらっしゃるかもしれません。そういう方々に対していわゆる偏見、差別みたいなことがないような配慮もできればお願いしたいというふうに思っております。

さてもう一つ、学校生活の中で運用を見直してほしいとずっと考えていたことに、給食のときの黙食というのがあります。おそらく学校の中で一番楽しい時間が、やはり我々も思い出すと給食の時間だったんじゃないでしょうか。献立を見て、今日はあれがあるから楽しみだ、そんなことで午前中を過ごして給食だと、そういうことだったと思うんですよね。ただそういった意味では、友達と楽しく食事をする時間というのがこの3年間ずっと奪われ続けてきた、まさしくこのコロナ禍でありました。

重ねて申し上げますが、ピーク時は致し方ありません。これは感染を止めるしかありません。しかし、今のように感染も抑えられていて、いわゆる茨城版コロナネクストもステージ1でありますよね。ですから、こういうときこそまさしく弾力的な運用をするべきなんじゃないかなというふうに考えています。むしろ振り返ると、私たち大人というか、世間一般では、むしろ普通に食事をしているような状況なんじゃないでしょうか。ピーク時では、外食産業、お店のほうもみんなパーティションをして、距離も空けてずっとということが続いておりましたけれども、今はどこに行ってもそういうふうなまだまだパーティションで、みんな黙ってずっと食べているのかどうかというと、決してそうではないかもしれません。ですから、もしかしたら土日お休みの日には、子供たちは親御さんとかお友達と外食はどっちかというと普通にしているけれども、学校に行ったら給食は前を向いて、仲のいい友達とは席を離して、黙って食べなさいと言われていた。黙って食べなさいと今でも、昨日も今日も言われているんですよ。これはやはりどう考えてもおかしいんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、給食の黙食に関しては、ぜひ弾力的な運用を考えていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

教育委員会では、小中学校とともに黙食について既に一定の見直しを行っております。

具体的には、席は前向きとし、食事中は会話を控えることとはいたしますが、食事が終わればマスクを着用した上で会話を楽しむことができるようになっております。

実は、今年に入ってからにはコロナではなくインフルエンザの流行が見られました。こういうこともございまして、感染症対策は継続をしているところです。

給食も含め、新学期における対応につきましては、今後、国のほうから詳細な留意事項が示されることになっておりますので、改めて検討してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 確かに国・県の方針というものがあります。ただ、県においても12月には知事も黙食はもう見直してもいいんじゃないかと。子供たちがかわいそうだよねと、こういうふうな記者会見もございましたよね。やはり、現場というのが常に大事でございますから、そういった現場の在りようといったものも確認をしていただいて、国・県の方

向を示された上で、あとはやはり市の教育委員会がどう考えて判断していただくかによって、まさしく現場の小学校、中学校の運用に下りてくるわけでありますから、ぜひそういった弾力的な運用、これ今までどおりの運用をそのまましていくというのは簡単なことではありますが、ぜひ弾力的な運用を考えていただいて、子供たちの気持ちも大事にさせていただけるとありがたいというふうに思いますので、そこからお願いをいたしまして、この項目を終了いたします。

最後に、選挙の投票率向上策についてお伺いをいたします。

私は、昨年12月11日に茨城県議会議員選挙、そして今年2月5日に那珂市議会議員補欠選挙と、2か月たないうちに2回の選挙を経験しました。そこでつくづく感じたのが、投票率の低さです。県議選は40%、市議補選は32%でありました。これは、まず一義的には、有権者の皆様に興味関心を持っていただく政治にしていかなければならない責任が、私たち現職の政治家や候補者にあると思います。それは十分に理解している上で、いくつかご提案をしたいと思います。

投票は本来、長年私たちの先達が血のにじむような努力をしていただき、勝ち取ってきた権利であります。そして、選挙には行かなければねとほとんどの方が思っていると思いますが、行きたくてもなかなか時間が取れないという方には、わざわざ1日しかない投票日に時間を割かなくとも、何日もある期日前投票に行ける仕組みをさらに工夫してはいかがでしょうか。

ちなみにこの期日まえ、「期日ぜん」という言い方がありますが、総務省の正式な見解では「期日ぜん」だということでもあります。ただ今一般的にはテレビアナウンサーでも「期日まえ」と言っているので、今はどちらでも別に間違いではないということのようですが、一応私この場では「期日ぜん投票」ということで言わせていただきます。

期日前投票に行ける仕組みをさらに工夫していただきたい。今は、この間の選挙の後ですと、那珂市役所と総合センターらぼーるの2か所だけでありましたけれども、やはりこれをもっと増やすということが必要だと思います。例えば、お買い物に行ったついでに投票できるようにスーパーマーケットの敷地内に投票所を設置するとか、またはバスで市内のいろんな地域を回って、例えば公園などに止めて近隣の例えばお年寄りの方が歩いても投票できるような移動投票所をつくるとか、とにかく期日前投票所を増やして利便性を高めるということが大事だと思いますが、見解をお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（加藤裕一君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、スーパーや自宅の近くの公園などに期日前投票所を設置することにより、投票環境の利便性が高まると考えております。

期日前投票所の増設については、昨年9月の市議会定例会でもご提案がございました。期日前投票所を増設することについては、設置する場所、設置に係る経費、設置した場合の効

果に加え、新たな期日前投票システム構築やマンパワー不足などの解決しなければならない課題についても検討した結果、令和5年度的那珂市議会議員一般選挙において、スーパーの店舗前の空きスペースに路線バスを利用した移動式期日前投票所を設置するための予算を計上させていただきました。

期日前投票所を増設する取組は、本市としては初めての取組であるため、設置したことによる結果を検証し、効果的な設置場所、設置方法等を継続して調査してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） 大いに結構なことだと思います。

昨年も一般質問で同僚議員から提案があったということでもあります。大変すばらしいことだと思います。

実は、このスーパーへの期日前投票、私も7年前と8年前に質問しておりまして、ようやくかなというふうなことで非常に感慨深いものがございます。ぜひ今年度、というか令和5年度、新たに設置をしていただいて、設置を別個にするわけですから、それぞれの投票数も出る、ぜひ検証していただいて、次につなげていただきたいと思います。選管としてもぜひ大いにPRしてください。我々もPRします。

やはりそういったことが投票率向上に大いにつながるんじゃないかなというふうに思います。また、じゃ期日前投票、数を増やすことによって、令和5年度はバスでスーパーでできるということでもありますけれども、ただほかの近隣の市町村を見ますと、やはり数を増やすという意味では、コミュニティセンターとか市内各地あります。そういったところでも近くのセンターでできる、ふれあいセンターでもできる、こういったことがやはり大事だろうというふうに思います。

投票においては、なりすまし、もしくは二重での投票を防ぐためのLANを組まなければいけないということだと思いますが、そういうセンターには既にもうLANが組まれていると思いますので、それほどハードルは高くないだろうというふうに思います。少しでも投票率を上げる、そして投票に行きやすくする、これは金がかかるかもしれませんが、民主主義の根幹でありますから、ぜひそういったところもご尽力いただきたいというふうに思います。

また、投票率を上げるための重大な要素といたしまして、毎回言われているように、投票率の低い若い方々にいかに投票に行っていただくか、こういったことを考えなければなりません。よく言われているように、若い方々が使うコミュニケーションツールであるSNS、ツイッターやフェイスブック、またインスタ、LINE、そういったところを有効に活用するということはこれはもう必須であります。ただそれだけで効果が上がるわけではないというふうに思います。

要は、この政治にいかに関心を持っていただくか。というか、もっと言えば我々政治家に

もっといかに関心を持っていただくかということなのだろうというふうに思っておりまして、これについては実はいろんなやり方がきっとあるんだろうと思います。今回ご提案したいのは、私たちこの市議会議員を学校教育の現場に活用していただきたい、こういう話でございます。

この政治とか行政というのは、小学校では社会科、中学校でも社会の特に公民の分野で学ぶということですが、そういったところに我々議員を呼んでいただいて、議員の仕事とか議員の役割、ふだん何をしているんだろうとか、議会ってこういうふうに行っているんだよと、議会の仕組みであるとかそういったところを、ぜひ我々に直接語らせていただきたいというふうに思うんです。

議員さんというのは、例えば学校なんかで言うと入学式、卒業式、体育祭、運動会などで来賓で来て、挨拶をしてそれで帰っちゃう。そんなイメージがあるかもしれませんが、実際に教室で会ってみて話をすれば、何かイメージが今までと違うな、そんなことが起きるかもしれません。そういったプログラムを入れていくことによって、那珂市の子供は小学校、中学校のうちに地元の議員としっかり話をする授業を受けられると、こういうことが伝統的になってくれば、これは短期的にすぐ投票率を上げるというわけにはいきませんが、中長期的に見ると、やはり投票率を上げていくことに直接つながってくるのではないかと思います。

那珂市の子は議員と話をすることにもなっているんだということがプログラムに組み込まれていれば、やはりこれは違うんじゃないかな、そこからずっと皆さん大人になっていきますから、例えばもう今年の中学2年生ぐらいにそういうことをやれば、次の市議会議員選挙、4年後ぐらいの高校3年生になったら、もう投票権を持ちますから、今年ぐらいから検討して、来年ぐらいからのプログラムでそれを入れれば、まさしく4年後の市議選には投票ができる。もうそういう、年齢が下がっていますから、そういったことももう直で考えられるんじゃないかなというふうに思います。言ってみれば、主権者教育を中長期的に見て、非常に意義深いものにするためにこういう仕組みをつくるというのはどうでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 選管書記長。

○選挙管理委員会書記長（総務課長）（加藤裕一君） お答えいたします。

選挙管理委員会では、これまで、将来有権者となる子供たちの主権者意識の醸成を目指し、市内中学校への投票箱の貸出しや、市内高等学校での模擬投票などを実施しております。

また、議員ご提案の授業で市議会議員に議員の役割や日頃の活動内容を話してもらうことは、市議会や市議会議員を身近に感じてもらい、政治に関心を持ってもらうきっかけになると思いますが、議員等を学校に招く場合には、学校の政治的中立性を確保するため、学校と市議会が連携し、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが必要であると考えます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） まさしくその認識どおりだと思ひまして、本当に政治に関心を持ってもらうためには我々を直接活用していただくことは、もうまさしくこれ以上ない機会だというふうに思ひます。

ただ、やはり学校教育の現場でいうと、政治的中立を担保しなければならない、これまさしくそのとおりでありますので、例えばそれも工夫次第で、その議員1人だけ伺うのではなくて、例えば複数で委員会としてお伺いをして、委員会としての在りようをお話をすると、そういうふうな工夫はいくらでもできるんだらうというふうに思ひますので、複数の議員で行くことによって、言ってみれば、この議会っていろんな議員がいるんだ、議会というのはまさしく有権者の方の代表で構成をしているメンバーですから、議会の多様性というものも感じていただける、そういうこともあるんじゃないかなというふうに思ひています。

ここ数年、那珂市議会として子供たち用の冊子、この「議会のおはなし」というものをつくっていただいて、学校教育の中で活用していただけるように動いているということもお聞きをしました。那珂市議会としてもこういう努力をみんなですしているところだということは、もっともっと那珂市の子供たちにも知っていただきたい。私がないときでありましたけれども、すばらしい取組だなというふうに思ひますので、こういったこともPRできたらいいなというふうに思ひております。

ぜひこういった検討を進めていただきますようお願いをしたいと思ひますが、最後に市長の見解を伺ひます。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 本当にこの民主主義の根幹をなす投票率の低下に対する議員の警鐘を鳴らしていただいたと。大変ありがたいと思ひています。我々執行部も議会と一丸となってこれからも投票率の向上に努めていかなければいけない、そういう思ひを改めてさせていただきました。

選挙は、国民一人一人が政治に参画し、主権者としてその思ひを政治に反映させるための民主主義の根幹であります。投票率の低下は、政治に対して無関心であることが主な原因とされていますが、国をはじめ本市も含めて、全国の自治体が危機感を感じ、投票率向上のための様々な施策を実施しています。

投票率向上のためには、地道な選挙啓発と、投票環境の改善が第一であると考えております。投票しやすい環境をできるだけ整備し、また政治に関心を持ってもらうことで一人でも多くの市民に投票していただくことが、私の目指す活力ある那珂市の実現に必要な不可欠であると認識をいたしております。

投票率の向上は難しい問題ではございますが、今定例会で議員からいただいたご意見を踏まえ、引き続きこの問題に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員。

○17番（遠藤 実君） ぜひお願いしたいと思います。

答弁は結構であります。以前には、那珂市議会というか那珂町の頃でしたか、子供議会というものもやっておりましたね。子供たちにここに来ていただいて、勉強していただいて、一般質問する、当時の執行部の皆さんに答弁いただく、こういうふうな経験をしていただいたということもございました。

これも一つであろうと思いますし、今ここ数年、全国的に取組されているところが増えてきているのが、選挙割という取組です。これはNPOなどの団体が実施しているところではあります。例えば投票に行ったら投票しましたよという証明書を出していただいて、この証明書を持って市内のその制度に連携しているお店に行けば、そのサービスを受けられるとか割引を受けられるとか、そういうふうな仕組みであります。

これは選挙割ということで、いろんな団体が主催をして、この団体がいろんな店舗を回って、どうですか、こういう投票率を上げるためにやっているんですけども提携してもらえますかみたいなこととお話をして、何十店舗かで協力をして、投票した人がそこに行ってサービスを受けられるということですから、当然投票をした方は得がある。そして、そのお店のほうもそういったものに協力するよというようなことでイメージアップにもつながるし、もしかしたらふだん来ないお客さんにも来てもらえるかもしれないというビジネスチャンスも広がる。結果的には投票率がそれであれば選管もいいなというようなことで、これは三方誰も損しない仕組みだと思っていまして、この選挙割というのを一度行政が主催してやってはどうかというふうに考えたことがあります。

そういったものにおいても、それをじゃ実際実施する主体のどこの部局がやるかということがありますが、選管にはそういうふうな証明書を出していただくなどのご協力をお願いをした上で、今みたいに選挙啓発で選挙に何とか行きましょうねというだけではなく、選挙に行くのと得するよみたいなものも今の時代あってもいいんじゃないかなと、そういうふうなことです。

○議長（萩谷俊行君） 遠藤議員、残時間1分です。

○17番（遠藤 実君） 残時間ですね。ありがとうございます。

そういうこともあるんじゃないかなというふうに思っております。

今回選挙の投票率向上策、最後の項目に上げさせていただきました。よく選挙は民主主義の根幹だと言われながら、実はこの投票率向上策についてはあまり本格的な議論、検討がなされてこなかったんじゃないかなというふうに考えております。やはりこれからはしっかり議論をして、必要なものには予算をしっかりとつける、こういうことが必要だろうというふうに思っています。

実は今度の選挙でも、足がないんで投票行けないんだと、こういう声もたくさん聞きましたが、そういったところも含めて、選挙にしっかりと行っていただけるようなことを考えればいいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

- 議長（萩谷俊行君） 以上で、通告6番、遠藤 実議員の質問を終わります。
暫時休憩いたします。再開を11時15分とします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

- 副議長（大和田和男君） 再開いたします。

◇ 小 池 正 夫 君

- 副議長（大和田和男君） 本席を議長と交代し、引き続き議事を行います。

通告7番、小池正夫議員。

質問事項 1. 就農型地域おこし協力隊について。2. 子育て支援の拡充について。3.
マスク着用について。

小池正夫議員、登壇願います。

小池議員。

〔3番 小池正夫君 登壇〕

- 3番（小池正夫君） 改めまして、こんにちは。

議席番号3番、小池正夫でございます。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初の質問は、就農型地域おこし協力隊についてです。

協力隊につきましても、以前にもいくつか質問をしてありましたが、今回は就農型について
の質問をいたします。

地域おこし協力隊の募集内容には、任期終了後の独立就農や保養就農を目的とするものも
見られ、地域協力活動を通して研修などの支援を行っている自治体もあります。募集内容が
農業への従事でない場合でも、農業をやってみたいと思う土地に入って活動しながら農業
に関する情報収集をすることで自身の就農プランが立てやすくなります。それに、地域の人
とのつながりもできます。

地域には、その土地ならではのコミュニティがあり、移住した先で人間関係がうまくいか
ないというケースも少なからずありますが、地域おこし協力隊は活動を通して土地の人と接
する機会も多く、自治体の担当者から住民へのコミュニケーションの橋渡しもあるでしょう。
地域おこし協力隊として地域の人とのよい関係性ができれば、その土地への移住もしやすく

なります。土地の農業実態を知ることでもあります。地域の農業を通年で最長3年間観察しながら情報収集ができます。その土地でつくりやすい作物はもちろん、ニーズがあって足りないものの付加価値が高そうなものなどをリサーチしておく、就業した際に営業計画が立てやすくなります。つくりたい作物を見つけたら、オフタイムを利用して技術を習得し、試しに栽培してみることもできます。

それでは、質問に入ります。

那珂市では、農業担い手確保・育成協議会MIRAIを立ち上げ、新規就農支援に力を入れていますが、地域おこし協力隊で新規就農を目指す隊員を募集することとなったのか。まず、地域おこし協力隊の概要について伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化等の進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場製品の開発、販売、PR等の地域おこし支援や農林水産業への従事、また住民支援などの地域協力活動を行いながらその地域への定住、定着を図る取組でございます。

隊員を任命するのは各自治体であり、活動内容や条件、待遇は募集自治体により様々で、任期はおおむね3年でございます。令和2年度、令和3年3月時点ですが、全国における取組団体数、受入自治体数でございますが、1,065団体で5,556名の隊員が活躍をしております。任期中は様々な地域協力活動を行い、地域の活性化に貢献されており、任期終了後も約6割の隊員が活動した自治体や近隣の地域のほうに定住をしております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 本市において就農型地域おこし協力隊を導入するきっかけになったのはどういうことですか、伺います。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

農業に関する分野では、令和2年度に那珂市で初めてとなる地域おこし協力隊員を委嘱し、アグリビジネス活性化プロジェクトを実施し、いい那珂マルシェの開催や那珂市のPRなど大きな成果を上げていただきました。

このアグリビジネス活性化プロジェクトは、現在農政課で進めているアグリビジネス戦略の農業関係人口づくりの一環で進めてきた経緯がございます。この戦略を進めていく中で、担い手育成支援にはPR活動を含む農業関係人口づくりを進めるとともに、やはり新規就農をする人材の確保も重要だと農家のほうから意見もいただいております。そのため、次の展開としまして、地域活性化の取組を継続するとともに、新規就農を希望する方の獲得に向け地域おこし協力隊員制度を活用することとしまして、今年度就農型の協力隊員1名を委嘱し

たところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 昨年9月の一般質問で、担い手育成に係る質問をいたしました。その中では令和3年6月に那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIを設立し、また就農型地域おこし協力隊と連携を図りながらその成果を広くPRし、幅広い地域から就農希望者を呼び込み、将来の担い手の増加につながるよう事業を展開していくとの答弁がありました。

この農業担い手確保・育成協議会と地域おこし協力隊との関わりについてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年9月の一般質問で担い手育成については令和3年度に若い人材の確保及び育成を目的とし、農家と行政が一体となって新規就農相談体制の強化や就農後の定着、促進に係る取組を進めるため、那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIを設立し、就農相談イベントへの参加などの活動を開始いたしました。

そして、本年度は新規就農者への実践に基づいた指導や助言を行う就農支援アドバイザー制度の立ち上げによりまして、農業や経営技術の習得支援及び研修の受入体制を整えた旨の答弁をさせていただいたところでございます。

本年度着任しました協力隊員は、那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIへ参加し、農家との交流を図り、現在は協議会メンバーの協力の下、施設野菜や露地野菜の栽培技術の習得に向け活動しているとともに、自身の活動や協議会メンバーへの取材等を通して那珂市の農業・農産物のPR活動を行うなど、新規就農者の増加に向けて双方が連携した取組を行っており、担い手育成に取り組んでおります。

以上でございます。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 次に、今年度着任した隊員の具体的な活動内容についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

本市における就農型地域おこし協力隊員の活動の目的は2つあります。

まず、1つ目ですが、就農に向け作物の栽培技術及び農業経営の基礎的な知識を習得します。

具体的には、着任後、主にトマトやナスなどの施設野菜の育成や収穫、土づくりといった農業体験をしてもらう期間とし、活動を開始をしました。秋以降は、栽培技術を学ぶため、露地園芸の一連の作業を自身で行ってもらうほか、定期的な就農相談などにより将来の目標

を決めていく期間として活動をしております。

2つ目は、就農活動や那珂市の農産物のPRでございます。

具体的には、栽培技術を学ぶかわら、いい那珂マルシェや、ひまわりフェスティバル、産業祭といったイベントにも参加し、地域の交流を図るとともに、協議会メンバーである農家への取材、また令和5年度採用予定の地域おこし協力隊のセミナー等にも参加していただき、那珂市の農産物や地域おこし協力隊を通じた農業の魅力を伝える活動にも取り組んでおります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 那珂市のPRの取組ですけれども、私も産業祭並びにあとはいい那珂マルシェなどに顔を出して農産物を買ってまいります、すばらしい取組だと思っておりますので、どんどんこれを活用しながら進めていっていただきたいと思っております。

来年度以降の協力隊の活動についてお伺いいたします。

まず、新規就農に向けた農業の活動内容はどのようなことを想定しているのかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

この春から9月までの前半は、施設野菜及び露地野菜の一連の作業の実施、就農の経営相談を継続し、新規就農に向けた自身が生産する野菜の種類、作付面積等を決定する活動を予定しております。年度後半は、取り組む野菜について、より実践的に研修していく予定でございます。また、研修期間内に農業機械、農地や住居等の就農環境についても準備をしていく必要があります。これら農業研修や就農環境の準備については、就農支援アドバイザーの協力をいただくとともに、市でも支援をしながら進めていく予定としております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 次に、就農活動や農産物等のPR活動についてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

今年度実施しましたいい那珂マルシェなどで地域交流を図るとともに、これらの活動のPRを継続していただきます。

来年度は、新たな取組としまして市内農家と新規就農希望者との人材マッチングの機会を設け、農業関係人口づくりを進めていただくとともに、新規就農者の獲得につながるような活動内容について協力隊員とともに検討をしているところでございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 就農型地域おこし協力隊の成果として、どのように期待をしておるんですか、お聞きいたします。

○副議長（大和田和男君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

まず、那珂市で就農してもらい、地域農業の担い手として活躍してくれることです。また、那珂市農業担い手確保・育成協議会MIRAIの活動をはじめとする様々な活動を通して地域の農業者と協力して、新規就農希望者の確保・育成に引き続き支援をいただきたいと思っております。

さらに、来年度からサツマイモ栽培と干し芋加工を中心とした技術習得を目指す就農型地域おこし協力隊員を1名委嘱する予定となっており、現在の隊員と共に那珂市の農産物のPRを行うことにより新規就農希望者への情報発信がより強化されればと思っております。

そして、2人には外から見た斬新な視点を持ちながら、様々な活動に協力してもらい、地域の活性化に貢献していただくことにより、地域おこし協力隊という肩書が今後なくなっても、地域の担い手としてしっかり那珂市に根を張っていただけるよう、今後の活動に期待をしているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） サツマ栽培の干し芋加工を中心とした技術の習得を始めるわけですが、それは素晴らしいですね。今まではカボチャのペーストとかいろいろな加工があったと思うんですけども、サツマというのは全国的というか、非常に茨城県は有名でありまして、先般も境町で町おこしで全部サツマイモのことをやっている、テレビでもどんどん放送されております。これからも一生懸命頑張っていたきたいと思えます。

これで、この項の質問を終わりにいたします。

続きまして、子育て支援の拡充についての質問です。

先日も同僚議員が質問して重複するところがあると思えますけれども、順次質問してまいりたいと思えます。

最近のニュースでは、新入生に3万円、妊娠出産時に5万円、水戸市で子育て支援など重点を置くという記事も目にいたしました。子供や若者に関する施策については、これまで少子化社会対策基準法や子ども・若者育成支援推進法などに基づき、政府を挙げて各般の施策に取り組んできましたが、様々な取組が着実に前に進められてきたものの、少子化、人口減少に歯止めがかからない状況です。

子供に関する取組、政策を我が国社会の真ん中に据えても、子供の視点で子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しをする。そうした子供ど真ん中社会を目指すための新たな司令塔としてこども家庭庁が令和5年4月から創設されます。

子育て支援の拡充を図る意味で、児童手当についても一部の高収入世帯には不支給としている所得制限を撤廃する方向であり、岸田政権は児童手当拡充を異次元の少子化対策の柱に位置づけていることから、現在中学生までとなっている支給対象年齢を18歳まで引き上げる案についても、段階的に実施する方向で議論をしているとあります。

各自治体においても、子育て支援の独自の支援を進めている自治体も多く、東京都においては、東京都独自の施策として、ゼロ歳から18歳の子供に月5,000円を支給し、都独自の子育て支援を実施予定するところもございます。

茨城県では、子育て家庭への経済的負担の軽減策として、第3子以降で3歳未満児のお子様がいる世帯へ保育料の無償化に加え、第2子で3歳未満児のお子様がいる世帯へ保育料の軽減などを実施しております。

茨城県内の市町村においても、独自の支援を行っており、例えば日立市においては、第2子保育料を無償化、マタニティー子育てタクシー費用助成、小中学校入学児童生徒へランドセル、スクールカバン配付などの独自の子育て支援を行っております。

それでは、質問に入りたいと思います。

那珂市において、子育て支援として実施している施策について、どのようなものがあるか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市で実施している施策については、主なものを上げますと、安心して医療機関に受診できるよう小児医療福祉費を助成するいわゆるマル福制度事業があります。県の事業ではございますけれども、市独自に所得制限を撤廃しており、さらに中高生の外来までに拡大し、助成しています。

また、保育施設を利用する多子世帯、子供の多い世帯に対して国・県の保育料軽減事業のほか、市独自に小学校3年生までを第1子に含めて保育料の軽減を実施しています。このほか、児童一人一人の健やかな成長を社会全体で応援する児童手当事業や2月から始まりました出産子育て応援事業があります。妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない身近な相談に応じる伴走型相談支援を行うとともに、出産、育児に係る費用の負担軽減を図るため、出産・子育て応援給付金を支給します。

このような経済的支援を図りつつ、子育て支援サービスの充実に取り組んでおります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、少子化対策を推進する中で、市の施策として実施しているものについてお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

市では、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、結婚の促進、安心できる妊娠、出産、子育て環境の提供、家庭と仕事の両立支援を具体的施策として掲げ、取り組んでいるところです。

主な事業としましては、いばらき出会いサポートセンターへの入会登録料の補助や婚活パーティーの開催などの結婚支援の促進、中学生が自分の将来の仕事や結婚、出産、子育てなどについて、積極的に考えるきっかけづくりとなるライフデザインサポート事業があります。

また、子育て世帯への経済的負担の軽減事業、妊娠、出産や各制度や事業に関する市民の「分からない」を解決するため、妊娠期から子育て期を切れ目なく支援を行う子育て世帯包括支援センター事業、不妊でお困りの方への治療費の助成など、安心できる妊娠、出産、子育て環境を提供しています。

さらに、家庭と仕事の両立を支援するため、保育園などの教育、保育の受入れ枠の拡大、放課後に家庭で保護者の適切な保護を受けられない児童を預かる学童保育事業の支援、病気により集団での保育ができない児童を預かる病児保育事業の支援などがございます。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 子育て世代の子育て負担軽減を図る市独自の補助などを考えているのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） 本市の今後の子育て施策を考えるため、令和3年度に1歳6か月健診と3歳児健診に来た保護者555人に対し、子育て支援に関するアンケートを実施しています。回答者の方、こちら属性というものですけれども、実際、「何人子供がおりますか」には、「2人いる」と答えた方が約5割、「3人いる」と答えた方が2割弱の構成でございます。少子化対策に力を入れるべき施策について尋ねた質問では、保育料の軽減など、経済的支援を掲げる方が一番多く、約7割の方が選択しております。これは想定される結果でございます。「何人子供が欲しいか」について、理想とする人数を尋ねた質問では、一番多い約5割の方が「2人」と回答しています。ここで目が留まったのは、2番目に多い2割弱の方が「3人」と回答していることです。単純集計の数値ではありますけれども、多くの子供を持ちたいという願望が一定数あるという結果については、高い関心を持って見ております。

市では、これらを踏まえて、子育て世代がさらに産み育てやすい環境となる施策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 2人、3人となると、私も3人子供おりますけれども、なかなか財政的にも頑張って働いて育ててきたんですけれども、市としても手厚い施策をお願い申し上げ

ます。

それでは、続きまして、水戸市においても、学校給食の問題について令和5年度より無償化することとし、現在は中学生の学校給食として市内16校、6,300人に提供しており、1か月当たり4,500円を徴収している。中学校給食の無償化の事業費は3億1,000万円の想定で、令和5年度当初予算に盛り込む方針ということです。さらには本年度、子育てに関わる課題に一元的に対応する「こども部」を新設し、保護者の経済的負担軽減と相談、支援の充実を二本柱とした市独自の子ども子育て支援パッケージの策定も進めています。

全国的にも少しでも保護者負担を減らそうと給食費の半額補助、第3子から無償、中3のみ無償化など、一部無償の自治体も多数見受けられます。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の拡充で創設されたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分などを活用し、期間的に限定し、実施する自治体も広がっております。「一部補助ではなく、無償に恒久的な制度として実施を」などと充実を求める運動もあることから、こうした行為に応えた臨時交付金による期間的限定ではなく、来年度も継続すると表明した自治体もあります。

そこで、お伺いいたします。

那珂市においての中学生の人数と1か月当たりの給食費はいくらかお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校基本調査の基準日である令和4年5月1日時点で、生徒数は1,286人です。給食費につきましては、教育委員会規則により月額が規定されております。規則上、中学校は5,000円となっておりますが、令和2年度から市費により月額300円の補助を実施していることから、保護者の負担額は4,700円に軽減されております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、1人当たりに係る1か月の給食費提供に係る費用の概算はいくらになりますでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

学校給食の提供に係る経費としまして、調理員等の職員人件費、給食センター施設管理事業、給食センター運営事業、この3つの事業費の合計額と年間の提供食数から1月当たりの所要額を算出いたしました。学校給食の提供に係る1人当たりの月額は、令和4年度当初予算ベースで約9,000円となっております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） そこで那珂市において、子育て世代の負担軽減策と、新たなる子育て支援として、中学生の給食費を無償化することは考えているのでしょうか。お伺いいたしま

す。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

現時点で子育て支援として給食費を無償化することは考えておりません。

教育費は、直接児童生徒の育成に資するものであることが基本であると認識していることがその理由です。

本市の特色である小中一貫教育をはじめ、デジタル機器を活用したICT教育、特別支援教育のための支援員の配置、安全・安心を確保するための施設の整備など、重要性や必要性が高いものを優先しながら計画的に予算を確保しているところです。

保護者への経済的支援は、福祉やまちづくりといった分野も関わる政策的・戦略的な施策の一環であることから、全庁的な課題であると認識しております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） それでは、子育て世代の負担軽減策と新たな子育て支援として、中学生の給食費を無償化することについて、市長の考えをお伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 市長。

○市長（先崎 光君） 議員さん含め、今回の議会で何名かの議員さんから、そういうご提案、ご提言をいただきました。

子育て支援の施策として学校給食費の無償化について、ご提言をいただいたわけでありませけれども、コロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻による経済への影響など、若い世代、中でも特に子育て世代にとりまして、日々の生活はもとより、先の見えない将来に不安を感じているものと推察をいたしております。

ご承知のとおり、本市におきましても、国の臨時交付金等を活用し、子育て支援の事業を各種展開をしているところでございます。

私は、このたびの市長選において、住みよさに加え、この那珂市に活力を生み出す必要性を訴えてまいりました。分野を横断する様々な施策により、産業を育て雇用を生み、経済を回す。そして、そこから得られた財源を福祉や教育に還元をする。その実現のために力を尽くすとお約束をしたところでございます。

今後4年間、市民の皆様に住みよさや豊かさを実感してもらうためには、どのような施策が有効か。学校給食費の無償化の可能性も排除することなく、まちづくりの最重要課題である子育て支援の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 分かりました。

子育て支援の課題もたくさんあると思います。諸物価、公共料金、電気代等も随分高騰し

ておる中でございます。教育をしている家庭の真っ最中のところでは、大変家庭のほうの財政も逼迫していることとしますので、大変だとも思いますが、市のほうでもよろしくご検討のほどお願い申し上げます。

続きましては、マスクの質問に移りたいと思います。

この質問もタイムリーなので、同僚議員も重複することもたくさんあると思いますけれども、順次質問をさせていただきます。

令和5年3月13日以降のマスク着用の考え方について、13日以降は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるということになります。本人の意思に反してマスクの脱着をしていることがないように、個人の主体的な判断が尊重されるようご配慮お願い申し上げますとなっております。

先ほども、遠藤議員も質問しておりましたが、卒業式のマスクの取扱いをめぐり、茨城県教育委員会が13日、児童生徒の非着用を基本とするなど、新たな方針を市町村教育委員会や県立学校に通知した。基本的に児童や生徒、教職員はマスクを外すとしながらも、学校が脱着を強いることのないようにしている。3月に小中高などで卒業される卒業式では、今回の通知を踏まえた対応が取られることになっており、政府がマスクの卒業式での脱着について新指針に盛り込み、文部科学省は10日、都道府県教育委員会に通知しております。

今回の市町村教育委員会の通知によりますと、小中高などの卒業式で基本的に児童生徒や教職員はマスクを着用しない。

一方、マスクなど、一定の新型コロナウイルス感染症対策が必要となる場面として、国歌、校歌斉唱、卒業生や在校生の呼びかけを上げております。換気や参加者への咳エチケット推奨、手指の消毒など、基本的な対策は式典全体で従来どおり実施するとあり、保護者や来賓については、マスクの着用を求め、人同士が触れ合わない程度の座席の距離を確保するとあり、重症化リスクの高い家族と同居している家庭の事情や保護者、児童生徒の多様な考えに配慮し、マスク脱着は強制しない。

県教育委保健体育課は、マスク以外の感染対策を徹底するとともに、着用の有無による差別や偏見などがないよう適切に指導を行ってほしいとしております。

同課によれば、県内では小学校は3月17日、中学校は同13日、多くの卒業式が挙行される予定となっております。

着用が効果的な場面としては、高齢者など、重症化リスクの高い家庭の感染を防ぐため、医療機関を受診するとき、高齢者施設へ訪問するとき、また、通勤ラッシュなど、混雑した電車、バス、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行くときについては、感染から自身を守る対策としてマスクの着用が効果的と思われます。

マスクの着用は、個人の判断に委ねるものでありますが、事業者が感染対策上、または事業上の理由により、利用者または従業員にマスクの着用を求めることは許容されております。留意事項として、子供については、健やかな発育、発達を妨げないよう配慮することが重要

だと思っております。

なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけることなど、強い感染対策を求めることもあり得るとしております。ただし、そのような場合においても、子供のマスク着用については、健康面などの影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子供の体調に十分注意をお願いしますとあります。

マスクの着用に関しては、いろいろと個々の考え方もあると思っております。

それでは、質問に移りたいと思います。

教育現場において、これからのマスクの着用については、いかがなものでしょうか。

○副議長（大和田和男君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

卒業式におけるマスク着用の方針につきましては、先ほど議員からご紹介があったとおり緩和が示されたところです。

再度申し上げますと、対象は、児童生徒及び教職員となっております。式典全体を通してマスクを外すことが基本という方針になっておりますが、本市の小中学校におきましては、学校長会とも精査した上で、対象は卒業生のみとしたところです。

また、4月1日以降の新学期における着用につきましては、こちらは緩和の方針は出てはいるのですが、留意事項等の詳細は今後示されることになっております。現時点で把握しているのはここにとどまっております。

3年にわたるマスク着用の生活から通常の教育環境に戻す過程におきましては、児童生徒の心理面への影響に留意する必要があると認識しております。本人の意思や気持ちを尊重することはもちろん、感染症への不安に寄り添うこと、またマスクをしている、あるいは外すことが、からかいやいじめの対象とならないよう教職員が丁寧に子供の様子を見取るといった配慮が肝要と考えているところです。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 引き続き、指導のほうをよろしくお願い申し上げます。

続きましては、市民の会合などについてのマスクの着用はどのようになるのか、お伺いいたします。

○副議長（大和田和男君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

今般、国から示されたマスク着用の考え方を見直しは、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを3月13日から改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としています。3月13日以降は市民お一人お一人が自らマスク着用の必要性を判断し、マスクの着脱を

行っていくこととなります。

今後は様々な会合などでマスクを着用する方、着用しない方の双方の意思が尊重されるようマスク着用の考え方について、市民にお知らせしてまいります。

なお、マスク着用の見直し後におきましても、3密の回避、人と人との距離の確保、手洗いなど、手指衛生、換気などの基本的な感染症対策は引き続き重要でありますので、マスク着用の考え方と併せてお知らせをしてまいります。

以上です。

○副議長（大和田和男君） 小池議員。

○3番（小池正夫君） 最後に、マスクの脱着については、これ答弁ではありませんので、自分の顔の半分を隠す。それで、その自分の自信がない子供や社会に出ている方もそうなんですけれども、それで自分に自信がついて外へ出ることもできる。そういうような意識が随分多い方が子供でも大人でも多いようなんですね。

昨今について、テレビのコメンテーターなどもそれをおっしゃっておりまして、新たなマスク警察みたいなものが出てこないことを祈るとともに、先ほど、教育部長がおっしゃいましたとおり、そのマスクをしている子と、していない子に対しての子供のいじめや、そういう疎外をするようなことがないような指導と、そういうような考え方になってほしいと思います。早くコロナ禍も収束をして穏やかな日々がめぐってくることを祈るばかりです。

これで私の質問を終わりにさせていただきます。

○副議長（大和田和男君） 以上で、通告7番、小池正夫議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 古川洋一君

○議長（萩谷俊行君） 通告8番、古川洋一議員。

質問事項 1. 電気料や燃料費高騰の影響について。2. 物価高に対する市民生活の支援について。3. 相続登記の義務化について。

古川洋一議員、登壇願います。

古川議員。

[1 2 番 古川洋一君 登壇]

○ 1 2 番 (古川洋一君) 議席番号12番、古川洋一でございます。

通算47回目の一般質問をさせていただきます。

今回も那珂市を住みたい、住んでよかった、ずっと住み続けたいと思えるまちにするため、市民の代弁者として一般質問をいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まずは、電気料や燃料費高騰の影響についてお伺いをしてまいります。

皆様ご承知のとおり、電気料金や燃料費の高騰が続いておりまして、市民のご家庭の家計においても電気料金や灯油などの燃料費が相当な割合を占めていると思われまふ。先月はいくらかかった、今月はずっとかかったとか、寒いのを我慢して節電しているよなど、そのような話をよく耳にいたします。追い打ちをかけるように、東京電力を含む大手電力会社5社が家庭向け電気料金を4月からさらに6月からも値上げすると発表いたしました。

市が管理する水道料金については、基本料金を免除するなど、市民生活に対して支援をしていただき、大変助かってはおりますが、電気料金や燃料費の高騰分は、それ以上の負担となっております。

市民への支援については、2番目の質問事項、物価高に対する市民生活の支援で質問をさせていただきますので、その前に電気料金や燃料費の高騰が市の財政にどのような影響があるのかをお伺いしてまいります。

新聞報道によりますと、電気料金や燃料費の高騰が続き、県内自治体の財政運営に影響が出ている。庁舎や公共施設で節電に努めるものの、値上がり分は賄い切れず、補正予算を計上する市町村が続出、令和5年度の光熱費も本年度当初予算の2倍と試算する自治体もある。このまま財政圧迫が続けば、市民サービスの低下にもつながりかねず、国に財政措置を求める声も出ていると書かれております。

また、市町村の声として、電気料金はただ消えていくだけで何も残らない。固定費に財政が圧迫されれば、都市基盤の整備や新規事業に必要な投資的経費に回せなくなる。税収は増えず、来年度当初予算では、備品購入や修繕などを先送りせざるを得ないといった切実なコメントが載っております。

そこで質問でございますが、本市では、光熱水費や燃料費の増をどのくらい見込んでいるのか、お伺いをいたします。

○議長 (萩谷俊行君) 企画部長。

○企画部長 (大森信之君) お答えいたします。

本市においても、令和4年度予算において電気料等の高騰に伴い、光熱水費及び燃料費の増額補正を行っております。現在の予算額は、光熱水費及び燃料費の合計で、令和4年度当初予算比6,760万9,000円増の3億1,026万3,000円となっております。また、令和5年度当初予算につきましても、令和4年度の補正後の予算と比較して、さらに3,412万4,000円増

の3億4,438万7,000円を計上させていただいております。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 今年度は当初予算に約6,700万円を増額補正して3億1,000万円、来年度令和5年度の当初予算では、今年度の増額補正をした後の予算に、さらに3,400万円を加え、3億4,400万円を計上しているということであります。ということは、今年度の当初予算と比較しますと、約1億円の増という計算になります。この1億円が先ほどの他の自治体のコメントにもありましたとおり、何も残らずに消えていくということでもあります。

では、この増加分の財源どうするのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） 財源について、お答えいたします。

令和5年度につきましては、光熱水費の増加分に係る財源対策も含め、不足する財源については、財政調整基金などからの繰入金により対応しております。

なお、財政調整基金の残高は、令和4年3月末で20億2,788万5,000円となっており、本年度末の残高も同額程度となるという見込みを立てておるところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 高騰による増額分の1億円全てをとということではありませんが、不足分は財政調整基金から繰り入れて対応するということでもあります。

この財政調整基金、家計で言えば貯金に当たりますが、その貯金は執行部がいろんな努力をしていただいて、こつこつためてきたはずで、それがたった1年で1億円が消えていくというイメージです。さらに、これがいつまで続くのだろうと考えますと、貯金が20億円あるからということはいってられない問題であります。

私が一番懸念をしているのが、そのしわ寄せが市民サービスの低下につながりはしないかという心配なんです。令和5年度当初予算において、光熱水費等の高騰に伴う財源不足により市民サービスを中止したり延期するような事業があるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

令和5年度に関しましては、市民サービスを継続的に提供できるよう必要な予算について措置をしているところであり、議員ご心配のような光熱水費の高騰に伴う財源不足を理由とした事業の中止や延期はない状況でございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 継続的に市民サービスを提供できるよう措置しているということありますので一安心ですけれども、先ほど申し上げましたとおり、電気料金や燃料費の高騰がいつまで続くのかを考えますと、市としても今から対策を考えておく必要があると思いますが、いかがでしょうか、お伺いします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市では、当然のことではございますが、市庁舎やその他の公共施設において、昼休み時に事務室内の照明を消灯するなど、一般の施設利用者に支障のない範囲で節電に取り組んできたほか、クールビズ、ウォームビズの推奨と併せて照明器具のLED化や空調機の適切な温度設定等の取組をしているところでございます。

こうした取組を通して、引き続き、経費の節減に努めてまいりますが、光熱水費等の高騰が今後も続くことを想定し、国・県に対し、必要な財政措置について要望していく一方、中長期的な視野で新規事業の財源を確保する必要もございますので、引き続き、行政評価等を踏まえ、事業のスクラップ・アンド・ビルド等を適切に行うなど、効果的・効率的な予算編成に取り組む必要があると、そのように考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 市民サービスが低下しなければいいということではなく、サービスは常に向上させていかなければならないんだと、そういった意識を持って今後も取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で、この項の質問は終わりにいたします。

次の項、物価高に対する市民生活の支援について、お伺いをしてまいります。

電気料金や燃料費の高騰だけでなく、食材や生活物資など、何もかもが値上がりし、物価高に給料の賃上げが追いつかず、多くの国民が生活困窮に陥っております。

そのような中、市民生活を支援する目的で、本年1月にキャッシュレス決済ポイント還元事業を実施したのは記憶に新しいところであります。キャッシュレス決済ができる市民がどれだけいるのか。PayPayでいいのかなど、市民生活の支援という目的を本当に果たせるのか、多くの疑問があったのは事実であります。

賛否両論ございましたけれども、年度繰越しができない交付金で、かつ慎重に考える時間もないという理由で賛成した議員もおります。ですから、この事業は早めにきちんと検証して、今後につなげる必要があると思います。

当該事業が1月31日に終了しましたけれども、どのようなデータ結果が出て、それを基に検証されているのか、詳細に教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

キャッシュレス決済ポイント還元事業につきましては、1月5日から1月31日までの27日間、決済金額の最大20%、1回当たり1,000ポイント、期間中1万ポイントをそれぞれ上限として実施しました。検証結果としましては、キャンペーン前の令和4年12月との比較になりますが、対象店舗取引額は前月比4.88倍となりました。また、利用者数につきましては1.58倍、1人当たりの利用回数は2.08倍と、こちらの数字も伸びました。

なお、市民の利用者数は1.83倍、それ以外の利用者数は1.52倍と市内外にかかわらず利

用者を伸ばしたということになります。

今回のキャンペーンによりキャッシュレス決済利用者に還元されたポイントの総額は約9,191万円となり、市内対象事業者における全体経済効果として約5億2,000万円の決済金額を上げることができました。

これらのことからキャッシュレス決済の浸透はもとより、物価高騰の影響を受けた方々に対して、消費の下支えと事業者支援に寄与できたものと考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） もう一つ、高齢者はキャッシュレス決済を利用できないんじゃないかといった心配がございましたけれども、利用者の年代別のデータはございますか、伺いたします

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

先ほどの答弁と同様に、昨年12月との比較になりますが、10代から50代までの利用者数は平均約1.5倍の伸びとなりました。60代以上の利用者の伸びはそれ以上となり、約1.7倍となりました。これは、これまでキャッシュレス決済はあまり利用になっていなかった各世代の方々に対して、特に60代以上の高齢者においても、今回の事業がきっかけとなり、キャッシュレス決済が浸透したことによって、キャッシュレス決済の推進に一定の役割を果たせたものと考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） では、先ほどのデータの結果も含めまして、確認をさせていただきます。キャンペーン前の前月、昨年の12月と比較し対象店舗の取引額は5倍近くに伸びた。利用者数も約1.5倍伸びた。利用者のうち那珂市民の利用も増えた。また、利用者に還元されたポイントの総額は、予算上限の1億円近く9,000万円超を達成した。市内の対象事業者全体で5億2,000万円の経済効果があった。これらのことから、キャッシュレス決済の浸透、物価高騰の影響を受けた方々の消費の下支えと事業者支援に寄与できたと考えている。

それから年代別の利用を見ましても、10代から50代までの利用者数は1.5倍の伸びだったのに対し、60代以上の利用者の伸びは、それ以上の1.7倍だったことから、今回の事業をきっかけに高齢者にもキャッシュレス決済が浸透し、一定の役割を果たせたと考えていると。昨日の武藤議員の質問に対しても同様なご答弁がございました。これらのデータから検証結果を一言で言うと、この事業はおおむね成功したと考えているということですよ。

では、私からこの検証結果に疑問を呈します。

まず、店舗における取引額が5倍近く伸びたということなんですが、Pay Payを利用した取引が伸びたのであって、事業者にとって一番重要な売上額が伸びたかどうかは不明です。支払い方法が現金ではなく、キャッシュレス決済になっただけかもしれません。対象事業者全体の経済効果が5億2,000万円ということですが、これについても同様で、キャンペーン

によって売上額が5億2,000万円増えたのだっただけです。取引がこれだけあったという数字にすぎません。それから、取引額や利用者数をキャンペーン前の前月と比較するのはよしとして、これも売上額が伸びたかという点を検証するのであれば、昨年同月の1月と比較すべきであります。仮に売上額が前年同月と同額で、キャッシュレス決済の取引額だけが大幅に伸びたとします。現金払いであれば、その場で全額手元に残りますが、キャッシュレス決済の場合、後日、手数料を引かれて入金されますから、同じ売上げでも事業者にとってはマイナスなんです。ちなみに後日、手数料を引かれてでも事業者がキャッシュレス決済を導入する理由は、現金を持ち歩かない時代に対応することで、お客さんを確保したいからであります。

取引額と売上額は違います。大事なのは売上額が伸びたかということであって、取引額が増えて得をするのはキャッシュレス決済の企業PayPayだということなんです。PayPayでは取引額は分かっても、現金やその他の決済方法での総売上額は分からないはずであります。

ですから、キャンペーンによって売上げが伸びたかどうか、これは対象事業者の声を聞くべきだと思います。

次に、ポイントの還元額が9,000万円超という点ですが、それだけを聞けばよかったということになりますけれども、那珂市以外の方も利用ができたわけで、市民にはどれだけ還元されたのかが不明です。市民の利用者が1.83倍に増えたとはいえ、市外の方も1.52倍増えているのですから、市民にはいくら還元され、市外の方にはいくら還元されたのか知りたいところであります。

これまでのプレミアム商品券のように、市民しか買えないようなものであれば、市民のためにお金を使う事業とあってよろしいかと思えますけれども、今回の事業については、その点も検証すべきではないかというふうに思います。市民であろうがなかろうがPayPayにとっては取引額が増えればいいということではないでしょうか。

それから、高齢者の利用も若い方以上の伸びがあったということですが、絶対数が不明です。若い方がこれまで1万人利用していたとして1.5倍であれば、1万5,000人が利用されたことになり、5,000人の増加です。これに対し、60代以上の方の利用が1.7倍に伸びたとしても、これまで100人しか利用していなかったとするならば170人、70人しか増えなかったこととなります。これでは多くの高齢者にも還元できたとは言えないというふうに思います。

長くなりましたけれども、この事業は成功したと言い切るには不十分、キャッシュレス決済企業側からのデータだけでは、きちんとした検証にはならないということを申し上げておきたいと思えます。

次の質問に移りますが、物価高に対する市民生活の支援については、今回のキャッシュレス決済によるポイント還元事業や、プレミアム商品券の発行といったやり方もありますけれ

ども、いずれも最大の問題は、お金がある人しか使えないということです。

今回のキャッシュレス決済で、最大で1万円のポイントを還元してもらうには、総額で5万円以上の買物を、それも1か月の間にしなければなりません。物価高により生活が大変な方にとっては、全然恩恵にあずかれない事業であります。困窮する市民の生活を支援するとともに、事業者に対する支援も行うといった同時に2つの目的を果たそうとすると無理が生じます。

市民にお金を使わせる事業ではなく、ピンポイントに支援するのも一つのやり方ではないかというふうに思います。一言でピンポイントの支援といいましてもいろいろございますけれども、今回は中学校入学時の制服購入、小学校入学時のランドセル購入に対して助成できないかということを提案させていただきます。

質問の前に、他市町村の事業の例をいくつかご紹介させていただきます。

結城市では、2020年度から小学校入学時にランドセルを助成ではなく支給をしており、新年度からは1歳と3歳の誕生日に1人当たり3万円のお祝い金を支給します。

境町では、3月に中学校を卒業する生徒や4月に小中学校に入学する子供の親に子供1人当たり3万円のお祝い金を支給します。22年度補正予算として今月の定例議会に提出することですが、財源は那珂市のキャッシュレス決済ポイント還元事業と同じで、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金だそうです。それが今月の定例会での補正で間に合うということだそうです。

笠間市では、新年度に中学校に入学する児童の親に制服の購入費として1人3万円を助成します。財源はこれも今年度の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金ですが、新年度以降も子育て支援の一環として継続するため、一般予算から財源を確保し、併せてランドセルも支給する予算措置がされております。

最後に、今日の新聞でも茨城町がランドセル支給に660万円の予算措置をしたとの報道がございました。

ということで、本市におきましても、必要な方に必要なときにピンポイントに支援したほうがありがたいも大きいと思われる。中学校の制服や小学校のランドセル購入費に対して助成できないか、また、この助成については、単年度で行うものではないと思いますが、いかがお考えか、併せて伺いたします。

○議長（菘谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

国において、新たに新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金が予算化された際の検討ということになりますが、物価高騰による経済的負担の軽減のため、一定の目的に対して交付がある事業を実施することが重要であると考えております。

議員提案のこの事業につきましては、コロナ交付金を活用するしないにかかわらず、制服やランドセル購入に補助することについては、本来、単年度で行うべきではなく、継続的に

実施する性格のものということは議員ご指摘のとおりだと思います。であるため、慎重に今後、検討していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） ただいま部長からは新たに新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金が予算化された際の検討といったご答弁ございましたけれども、誤解のないようにお伝えをしておきますけれども、コロナ対策の交付金があったらお願いします。なければ結構ですということではなく、今後も様々な交付金があると思いますけれども、交付金の有効な使い道として、市民生活の支援のために、制服やランドセルの購入費の助成に充てるのも一つのやり方ですよという意味であって、交付金の有無に関係なく要望するものですので、ご検討をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

この件につきまして、最後に市長にお伺ひいたします。

この質問を教育部長ではなく企画部長にお伺ひしているのは、教育予算でというより交付金の有効な使い方も含めて、トップの市長が決断すべき重要な施策だと思うからなんですけれども、先ほど、笠間市が一般財源で制服の購入に助成金を出し、ランドセルも支給するという事例をご紹介しましたけれども、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺ひします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） お答えをいたします。

今回の議会で、ランドセルあるいは制服、いろんな観点から議員の皆さんからご提案、ご提言をいただきました。私としても考えさせられる場面でもありました。今後も慎重に検討していきたい。それがまず総括的な感想であります。

答弁申し上げます。

制服やランドセル購入費の補助につきましては、笠間市の事例も承知をしております。しかし、先ほど、企画部長が答弁しましたとおり、この事業は単年度で行うものではなく、継続的に実施する性格のものであり、将来的な財源の確保が必要、これは議員もご理解といたします。

一方で、経済的に支援が必要な家庭に対しましては、就学奨励事業を実施しており、学校生活に必要な費用の助成を行いながら、公費による助成という観点から、公正な範囲で支援を行っているところでございます。これらの現状のことから、現時点では制服やランドセル購入費の補助については難しい面もございますが、今後、ふるさと納税など、新たな財源の確保も図りつつ、子育て支援の新たな提案の一つとして受け止めさせていただきます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） よろしくお願ひをしたところではございますけれども、一つ答弁の中で気になっている点がございまして、昨日の富山議員の質問に対しては、教育部長から、ただいまは市長からも経済的に支援が必要な家庭に対しては、就学奨励事業を実施しているから云々というご答弁がございましたが、この事業は生活保護を受けている、またはそれに

準ずる家庭に対して、就学準備金として一定額を給付するもので、国の制度ですよ。その就学奨励事業があるから、それ以外のご家庭に対して、ランドセルや制服の助成をすると公平公正ではなくなるみたいな理由に私には聞こえたんですが、これには矛盾というか無理があると思いますし、私には納得できません。

就学奨励事業は国の制度ですから、全ての自治体で行っているはずですよ。ということは、ランドセルを支給したり、購入費用を助成している多くの自治体、たくさん紹介されていますけれども、これは公正公平ではないということになります。

予算措置をしていないことの言い訳として、無理やり持ち出した理由に思えてなりません。生活保護を受けている方は、就学奨励事業で就学準備金を支給しているから、それ以外の方だけを対象としてランドセルを支給するというのであれば、これは公平公正でないというふうに言えますが、物価高で生活が大変なのは、生活保護を受けている方もそれ以外の方も同じであります。小学校入学時に就学奨励事業で5万4,000円でしたっけ、を支給しているということですけども、平均10万円の支出があると昨日、教育部長からお話がありましたけれども、平均10万円の支出があることを考えれば、ランドセル購入費用を助成したとしてもまだ足りないですよ。

今日、私が要望しているのは、所得があるとかないとかに関係なく、お子さんが入学を迎える方に対し、順番にピンポイントで支援してはいかかかということですので、子育て支援の一つとして教育予算でということではなく、市の重要施策として市長が判断、決断し、トップダウンしてほしいということなんです。それが結果的に、子育て支援にもつながるわけですから一石二鳥じゃないですか。

ランドセルの支給、または購入費の助成を望んでいる保護者もたくさんおりますし、有権者への公約としている議員もおります。昔はヘルメット議員として名をはせた先崎市長、これからはランドセル市長と言われるよう、ぜひとも前向きに早急にご決断いただきたいと強くお願い申し上げ、この質問を終わりにいたします。

○議長（萩谷俊行君） 市長。

○市長（先崎 光君） 要望で終わりにするつもりですが、今、私が申し上げた中に、就学奨励事業のことを申し上げました。これは教育委員会サイドとしては、やはりそれ以上のことは言えないんですよ。やはり教育部長あるいは教育長が答弁したように、政策的な判断になります。ですから、これは最終的には執行部、私が判断をすることになります。議員もそのことは多分分かっているんじゃないかと思えます。ただ、教育委員会のほうの答弁の中で、この奨励事業、これについて、これは国の制度でやっていますから、あくまでも公平公正を旨にしてやっている事業でありますので、トータルに私が判断して政策としてどう取り入れるか、そのことについては、その一端を申し上げたつもりでありますので、そのことを併せてご理解をいただきたいと思えます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 存じておるつもりです。ですから、私は教育部長ではなくて、企画部長だったり市長に今お伺いしたということですので、その辺は理解をしているつもりですので、ありがとうございます。

では、最後の質問事項、相続登記の義務化について、お伺いをしてまいります。

昨年から庁舎1階の市民相談室にお悔やみデスクを設置していただいたことで、ご家族を亡くされた方々が行う様々な手続に対して、利便性の向上と負担軽減につながっているものと推察をいたします。ご家族を亡くされた悲しみの中で行う面倒な手続は少しでも減らしたいものですが、来年、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることになりました。

そこで質問ですが、なぜ義務化されるのか、その理由と具体的にどのようなことが義務化されるのか、併せて教えてください。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

これまで相続登記の申請は任意とされており、申請をしなくても相続人が不利益を被ることは少なかったことから、相続登記が行われなままとなり、土地の利活用が阻害されたり、土地が管理されず放置されたりすることが全国的な問題となっております。

このような中、所有者不明土地の発生を予防するため、令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されることになりました。具体的には、相続により不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととなりました。また、遺産分割協議が成立したことにより、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から起算して3年以内ということになります。

なお、正当な理由がないにもかかわらず、これらの義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科せられることもあるということを申し添えます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 確かに、相続登記がされないことで土地の利活用が阻害されたり、適正な管理がされずに放置されるといったことは大きな問題になっています。そのような意味では、相続登記の義務化は、私は致し方ないのかなと感じますけれども、義務化されることを知らない方が多いのが現状かと思えます。ですから、まずはそれを周知させることが大事だというふうに思います。

相続登記の申請手続にどの程度の労力が必要なのかは存じませんが、相続登記申請が義務化されることを知れば、不安に感じ、役所に相談したいと思う方も増えるのではないかと思います。

では、現状では、市の市民相談室に対してどれぐらいの相談があるのか、また、その際はどのような対応をしているのか、併せてお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

市民相談室窓口では、相続についての相談も受けておりますが、相続に関する相談としての集計はしておりません。

なお、相談への対応といたしましては、相続人の範囲や法定相続割合など一般的なことをご説明するとともに、遺産分与協議や登記申請など専門的な内容については、水戸地方法務局や茨城県司法書士会などの相談窓口を案内させていただいております。

また、市民相談室に設置しております「おくやみデスク」では、相続登記に関するチラシをお渡しするとともに、相続登記申請の義務化についてもご説明をさせていただいております。そのほか、市民相談室で実施している弁護士による無料法律相談におきましても、相続についての相談をお受けしているという状況でございます。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 相続に関する相談の件数は集計していないとのことですが、先ほど申し上げたように、相続登記の義務化を知る方が少なければ、現時点では相談もそれほど多くはないのかなというふうに思います。

それから、相談があった場合の対応なんですが、相続に関する一般的な、基本的なことは説明するけれども、登記申請などの専門的な内容については、実際に手続を行う法務局や手続を代行していただく司法書士会などの相談窓口をご案内していると。また、「おくやみデスク」においても、法務局から預かった相続登記のチラシをお渡ししているということであります。

つまり、相続に関しては、市役所で手続するものではないので、専門的なことには答えられないということなんだと思います。

そこで、日立市の取組をご紹介させていただきます。

日立市では、相続や遺言なども含む各種行政手続に関する行政書士相談会を月2回開催しております。行政書士会に委託はしておりますけれども、主催は日立市でありますので、広報紙による啓発活動もしっかり行っており、その結果、1日6名という予約制で、2か月待ちという話も聞いております。

市役所で行う手続ではないものまで含めて、なぜ行政書士会に委託して市民からの相談を受けているのか、その経緯を担当のほうにお聞きしましたところ、市民からは民事の相談が多く、市では対応が難しいので、行政書士会に業務全般に関わる相談を受けていただくことにしたとのことであります。ちなみに、行政書士会への委託費は無料だそうです。どうでしょうか、那珂市の対応と比較して。

この今回の相続登記の義務化の点で言えば、登記申請の部分は司法書士のテリトリーのようなのですが、行政書士が窓口となって司法書士に外注することも可能です。相続人の確定から始まり、財産を正確に把握し、分け方を決め、相続手続を行うといった相続の流れに沿った各種手続はもちろんのこと、ほかにも、相続した土地の、例えば農地転用許可や開発許可な

どは、まさしく行政書士のテリトリーであります。

弁護士による法律相談でも相続に関する相談を受けているとのことでもありますけれども、相続手続に関してはあまり積極的ではないという話も聞いております。そのようなことから、相続に関する相談は、まちの法律家とも言われている行政書士を窓口にすることが最適なのではというふうに思います。

相続手続、登記の義務化に伴い、市民からの相談が増えることが想定される中、那珂市でも弁護士による法律相談とは別に、行政書士会による相談会を開催することを検討してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 企画部長。

○企画部長（大森信之君） お答えします。

現在、全国の司法書士会や行政書士会などでは、相続登記に関する相談会を実施しております。今後、この義務化に伴って、このような取組は強化されていくものと思われまますので、市民からの相談があった際などにはご案内するほか、広報やホームページなどで積極的に周知をしてまいりたいと考えております。

市といたしましても、先ほど申し上げました弁護士による無料法律相談や「おくやみデスク」のご案内を継続するとともに、相談の状況、増に向かうかどうかという状況を見ながら、そういった状況になった際には、司法書士会や行政書士会などによる相談会の実施も検討してまいりたいと考えております。

○議長（萩谷俊行君） 古川議員。

○12番（古川洋一君） 相談状況を見ながら実施を検討していただけるということですが、義務化は来年の4月からであります。仮に開催することになったとしても、日立市のように相談を受けるのに1か月、2か月待ちになることを想定しますと、間際になってからでは遅いというふうに思いますので、よくその点もご検討いただいた上で開催をしていただければなというふうに思います。

以上で私の一般質問を閉じます。ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告8番、古川洋一議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。再開を13時50分といたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時51分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 原 田 陽 子 君

○議長（萩谷俊行君） 通告9番、原田陽子議員。

質問事項 1. アグリビジネスへの取組について。 2. 赤い羽根共同募金について。

原田議員、登壇願います。

原田議員。

〔2番 原田陽子君 登壇〕

○2番（原田陽子君） 議席番号2番、原田陽子でございます。

通告に従い、一般質問を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

1つ目の質問事項は、アグリビジネスへの取組についてですが、まず、いい那珂マルシェについての質問をさせていただきます。

日本でも定着してきたマルシェですが、今やイベントの定番として日本各地で盛んに開催されており、地域住民の関心を引いております。都市部で開催されている大きな規模のものだけではなく、地域で開催される比較的小さなものから、開催する規模や出品数の種類、定期的に開催されるもの、あるいは不定期開催であることなど、それぞれに地域の特性を生かしたマルシェが開催されているようです。

近年では、集客力を持つマルシェが周辺の経済によい影響を与えるということも分かっており、地域経済への貢献という観点からも注目をされております。

東京で開催されました宇都宮、水戸、高崎、前橋の特産品を集めた「きたかんマルシェ」では、2019年に約4万人が来場し、マルシェをきっかけに北関東へ旅行するなど、経済効果が、推計ではありますが約13億円あったと言われております。

さらに、オーガニックやこだわりの高品質商品なども人気を集めており、新たなトレンドも生まれるなど、地域住民のニーズの変化にもうまく対応しながら進化を続けているようです。

特に生産者がこだわって作った良質で安心・安全な農産品や、その地域ならではの特産品を直接購入できるという点は、マルシェの大きな魅力であります。食への安心・安全意識の高まりに併せ、生産者の顔を見ながら、また、生産者と直接コミュニケーションを取りながら商品を購入できることは、消費者にとってメリットとなっております。

一方、生産者としては、自分が作ったものを直接消費者に売り込むことができるため、商品のよさを伝えやすいと思っております。

このように、生産者、消費者、どちらにもメリットがあることは、マルシェの人気の高まった一つの要因であると見られています。また、屋外で開催されることの多いマルシェは、来場者がレジャー気分を味わえることも、マルシェが注目されている理由の一つになるのかもしれない。

それでは、那珂市でも開催しておりますマルシェについてですが、本市では、毎月最終土

曜日にふれあいファーム芳野でいい那珂マルシェが開催されております。そのいい那珂マルシェ開催についてのコンセプトについてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

いい那珂マルシェは、那珂市の農畜産物を地元の方に広く知っていただき、地産地消を推進することを目的に、アグリビジネスに取り組むフェルミエ那珂が主体となり、平成29年度から不定期に開催され、現在の定期開催に至っております。

このマルシェは、生産者である会員自らが対面での地元の消費者等に直接販売をすることにより、新鮮かつ品質のよい那珂市農畜産物の魅力を伝えるだけでなく、消費者のニーズを聞くことができるなど、農家の生産意欲の向上につながる大変貴重な場となっております。

本市のアグリビジネス戦略においても、作る喜びをみんなで分かち合う生産者同士のつながり、作る喜びと食べる喜びを通して、農家と消費者がつながることで、質の高い農畜産物を適切な価格で販売し、農業の収益力の向上を目指すことなどをコンセプトとしており、いい那珂マルシェはこれをまさに体現した取組であると認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） いい那珂マルシェにおいて、生産者同士のつながり、さらに生産者と消費者のつながりといったマルシェならではの魅力を生かしながら農業の収益力向上を目指すというコンセプトであることが分かりました。

私もいい那珂マルシェでは、初めて目にする野菜でも生産者の方に調理の仕方などを聞きながら購入をすることができること、本当に安心して活用させていただいております。

では、毎月開催されるいい那珂マルシェの開催状況や、どのような方が出店されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたが、いい那珂マルシェは、平成29年度から開催いたしました。令和2年度には、新型コロナウイルス感染症の拡大による密を避ける外出自粛等の影響によりまして、県内でいち早くドライブスルーによる野菜ボックス販売に取り組みました。

これら成果を踏まえまして、令和3年度からは芳野農産工房において、毎月定期の開催に至っております。

開催に当たりましては、毎回、フェルミエ那珂の野菜ボックス部会が、季節に応じた、また、会員からどのような農畜産物を出品してもらうか、さらに、協力関係のあるキッチンカーなど、どの飲食店に出店いただくかについての協議を行い、企画から販売まで自主的な運営により開催をしております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 野菜ボックスのドライブスルーによる販売は、当時メディアでも取り上げられて話題になりましたことから、いい那珂マルシェに行ったことがない人でも野菜ボックスを知る人が多く、市内だけでなく市外の人にもフェルミエ那珂の認知拡大につながった画期的な取組であったと私は評価しております。

また、野菜ボックスでありますと、いろいろな野菜が入っております、スーパーでは買えないような野菜が食べられるということ、また、自分の調理のレパートリーが増えるということも楽しみの一つとなってきております。

では、いい那珂マルシェの予約数や集客状況について、どのように推移をしているのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、SNSなどで開催の告知に併せ、野菜ボックスの予約注文も受け付けておりますが、市内だけでなく市外からのリピーターも多く、那珂市産農畜産物の普及や魅力の発信につながっているところでございます。

予約販売のほかにも、旬の野菜や会員の生産した野菜を使ったパン、菓子を含む農産加工品の即売、また、キッチンカーによる弁当販売などの出店のほか、水戸農業高等学校の生徒も参加し、生徒の作った野菜や加工品を販売するなど、学校との連携により農業の魅力を伝える教育的な活動にも役立っております。

しかしながら、ウィズコロナによる社会活動に移行する中、予約販売の野菜ボックスについては、令和3年度の1回当たり平均販売個数42個に対しまして、令和4年度は31個となっております、減少傾向になっております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 令和3年度と比べて、令和4年度の野菜ボックスの販売数は減少したとのことですが、いい那珂マルシェのほうに行きますと、開催時には、ふれあいファーム芳野の駐車場が満車であったりすることも多いですし、にぎわっている様子がとてもうかがえております。

先月のいい那珂マルシェでは、水戸農業高校の生徒さんだけではなく、水戸農業高校の先生とも交流ができて、まさにマルシェの魅力をいい那珂マルシェでも経験させていただきました。

そのほか、毎月の定期開催のほかにも、東京や水戸駅においても出張マルシェを開催しているようなので、その開催状況についてお聞きしたいと思います。

まず、東京への出張マルシェの販売状況についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

今年度の東京圏への出店ですが、東京駅及び品川駅で開催された県主催のいばきゅんフェア、都区政会館で開催されたふるさとフェアのほか、先月の11日土曜日、12日の日曜日にはイバラキセンスにおいて市のシティプロモーションの一環として出店をいたしました。

販売状況ですが、那珂市産カボチャを使用したカタラーナ、シフォンケーキ、ジャム、スイーツ系や干し芋などを手軽に食べられる加工品の売行きが好調で、首都圏における売れる商品の傾向を把握することができました。

他市町村と一緒に出店した際の販売状況を見ておきますと、どのブースにおいても、農産加工品が売れる傾向にあり、本市においてもさらなるオリジナル商品の開発の必要性を新たに認識する機会となりました。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 首都圏のほうでは、カボチャを使用した加工品や干し芋などが売行きが好調とのことですが、では、水戸駅で行われたマルシェの開催状況についてはいかがでしたでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えします。

令和4年度における水戸駅改札口前での出張マルシェにつきましては、7月、10月、11月に計3回開催を行っており、新鮮な朝採れ野菜を中心に販売をいたしました。

開催の成果としましては、新鮮でおいしい農畜産物を生産者との対面販売で実施したことから、毎回完売の商品が出る盛況ぶりとなり、開催のたびに売上げを伸ばすなど、新たな販路を見いだしたところでございます。

さらに、出店した生産者にとっても、地元マルシェとは異なったお客様の声を聞けることがとても励みになるだけでなく、次回開催を期待されるなどの好評をいただいております。近隣商圏における那珂市の農畜産物の「いい那珂そだち」の知名度向上につながったものと認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 水戸駅においては、新鮮な朝採れ野菜を中心に販売されたようですが、生産者との対面販売も功を奏し、売上げが伸び、次回開催も期待されるなど、好評だったということですから、次回開催もこれまでの成果を生かしたマルシェを行っていただきたいと思っております。

首都圏の出張マルシェにしても、水戸駅につきましても、実際に経験しないと売れ筋なども分からないと思っておりますので、そうしたことも成果の一つとして、実績として、次の取組につなげていただければと思っております。

首都圏開催では、オリジナル商品開発の必要性を新たに認識されて、水戸駅開催では新鮮野菜の売上げが伸びたということで、いい那珂マルシェの発展を、さらにそれを参考にしていただきたいと思っておりますけれども、今後、いい那珂マルシェの開催について、どのような展開をご検討されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

まず、定期開催のいい那珂マルシェについては、那珂市アグリビジネス戦略に掲げる農業所得向上の政策の地産地消の推進の取組の一つでもあることから、さらなるにぎわいを創出し、売上げ向上につなげていくためにも、計画的な生産体制を構築するとともに、現在の固定客をさらに増やす取組を進めていくことが必要になってくると考えております。

そこで、最近の予約数の傾向を踏まえ、ECサイトを活用した野菜ボックスの予約方法や対面販売開催での周知方法などについて、フェルミエ那珂の会員の皆さんとともに検討を進めていく予定でございます。

また、水戸駅など近隣市町村でのマルシェ開催につきましては、新たな販路としまして、また、市内農産物直売所の集客にもつながるような、那珂市の農畜産物のPRの場としても活用してまいりたいと考えております。

さらに、首都圏における出張マルシェについては、那珂市農畜産物の地産外商を推進していくとともに、農産加工品のテストマーケティングの場として事業を展開しまして、改善点の傾向を把握して農産加工品の充実化を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 今後さらにECサイトを活用した野菜ボックスの予約方法や対面販売開催での周知方法などフェルミエ那珂の会員の皆さんと検討を進めていくということで、水戸駅や首都圏へのお出張マルシェでも事業を展開していくということ、販路拡大に期待したいと思っております。

最近では、オンラインマルシェなども登場してきているようですが、安心・安全で新鮮な野菜やオリジナルな加工品が対面で販売されていくに従い、生産者と消費者の間に信頼関係も築かれていくと思われれます。そうしたことから、消費者からぜひ、いい那珂マルシェでもオンラインマルシェやってほしい、そのような要望が高まってくればいいなと私は希望しております。

次に、特産品のブランド力向上について、いくつか質問をさせていただきます。

那珂市では、カボチャが代表的な農産物として上げられておりますけれども、私の周りでもあまり浸透していないようで、那珂カボチャの話をしますと、友達のほうでは、ああそうなんだみたいな形で言われて、逆に申し訳ないような顔をされてしまうことも度々あっておりますので、ぜひともカボチャのブランド力向上について質問をしていきたいと思っております。

ます。

首都圏の出張マルシェでも、カボチャの商品の売行きも好調の様子でした。それにも那珂市産のカボチャの生産状況が肝になるとは思いますが、那珂市のカボチャの生産状況についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

本市では、那珂野菜といえばカボチャがイメージされ、その代表として「みやこ」という品種によるJA常陸のオリジナルブランド品であります那珂カボチャが上げられます。那珂カボチャは栽培方法にも特徴がありまして、食味も高い評価を得ている人気商品となっております。

一方で、生産者の高齢化などにより生産量が減少傾向にあり、また、固定品種であることから、出荷時期も初夏に限定されるという課題もございます。

このことから、高品質の那珂市産カボチャの消費拡大を図るとともに、需要の多い秋や冬の時期にも、消費者が持つ「那珂市イコールかぼちゃ」のイメージを大切にしまして、年間を通してカボチャの生産量と販売額を増加させるため、「かぼちゃブランドアッププロジェクト」の取組を進めております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） ブランド品である那珂カボチャは生産量が減少にあり、また、出荷時期が初夏に限定されるため、那珂市産のカボチャの生産量と販売額増加のため、「かぼちゃブランドアッププロジェクト」の取組を進めているとのことですが、そのブランドアッププロジェクトにおいて、ブランド力強化のために取り組んでいること、また、ブランド品づくりとして、商品開発の状況についてお伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

製品のブランド化は、農畜産物の付加価値向上につながることから、市としましても力を入れるべき取組と考えております。

具体的には、春作の那珂カボチャ以外にも、秋作カボチャの生産量を増加させるため、品種や栽培に関する研さんや普及を図ることにより、通年での出荷体制を目指すとともに、まるすがカボチャなど、既存の高品質のカボチャを含め、付加価値向上を図り、産地づくりに取り組んでいるところでございます。

商品開発においては、カボチャを使った新商品づくりを市内外の飲食店やJR東日本などと進めておりまして、これまで、生パスタ、シフォンケーキ、カタラーナ、フィンランシェ、ジャムといった商品などが開発、販売されております。これらの商品をいい那珂マルシェやマッチングフェア、各種イベントでのPRやテストマーケティングなどを行いまして、知名

度の向上を図る取組を支援しております。

さらに、現在計画を進めております道の駅の整備を踏まえ、新たな魅力ある商品が必要であると考えております。既存の商品のブラッシュアップと併せて、ブランド力の強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） カボチャを使った新商品ですが、今回の質問で私も初めて知った商品がありまして、これからそれらのカボチャの商品の知名度向上が重要なんだろうなと思っております。

カボチャを使った商品の生産は、カボチャの生産量に大きく影響を受けるところでございますので、このブランドアッププロジェクトへの取組に力を注いでいただきたいと思っております。

それでは、次の質問になりますけれども、カボチャはおかずだけでなく、スイーツなどにも調理できる食材として人気があります。ただ、しかし、調理に手間がかかるという一面もございます。私の友達に聞きましても、カボチャは好きだけれども硬くて切りにくいのが苦手とよく言われます。そのため、お惣菜を買ってしまうなどという意見も聞いたりもしますが、電子レンジで加熱すれば切りやすいことは知られておりますけれども、家事と仕事を両立している人にとって、料理に関する家事を時短したい、特に調理工程を時短したいという思いは強く持っております。その一方で、やはり家族のために、おいしさや栄養バランスは大切にしていきたいという思いもあります。

手軽に調理できるような冷凍やカットなどの加工品があるとよいと考えておりますけれども、先ほどのご答弁では、カボチャを使った新商品づくりを進めているとありましたけれども、現在、本市においてどのようなカボチャの加工品があるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

既に生産者による1次加工品としまして、ペーストの生産が行われ、これを使った商品として、先ほどの答弁でも申し上げましたカボチャのカタラーナ、シフォンケーキ、フィナンシェなどがあります。

また、飲食店など実需者からのニーズを受けまして、カボチャのパウダー化とその活用について取組を開始したいと考えております。

議員ご指摘の冷凍やカット加工ですが、カボチャの消費量のさらなる増加を図るために必要であると考えております。手軽にできるカット加工については、一部の生産者で既に取組が始められ、直売所での販売をしております。一方で、冷凍加工については、設備投資額が需要に見合うものか、販路の確保をどうするかといった課題もあることから、まずは生産者

や加工事業者など、実施事業者間で検討をしていく必要がございます。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） ペーストやカット加工品については、既に販売されているということですから、引き続き取り組んでいただくということで、今後、取り組まれているカボチャのパウダーとその活用、また、冷凍加工については課題に対応して検討を進めていただきたいと思います。

よくコンビニなどでも最近は冷凍食品がかなり整備されてきております。そうした中で、レトルト商品など、また、そういった加工したものが冷凍食品として販売にまで持っていきけるように進めていただけたらと、主婦の立場からはお願いしたいところでございます。

それでは、前のご答弁の中で、那珂市イコールカボチャとおっしゃってございました。カボチャと言えば、イメージされるのはハロウィンだと思います。県内各地でハロウィンイベントが行われている中、カボチャを特産品とする那珂市でもハロウィンのイベントを開催すれば、カボチャ商品の販売やPRに効果的だと考えております。

そこで、本市におけるその取組の現状をお伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 産業部長。

○産業部長（浅野和好君） お答えいたします。

先ほどの答弁で申し上げました、秋作のカボチャの収穫時期が、ハロウィンの後が最適な時期となることから、令和3年度に引き続き、今年度は協力いただく飲食店を市内外27店舗に増やしまして、11月から12月にかけて、カボチャを使ったメニューの提供イベント「いい那珂かぼちゃフェア」を開催した経緯がございます。

開催に際し、飲食店からは、ハロウィンの時期に合わせた開催を希望するお話をいただいていたこともありまして、議員ご指摘のとおり、ハロウィンイベントと絡めたカボチャのPRの販売効果も大きいと考えてございます。

このため、今後も引き続き、かぼちゃブランドアッププロジェクトにおきまして、県の普及センターや育苗事業者、生産者とともに時期に合った品種の検討やカボチャの保存方法など、ハロウィンや冬至の時期に、那珂市産の高品質カボチャを生産・出荷できるよう、生産計画を踏まえまして取組の強化を図ってまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） ハロウィンの時期にカボチャの収穫時期が合わないということが課題であるようですが、まずイベントを開催して、来場者に那珂市の特産品はカボチャであること、つまり、那珂市イコールカボチャであることをアピールされて、ハロウィン後に訪れるカボチャの収穫時期の集客につなげてはどうかと考えます。

そして、ハロウィンといえば、東京渋谷での、仮装してにぎわう渋谷ハロウィンが有名で

ございますけれども、昨年のハロウィンの日の夜、たまたま行きました水戸駅では、南口のペデストリアンデッキに仮装した若者が集まっておりまして。とても活気あふれた若者なので、そうした仮装などのイベントは若者向けなのかなと個人的に思っております。

ぜひ那珂市では、子供向けのイベントとして、子供たちが仮装してカボチャのお菓子をもらうイベントを行ってみてはどうかと思っております。

若者向けというより、子供向けのイベントということで、先月行われました静峰ふるさと公園の雪まつりにも子供連れのご家族が多く来園しておりました。また、ハロウィンに関しましては、私も近所の子供たちがハロウィンをしているというお話を保護者の方から聞いたりもしております。それを聞きまして、そういえばうちの息子も低学年の頃は近所のお友達と仮装してハロウィンごっこのようなことをしていたなと思い出しました。

飲食店からもハロウィン時期に合わせた開催を希望しているというお話もございますし、子供たちとご家族で楽しんでいただき、よいカボチャの思い出をつくっていただき、そしてさらに、カボチャもPRできるというイベントとして、ぜひとも開催に踏み切っていただけたらとお願いをいたします。

茨城新聞の記事によりますと、郷土愛に関する県のインターネット調査において、郷土愛が前年度から拡大し、8割上昇したようです。それについて、県の担当者は魅力発信に力を入れた成果と見ており、農産物を県内外でアピールし、食に関する発信を強化してきたと掲載されておりました。

魅力発信の取組の成果、本市でも那珂市への愛着が増しますよう、カボチャのブランド力アップをし、那珂市産のカボチャの知名度向上につなげていただきますように、引き続きお願いをいたします。

それでは、この項の質問を終わりにいたします。

それでは、2つ目の質問事項である赤い羽根共同募金についての質問に移ります。

性暴力や虐待などの被害を受けた若年女性らに対する東京都の支援事業をめぐり、受託した民間事業者の会計報告に不正があったなどとする住民監査請求を受け、東京都の監査委員が会計の一部に不当な点があるとして、東京都に再調査を指示した問題が明らかになりました。公金が投入される事業として、東京都の制度運用のずさんさが浮かび上がる事態がありました。

さらに、その不正会計が問題になった団体に助成したことが取り沙汰された赤い羽根共同募金を運営する中央共同募金会にも騒動が波及したという経緯がございました。赤い羽根の中央共同募金会にも多数の問合せが寄せられていたということで、赤い羽根のホームページ上でも、中央共同募金会が実施する赤い羽根福祉基金より、10代の女性を中心に孤立困窮する青少年の支援活動のための事業費として助成していたことがお知らせとして掲載されております。そのような経緯を経まして、赤い羽根への関心も高まり、いろいろなご意見を伺う機会も私にもございました。

そこで質問をさせていただきたいと思います。

赤い羽根共同募金とは、そもそもどういう募金なのでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

赤い羽根共同募金は、戦後、民間の社会福祉施設などに対する財政補填のために行われていた民間の募金活動だったものが、その後、社会福祉法において位置づけられ、制度化され、現在のものとなっております。

募金は、各都道府県に設立された共同募金会が主体となり、各市町村に設置された分会にて実施されており、本市におきましては、那珂市社会福祉協議会が実務を担っております。

寄せられた募金は、県内の社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を営む者に対して配分されております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 戦後から行われてきた活動で、社会福祉法に基づき、社会福祉のための活動に活用されてきた募金活動ということですね。

赤い羽根募金といえば、街頭での募金活動もよく見かけますけれども、私も小学校時代は赤い羽根募金、学校でやっていたかなと思い出しまして、また、学校、そして自治会でも募金が集められております。

学校や自治会に対しての募金の依頼方法とはどのようなになっているのでしょうか。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

学校に対しての依頼方法ですが、募金活動の実務を担っている那珂市社会福祉協議会が各小・中学校に対して直接依頼し、学校において児童生徒へ募金の提示を行っていると同っております。

自治会に対する依頼方法につきましても、学校への依頼方法と同様、那珂市社会福祉協議会が地区のまちづくり委員会に対して直接依頼し、その後、まちづくり委員会が自治会に対して依頼しているとのことでした。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 小中学校に対しては、社会福祉協議会が直接学校に依頼しており、自治会に対しては、まちづくり委員会に依頼し、まちづくり委員会から自治会に依頼しているという流れが分かりました。

では、学校で募金活動が認められている、つまり、学校が募金活動に協力している理由には何かあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

赤い羽根共同募金につきましては、冒頭の答弁で触れたとおり、社会福祉法に位置づけられた募金活動となっております。

実務は那珂市社会福祉協議会が行っておりますが、法律に基づく募金活動であり、学校においても協力しているものと認識しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 社会福祉法に基づき、学校では協力しているとのことですが、私は個人的に、子供たちが福祉への関心を高めることや、ボランティア精神を育むなど、募金活動を通して学ぶ機会を学校のほうで必要性を思い、そうした協力をしているものだと思っていたことがありましたので、今回、このように確認をさせていただきました。

私も街頭において拉致問題の署名活動をしておりますと、若い中学生、小学生ぐらいの子がポスターを見て、自分のお小遣いから募金をするという光景を見ることがございます。このように、子供たちの中にも募金をしてそういう支援をしたいという気持ちが、何か赤い羽根募金を通じて育まれているのかなと思ったりもしておりましたけれども、社会福祉法に基づき協力されているということを理解しております。

募金は、社会福祉協議会で実務を担っているということですが、市が全く関わっていないとは思えないと私は思っております。ほかの市民の方も、やはり学校、そして、まちづくり委員会を通して活動がされる募金ですので、やはり市の関与を皆さん思っていることが多くあります。

それで、もし不適切な集金や集められた募金の使い道があった場合の市の対応について伺いをいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

募金全体の実施の決定や配分については、都道府県共同募金会で行っておりますが、本市において不適切な集金や配分が確認された場合は、その実務を担っている那珂市社会福祉協議会に対し、市は助言等を実施するとともに、社会福祉法人監査などで指導してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 原田議員。

○2番（原田陽子君） 今回、東京都の委託事業による不正会計問題から飛び火した赤い羽根募金でございますけれども、今回を受けて多くのご意見をいただく機会も私もございました。

以前から、市民の方、また、多くの方も自治会で集められる募金について、強制ではないかとか、半強制か、またはその徴収の在り方について疑問をお持ちの方もいることというのは実際のことでございます。これは市のほうでも認識していただきたいと思っております。

また、そうした学校、まちづくり委員会を通すことによって、市民の方も市が関与してい

るということは多くの方が思っていることも事実でございます。そうした中で、社会福祉協議会がその実務を担っているという案内を市から送るのもいいことだと思いますし、また、募金をするからには、その募金がどのような形で使われているということに関心示すのは自然な、当然のことであると私も思っております。

助成した団体多くございまして、行政が担えない支援団体を、それが賄っているということも事実でございますし、先ほども小中学生が募金をするという、地域貢献という福祉への関心、福祉に対する貢献ということを養うためにも、きちんとその使い道を把握して、触れていただきたいと思っておりますので、そうした疑問がございましたら、ぜひとも市のほうで指導をしていただきたいと思っております。

そうしたことが、やはり自治会でも負担にならないように、そこを気を留めていただきたいと、私からは今回お願いいたしまして、私の一般質問を終わりにさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告9番、原田陽子議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時28分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◇ 木野 広 宣 君

○議長（萩谷俊行君） 通告10番、木野広宣議員。

質問事項 1. 公立小中学校施設のバリアフリー化の加速について。2. 障害者手帳について。3. 高齢者の補聴器について。

木野広宣議員、登壇願います。

木野議員。

〔11番 木野広宣君 登壇〕

○11番（木野広宣君） 議席番号11番、公明党、木野広宣でございます。

通告に従いまして、質問をさせていただきます。

本日最後、また、一般質問の最後になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、公立小中学校施設のバリアフリー化の加速について質問いたします。

令和3年4月、改正バリアフリー法が施行され、バリアフリー基準への適合義務の対象と

して公立小中学校が追加されました。今後、新築で整備するもののみならず、既存の学校施設についても基準への適合の努力義務がされました。

また、近年、通級による指導を受ける多くの児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加傾向にあります。学校施設は多くの児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であり、障がいのある児童生徒を含めて、誰もが支障なく、安心して学校生活を送ることができるようにする必要があります。

さらに、災害時の避難所として、障がいをお持ちの方や高齢の方々の利用も想定されることから、学校施設のバリアフリー化を一層進めていくことが重要であります。

この状況を受けて、国において、令和3年度から令和7年度末までの間に、緊急かつ集中的にバリアフリー化の整備を行うための目標が示されました。財政面でも補助率の引上げが行われている状況であります。本市においても、学校施設のバリアフリー化を加速し、誰もが安心して学び、育つことができる環境を計画的かつ着実に構築していく必要があるのではないのでしょうか。

必要性の1として、令和2年5月、法令が改正され、一定規模以上の新築等を行う場合に、バリアフリー基準適合義務の対象となる施設に公立小中学校が追加されました。

これにより、令和3年4月の施行以来、新築校舎については、法令建築物移動等円滑化基準への適合が義務となり、既存校舎等の適合も努力義務化となりました。

学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景には、学校は子供たちにとって、未来の社会に向けた準備段階として学びを含める場であるとともに、現実の社会との関わりの中で毎日の生活を築き上げていく場でもあります。

障がい、性別、国籍、経済上の理由にかかわらず共に育つことを基本理念として、物理的、心理的なバリアフリー化を進め、インクルーシブな社会環境の整備が求められており、学校等においても障がいの有無にかかわらず誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう環境整備をしていく必要があります。

また、必要性の2として、特別な支援が必要な児童生徒が増加しております。少子化により学齢期の児童生徒数が減少する中、通級による指導を受ける児童生徒、特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあります。また、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒も増加しております。このため、学校施設のバリアフリー化の必要性が高まっていることもあります。

また、障害者基本法、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律などの関連法の整備が進められたことや、障害者の権利に関する条約が批准されたことに伴い、国、地方公共団体と包括的教育システムの理念を構築し、教育環境を充実させていくことが求められております。

必要性の3として、公立小中学校等の9割以上が避難所として指定されており、災害時に地域住民を受け入れることになるため、障がい者や高齢者等も含め、不特定多数の方々が利

用することが想定されることから、学校施設が避難所としての役割を十分に果たしていくためにも、学校施設のバリアフリー化を含め、避難所としての防災機能を一層強化していくことが必要であります。

とりわけ、近年、気候変動等の影響により、地震のみならず、台風や集中豪雨等の発生など災害が多様化、頻発化、激甚化しており、あらかじめ災害に対する安全性を確保することはもとより、災害時の適切な避難経路を確保し、良好な避難生活を送ることができる学校施設を整備していることは、災害の多い我が国の将来になくってはならないものであります。

学校施設におけるバリアフリー化に関するこれまでの取組として、平成15年の高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律、ハートビル法の改正において、新築を行う場合にバリアフリー基準への適合努力義務の対象となる施設、特定建築物に学校施設が新たに加わりました。文部科学省でも、学校施設のバリアフリー化等推進の基本的な考え方を示した学校施設バリアフリー化推進指針を策定するとともに、具体的な設計手法の事例として、学校施設のバリアフリー化等に関する事例集を、学校施設の計画的合理的なバリアフリー化の整備計画のポイントを整理した学校施設のバリアフリー化整備計画策定に関する実践事例集を取りまとめております。

また、文部科学省では、小学校、中学校などの学校種別ごとに学校施設整備の基本方針及び計画、設計上の留意点を学校施設整備指針等に示しており、平成19年には特別支援教育を推進するための施設整備の基本的な考え方や、学校施設全体のバリアフリー化に関する記述などを充実したほか、平成26年には、東日本大震災において顕在化した課題などへ対応するため、避難所としての防災機能の強化などに関する記述も充実しております。

さらに、平成30年には、避難所となる学校施設に関する学校設置者の理解や取組を促進するため、近年の災害で避難所となった学校施設が開かれた避難者の声や、避難所となる学校施設のバリアフリー化の重要事項などを分かりやすく解説した取組事例集を求め取りまとめております。

公立及び私立学校施設については、バリアフリー化を行う際の必要な経費の一部を国庫補助対象としているほか、公立学校施設においても、新築、改修等の事業に併せてバリアフリー対策を実施しているところもあります。

次に、学校施設におけるバリアフリー化に関する現状の課題については、文部科学省の調査によると、近年、新築や増築等を実施した一定規模の公立小中学校のうち、エレベーター、多機能トイレ、スロープのいずれも整備している施設は約9割となっております。

しかし、バリアフリー法の改正を踏まえて、文部科学省が実施した学校施設におけるバリアフリー化の状況調査、令和2年5月1日時点によると、公立小学校の調査においては、公立小中学校の校舎については、車椅子使用者トイレの整備割合は65.2%、スロープによる段差解消の割合は78.5%、スロープ等による段差解消の割合は27.1%となっております。

また、同調査によると、公立小中学校の屋内運動場については、車椅子使用者用トイレの

整備割合は36.9%、スロープ等による段差解消の割合は74.4%、エレベーターの整備割合は65.9%となっております。

さらに、同調査においては、円滑な移動等に配慮が必要な児童生徒や教職員が在籍する学校におけるバリアフリー化の状況、避難所に指定されている学校におけるバリアフリー化の状況等についても調査してはいますが、既存施設のバリアフリー化の状況として、多様な児童生徒や教職員、保護者、地域の方々等が、円滑かつ安全・安心して利用する上で、必ずしも十分に整備されているとは言い難いものがあります。

既存施設のバリアフリー化を一層推進していく必要があるということであります。

また、学校設置者がバリアフリー化を推進していく上での課題として、以下のような意見がありました。

長寿命化改修の機会と捉えながら、バリアフリー化を積極的に進めることが重要である。バリアフリー法の移動等円滑化基準や現場の実態等も十分考慮した上で、今後、学校施設のバリアフリー化の目指すべき姿や標準的捉えるべき姿を議論し、学校施設バリアフリー化推進指針に反映していくことを検討する必要がある。

また、屋内運動場で避難所となることが多く、校舎だけではなく、屋内運動場も、障がい者等に配慮したトイレの設置などのバリアフリー化が必要である。洋式トイレでないと使用できない方もいることから、トイレの洋式化はバリアフリー化の視点からも重要となる。

また、学校の特性や利用者の利便性を踏まえれば、各階に障がい者等に配慮したトイレの設置が望ましい。既存の学校施設におけるエレベーターの設置を進めることが重要である。

近年多発している水害からの避難を考えると、上階への移動等が必要な場合があり、その際、全ての人が安全に移動できるよう様々な障がいの特性を踏まえたバリアフリー化が求められる。

学校敷地内、あるいは駐車場から建物までの経路に段差等が生じている学校もあり、建物内の各教室までの経路はもとより、建物外の経路の移動と円滑化を進めていく必要がある。

既存のバリアフリー化の整備内容がニーズに的確に対応した仕様になっているのか、点検検証が必要である。

文部科学省のエレベーターの整備に係る建築単価を実情に合わせることや、改修の補助率のかさ上げが必要である。

学校施設のバリアフリー化を一層推進していく上でも、エレベーターの維持管理に係る費用負担の軽減が不可欠である。

バリアフリー化を進める際の優先順位など、学校設置者が整備計画を作成する際に参考となる情報を提供する必要がある。

小規模な地方公共団体の教育委員会には技術職員が不在のため、学校施設のバリアフリー化を一層推進していくためには技術的なサポートが必要である等々の課題がありました。

今までの内容を踏まえて質問してまいりますので、よろしくお願いたします。

初めに、本市の公立小中学校における車椅子使用者トイレ、スロープによる段差解消、エレベーターの整備といったバリアフリー化の状況について、分かる範囲で具体的にお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

まず、校舎の整備状況から申し上げます。

バリアフリートイレは、小学校7校、中学校4校の11校で、スロープ等による段差解消は、小学校7校、中学校4校の11校で、エレベーターは、小学校2校、中学校1校の3校で、それぞれ整備しております。

次に体育館です。

バリアフリートイレは、小学校6校、中学校1校の7校に、スロープ等による段差解消は、小学校8校、中学校3校の11校に整備をしております。

なお、体育館は全て1階建てとなっておりますので、エレベーターは整備しておりません。校舎、体育館とも、基本的には大規模改修等の工事に合わせる形で計画的に整備をしております。

また、配慮を要する児童生徒の入学が決まった際には、本人の状況に応じた整備を行っております。過去に対応した例としましては、出入口やトイレの改修、スロープの設置等がございました。また、エレベーターに代わって階段昇降機を購入して対応しております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かにエレベーターの設置には費用がかかりますので、階段昇降機は有効だと私も思っております。

次に、文部科学省では、公立学校の設置者に対し、バリアフリー化に関する整備目標を盛り込んだ整備計画の策定を要請したとのことですが、どのような状況なのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

教育委員会では、バリアフリー化を含む学校施設の整備計画として、那珂市学校施設長寿命化計画を令和2年12月に策定いたしました。

本計画では、長寿命化改修及び大規模改修において、耐久性や快適性の向上を図るための基本的な整備水準を定めております。

その中でバリアフリーに関するものとしてしましては、多目的トイレ、玄関スロープ、階段手すりの3つを整備すべきものとして明示をしております。

エレベーターにつきましては、先ほど申し上げたとおり、階段昇降機等の設置により対応する方針であるため、本計画には盛り込んでございません。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

次に、整備の実態を見ると、十分に整備されているとは言い難い状況ですが、整備をする上で何か課題があるのではないかとと思いますが、あるとすればどのような課題があるのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、整備されていない学校がございます。また、国が示した令和7年度末までの整備目標の達成につきましても、難しいと考えております。

理由としましては、本市では予算を平準化するために、年次計画に基づいて各種事業を推進することを基本的な考え方としております。学校に関しましても、大規模改修等に併せて必要な整備を実施しているところです。このため、整備を完了するまでに長い年月を要するということが課題として上げられます。

また、今回の国の方針を受け、本市として緊急性や優先性に鑑みながら、計画の見直しに柔軟に反映できるかも今後の課題になってくるかと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 確かにそうですね。先ほど私も課題のほうで結構述べさせていただきましたが、やっぱりその内容と、那珂市においてもそういう状況なのかなというのはすごく感じております。

では、現に在籍する、または将来入学する児童生徒が、支障なく学校生活を送ることが重要であります。そのため、学校設置者として一刻も早くバリアフリー化の取組を推進すべきと考えます。

国の整備目標を踏まえつつ、速やかに具体的な整備計画を策定し、令和7年度末までの間に集中的にバリアフリー化の取組を加速していくべきと考えます。今後は、どのように学校施設におけるバリアフリー化を推進していくのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育部長。

○教育部長（小橋聡子君） お答えいたします。

バリアフリーとは、あらゆる障壁が取り除かれた状態を指すものです。お年寄りや障がい者などへの身体的な配慮だけに限らず、ジェンダーの面からのバリアフリー化も肝要と考えます。

冒頭、議員からご指摘があったように、学校は、保護者や地域の方も訪れる場所であり、また、避難所に指定されていることから、どのような方にとっても不便や不都合がないことが求められる施設となっております。

こうしたことから、大規模改修等に併せて整備することを基本としながらも、インクルーシブな環境整備の重要性から、バリアフリーの実現を目指していく必要があると認識しております。

今後は、避難所機能の充実や多様性の対応等の視点も踏まえ、改めて整備計画を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 今までの答弁を伺うと、やっぱり令和7年度末までには、予算等を鑑みても、基本的には校舎、体育館とも大規模改修等の工事に併せて計画的に整備していくのが厳しい現状だということは理解しますが、国がこの施策を出したということは、様々な要望等を踏まえ、また、出されたことと思います。

東日本大震災後は、耐震化についてなど数多くの課題がありました。課題と難しい状況は理解しますが、本市におきましては、一日も早く公立小中学校施設のバリアフリー化が進むことを要望いたします。

以上でこの質問を終了いたします。

次に、障害者手帳についての質問に移ります。

障害者手帳をスマートフォンで代用できるアプリ、ミライロIDがあります。手帳の情報を画面に表示することであり、従来どおり、市の施設やサービス利用の割引を受けられます。採用している市では、人前で手帳を出すことに抵抗のある方もいるので、積極的に活用していただきたいと話す担当者もいるとのことでもあります。

利用者は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方が対象となります。スマホにアプリをダウンロードし、手帳の内容を登録することで利用ができます。

牛久市の社会福祉課によると、割引を受ける際、障害者手帳を取り出すのも心理的負担も減らせたり、スマホで代用できる手軽さがメリットだとあります。

私もそうですが、今まではポイントカードを使って、ポイントの利用で恩恵を受けておりましたが、最近ではスマホに登録し、モバイルカードなど、数多くのメリットがあることは皆様もご承知していることと思います。それと同じように、お得に使える電子クーポン、一人一人に合わせた情報を配信、また、必要なサポートの伝達をアシストなど、外出時の不安軽減に向けて、施設や店舗のバリアフリーなどの情報も掲載されております。使える場所は、航空会社、登録されている鉄道会社、バス会社、コンビニなど一部ではありますが、できるようになりました。

また、利用する方のよくある質問には、アプリの利用は無料ですかとあり、ミライロIDは無料で使えます。ただし、アプリの利用の際に通信料に応じたパケット通信料はかかりますので、ご了承いただきたいところであります。

ミライロIDに登録できるのは、障害者手帳以外にも登録できるのでしょうかとの質問に

は、あくまでも身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳のみになりますとのことであります。

一番多いのは、子供の障害者手帳を登録・管理できるでしょうかとの質問が多かったようであります。もちろんそれはできるそうでありまして。ただ、一つの障害者手帳を端末で登録ができないこともあるので、確認していただきたいとのことであります。

障害者手帳アプリ・ミライロIDの導入検討については、大阪府、千葉市、京都市など37自治体で利用可能であります。まだかなり少ないと思いますが、自治体以外にも、鉄道会社、航空会社、携帯電話会社や映画館と、全国2,500以上の事業所で利用ができることとなっております。自治体においても独自の利用が開始されたところもあります。また、自治体においては公共施設等で活用することを検討しているところもあります。

導入によって見込まれる効果については4点あります。

1、利用者が紙の手帳を持ち歩く必要がなくなるので、利便性が向上します。

2として、利用者が人前で障害者手帳を見せる必要がなくなるので、心理的負担が軽減されることとなります。

3つとして、自治体ごとに様々な仕様となっている障害者手帳のフォーマットを統一することができるため、事業者側の確認の手間が軽減できます。

4つ目としては、利用者はアプリ内で障がい者割引を受けられる施設を確認することができるため、施設利用者数の増加が期待できるということでありまして。

ここで質問ですが、先ほども数多くの事例を紹介させていただきましたが、県内の一部の市町村においては、既に身分証等において有効としている自治体があります。本市においては、今までご提案させていただきましたが、導入に向けてどう検討、または考えたのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

障害者手帳アプリ・ミライロIDの機能や効果については、ただいま議員のほうから詳しく説明をいただいたとおりでございます。

国はこのアプリの有効性を紹介しており、県においても、市町村に取扱いについてを呼びかけております。

現在、県内では、県及び5市がこのアプリでの本人確認を認めており、本市についても、このアプリの活用に向け、速やかに庁内部署、本市の関連施設などと協議を進めるとともに、手帳を保有する方に対して、来庁時や手帳の更新などの機会を捉え、アプリを案内し、障がいを持つ当事者の利便性の向上を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

今、前向きなご答弁いただきましたので、アプリの活用に関しては、関係課室や市内関連施設等と協議等、利便性の向上をお願いいたします。そして、期待しておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

以上でこの項の質問を終わります。

最後の質問になります。

高齢者の補聴器の件であります。

これは、令和4年第1回定例会で花島議員も質問されておりますけれども、私のほうからも質問のほうさせていただきます。

補聴器は、加齢性の難聴に悩む高齢者の聞こえを補い、日常生活を支えているが、軽度・中等度等の場合、高価な購入費への国の支援がないため、使用をためらう人も多いようであります。

身体障害者手帳の交付対象となるような重度ではなくても、難聴を放置すれば、孤立化や認知症リスクが高まります。独自に助成を行う自治体も出てきております。高齢者が補聴器を使える体制整備への支援の検討が大事であると思います。

会話の音が聞こえなくて、人と話すのが苦になることもありますなどの声も聞いております。補聴器を使ってからは本当によく聞こえるようになったとの声もあります。厚生労働省が2020年度に行った調査によれば、難聴の高齢者向けに補聴器の購入助成を行っている自治体は全体の3.8%しかありません。一方、実施していない自治体からは、財源確保が厳しいといった回答も目立っております。

こうした中で、神奈川県相模原市は、補聴器導入を介護予防などの国の保険者機能強化推進交付金を活用し、財源を確保しました。相模原市の介護予防事業と連動した形で、昨年7月から住民税非課税世帯、65歳以上の市民を対象に、2万円を上限に補聴器購入費を助成しました。それ以外にも、補聴器購入資金助成制度実施地方公共団体の2020年7月末現在の調査では、約110の自治体が上限等はありませんが、購入費助成を行っております。

県内でも、古河市が補聴器助成を行っております。古河市の状況としましては、対象は補聴器を購入した日において市内に住所を有し、かつ申請時点において現に居住している65歳以上の方、聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けていない人、また、助成基準は購入費の2分の1とし、1万円まで、1人1回限り、1台のみとなっております。

那珂市においても、那珂市軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業がありますが、高齢者における助成はございません。身体障がいをお持ちの方、難病等患者、障害者総合支援法で定める疾病に限るとの条件で、高齢者の補聴器購入助成を行っていると伺いました。

そこで質問ですが、高齢者を対象とした補聴器購入費用の助成について、神奈川県相模原市では介護予防促進モデル事業として取組を開始しております。先ほども述べさせていただきましたけれども、財源には国の交付金である保険者機能強化推進交付金を活用したとのことであり、那珂市としてもこうした国の交付金を活用し、高齢者向けに補聴器購入費用

の助成制度を創設できないのか、お伺いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平野敦史君） お答えいたします。

現在、本市では、先ほどご紹介のありました保険者機能強化推進交付金を介護予防・生活支援サービス事業、こちらの財源に充てており、補聴器購入費助成の財源に充てるということは難しい状況です。

現在のところ、市独自の助成制度の創設は考えておりませんが、活用が可能となるような国の施策や新たな助成制度などがなく、今後も注視してまいります。

以上です。

○議長（萩谷俊行君） 木野議員。

○11番（木野広宣君） 分かりました。

ただ、最初にも話をしましたが、加齢性の難聴に悩む高齢者の聞こえを補い、日常生活を支えている軽度・中等度等の場合、高価な購入費の国の支援がないため、使用をためらう人が多いのも現状だということでもあります。

この質問するに当たりまして、やっぱり何人かの方に言われたんですけども、補聴器というのはもう本当に数万円ではなくて、10万円、20万円、30万円と、やっぱり高額費用になりますので、65歳以上になるとやっぱり年金生活になってきますので、ぜひ助成をしていただきたいという声も聞きました。

那珂市としましても、できれば助成をしていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、通告10番、木野広宣議員の質問を終わります。

◎議案等の質疑

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、議案等の質疑を行います。

報告第2号及び議案第2号から議案第22号までの以上22件を一括議題といたします。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

◎議案の委員会付託

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案の委員会付託を行います。

議案第2号から議案第22号までの以上21件につきましては、文書管理システムに登載し

ました議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

つきましては、所管の常任委員会において審査の上、今期定例会期中に報告されまよう望みます。

連絡事項がございます。

今期定例会において開催予定の各常任委員会の開催通知文は、各議員のLINEワークス掲示板に掲載しておりますので、ご確認願います。

◎散会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時00分

令和5年第1回定例会

那珂市議会会議録

第4号（3月16日）

令和5年第1回那珂市議会定例会

議事日程(第4号)

令和5年3月16日(木曜日)

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 3 号 | 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 4 号 | 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 5 号 | 那珂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 6 号 | 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 7 号 | 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 8 号 | 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第 9 号 | 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例 |
| | 議案第10号 | 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第8号) |
| | 議案第11号 | 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第3号) |
| | 議案第12号 | 令和4年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号) |
| | 議案第13号 | 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| | 議案第14号 | 令和5年度那珂市一般会計予算 |
| | 議案第15号 | 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算 |
| | 議案第16号 | 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計予算 |
| | 議案第17号 | 令和5年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算 |
| | 議案第18号 | 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算 |
| | 議案第19号 | 令和5年度那珂市地方公平委員会特別会計予算 |
| | 議案第20号 | 令和5年度那珂市水道事業会計予算 |
| | 議案第21号 | 令和5年度那珂市下水道事業会計予算 |
| | 議案第22号 | 市道路線の認定について |
| 日程第 2 | 発議第 1 号 | 那珂市議会の個人情報保護に関する条例 |
| 日程第 3 | 議案第23号 | 令和4年度那珂市一般会計補正予算(第9号) |

- 日程第 4 議案第 24 号 令和 5 年度那珂市一般会計補正予算（第 1 号）
 日程第 5 議案第 25 号 那珂市教育委員会教育長の任命について
 日程第 6 議案第 26 号 那珂市教育委員会委員の任命について
 日程第 7 議案第 27 号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 日程第 8 議案第 28 号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について
 日程第 9 委員会の閉会中の継続調査申出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	寺 門 勲 君	2 番	原 田 陽 子 君
3 番	小 池 正 夫 君	4 番	萩 谷 俊 行 君
5 番	石 川 義 光 君	6 番	關 守 君
7 番	大和田 和 男 君	8 番	富 山 豪 君
9 番	花 島 進 君	10 番	寺 門 厚 君
11 番	木 野 広 宣 君	12 番	古 川 洋 一 君
13 番	勝 村 晃 夫 君	14 番	武 藤 博 光 君
15 番	笹 島 猛 君	16 番	君 嶋 寿 男 君
17 番	遠 藤 実 君	18 番	福 田 耕 四 郎 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条第 1 項の規定に基づき説明のため出席した者

市 長	先 崎 光 君	副 市 長	玉 川 明 君
教 育 長	大 縄 久 雄 君	企 画 部 長	大 森 信 之 君
総 務 部 長	渡 邊 莊 一 君	市 民 生 活 部 長	玉 川 一 雄 君
保 健 福 祉 部 長	平 野 敦 史 君	産 業 部 長	浅 野 和 好 君
建 設 部 長	今 瀬 博 之 君	上 下 水 道 部 長	根 本 雅 美 君
教 育 部 長	小 橋 聡 子 君	消 防 長	鈴 木 将 浩 君
会 計 管 理 者	茅 根 政 雄 君	農 業 委 員 会 長	海 老 澤 美 彦 君
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 (総務課長)	加 藤 裕 一 君	農 事 務 局 長	

議会議務局職員

事務局長 会沢 義範 君 次長補佐 三田寺 裕臣 君
書記 田村 栄里 君

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（萩谷俊行君） おはようございます。

ただいまの出席議員は18名であります。欠席議員はございません。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（萩谷俊行君） 議案等説明のため、地方自治法第121条第1項の規定に基づき議場に出席を求めた者の職氏名は、今期定例会の初日に文書管理システムに登載した出席者名簿のとおりであります。

職務のため、議会事務局より事務局職員が出席しております。

本日の議事日程については、別紙のとおりお手元に配付しております。

本会議場内の皆様にご連絡いたします。携帯電話をお持ちの方は、ご配慮お願いいたします。

◎議案の差し替え

○議長（萩谷俊行君） ここで、本日の議事に入ります前に、執行部より、この後議題となります議案第14号について、差し替えの申出がありましたのでこれを許します。

総務部長。

○総務部長（渡邊荘一君） 大変申し訳ございません。議案の一部に誤りがございましたので、訂正をお願いいたします。

訂正箇所につきましては、正誤表を配付してあります。今、タブレットのほうに表示させていただきます。

タブレットのほうをご覧いただきたいと思います。訂正は、議案第14号 令和5年那珂市一般会計予算でございます。予算書では、177ページの参考資料の給与費明細書になります。お手元の正誤表では、上が正しいものになっております。下が誤りということになっております。誤りの部分につきましては、表の中の上段で、給与費のうちの報酬です。左の区分では、その他の特別職というところの変わったところが、151,310という数字が間違いでございまして、正しくは64,946というふうになります。この数字が誤っていたため、縦横の集

計、あとは比較の数字が変更となるものでございます。

皆様のお手元に修正用のシールを配付しておりますので、そちらを貼り付けて訂正のほうをお願いいたします。

なお、念のために申し上げますが今回の訂正の箇所は、予算の額を変更するのではございません。予算の集計表としての参考の資料の誤りということでございます。

それから、タブレットに配信しております議案第14号の予算書についても修正後の予算書に議案書に差し替えをしてありますので、よろしくをお願いいたします。

大変申し訳ございませんでした。おわびいたします。よろしくをお願いいたします。

◎議案等の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第1、議案第2号から議案第22号までの以上21件を一括して議題といたします。

各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

初めに総務生活常任委員会、富山 豪委員長登壇願います。

〔総務生活常任委員長 富山 豪君 登壇〕

○総務生活常任委員長（富山 豪君） 総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。議案第2号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例外6件です。

結果でございます。議題第2号、議案第3号、議案第9号、議案第10号、議案第14号、議案第16号及び議案第19号は全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

次に、理由でございます。

議案第2号は、不妊治療を受けやすい職場環境整備のために講ずる措置として、本条例の一部を改正するものです。

議案第3号は、人事院勧告に伴い正職員の給与を改定したことから、会計年度任用職員についても給与表を改正するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第9号は、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保に係る手数料を減免するため、本条例の一部を改正するものです。

議案第10号及び議案第14号の当委員会の所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第16号及び議案第19号も、特に問題なく妥当なものです。

以上、ご報告申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、産業建設常任委員会、小池正夫委員長、登壇願います。

〔産業建設常任委員長 小池正夫君 登壇〕

○産業建設常任委員長（小池正夫君） 産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件については、会議規則第110条の規定により、ご報告いたします。

まず、付託事件でございます。執行部提出案件は、議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第8号）外4件でございます。

次に、結果でございます。

全て、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第10号、議案第14号の当委員会所管の部分は、特に問題なく妥当なものです。

議案第20号、議案第21号は、特に問題なく妥当なものです。

議案第22号は、市道路線9件を認定するものです。

以上、報告いたします。

○議長（萩谷俊行君） 続きまして、教育厚生常任委員会、寺門 厚委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長 寺門 厚君 登壇〕

○教育厚生常任委員長（寺門 厚君） 教育厚生常任委員会よりご報告申し上げます。

本委員会の付託事件につきましては、会議規則第110条の規定により報告いたします。

まず、付託事件でございます。

議案第4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例外12件でございます。

次に結果でございます。

議案第4号から議案第8号、議案第10号から議案第15号、議案第17号及び議案18号は、全会一致で原案のとおり可決すべきものとなりました。

理由でございます。

議案第4号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準において、児童の安全の確保に関する計画の策定等に関する規定が追加されたため、本条例においても必要な改正を行うものであります。

議案第5号は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、児童の安全の確保に関する計画及び業務継続計画の策定に関する規定が追加されたため、本条例においても必要な改正を行うものであります。

議案第6号は、政府のこども政策の新たな司令塔機能を担う、こども家庭庁が設置されることに伴い、こども家庭庁設置法及びその施行に関して必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、整備法の中で子

ども・子育て支援法の改正による条ずれが生じたため、本条例においても必要な改正を行うものであります。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布により、懲戒に係る権限の濫用禁止が削除されたことに伴い本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号は、こども家庭庁が設置されることに伴い、こども家庭庁設置法及びその施行に関して必要となる関係法律の改正を行う、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が公布され、整備法の中で子ども・子育て支援法の改正による条ずれが生じたため、本条例においても必要な改正を行うものであります。

議案第8号は、出産育児一時金等の支給額について、社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」において、「出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号及び議案第14号の当委員会所管部分については、特に問題なく妥当なものであります。

議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第15号、議案第17号及び議案第18号は、特に問題なく妥当なものであります。

以上、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（萩谷俊行君） 以上で、各委員長からの報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長に対する質疑の回数は、1人、3回までとします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

◎議案第2号～議案第22号の一括採決

○議長（萩谷俊行君） これより、議案第2号 那珂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号 那珂市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号 那珂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第5号 那珂市放課後児童健全育成事業の設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第6号 那珂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第7号 那珂市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例、議案第8号 那珂市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第9号 那珂市危険物規制事務手数料条例の一部を改正する条例、議案第10号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第8号）、議案第11号 令和4年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）、議案第12号 令和4年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）、議案第13号 令和4年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第14号 令和5年度那珂市一般会計予算、議案第15号 令和5年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算、議案第16号 令和5年度那珂市公園墓地事業特別会計予算、議案第17号 令和5年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議案第18号 令和5年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 令和5年度那珂市地方公平委員会特別会計予算、議案第20号 令和5年度那珂市水道事業会計予算、議案第21号 令和5年度那珂市下水道事業会計予算、議案第22号 市道路線の認定について、以上、21件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は、可決するべきものであります。

本案は、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第22号までの、以上21件は、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（萩谷俊行君） 日程第2、発議第1号 那珂市議会の個人情報の保護に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会、古川洋一委員長、登壇願います。

〔議会運営委員長 古川洋一君 登壇〕

○議会運営委員長（古川洋一君） 発議第1号 那珂市議会の個人情報の保護に関する条例。

上記の発議を別紙のとおり那珂市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。令和5年3月16日、那珂市議会議会運営委員会委員長、古川洋一。

提案理由でございますが、現在、那珂市議会の個人情報保護の取扱いにつきましては、那珂市個人情報保護条例の規定が適用されておりますが、個人情報保護に関する法律が令和5年4月1日施行で改正されることに伴い、同条例は廃止となり、また国会や裁判所と同様

に、議会は同法の適用対象外とされることから、那珂市議会として個人情報の適正な取扱いを確保するため、本条例を制定するものでございます。

なお、条文につきましては、表示されておりますファイルのとおりであります。

よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 討論を終結いたします。

これより、発議第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑（追加議案）

○議長（萩谷俊行君） 日程第3、議案第23号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第23号をお開き願います。

議案第23号 令和4年度那珂市一般会計補正予算（第9号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ444万6,000円を追加し、236億9,911万6,000円とするものでございます。

歳出の内容として、総務費における個人番号カード交付等事業において、マイナポイントの申込期限が令和5年5月末まで延長となったことに伴い、事務員派遣に係る手数料を増額するとともに、繰越明許費として、翌年度に繰り越すものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第23号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑（追加議案）

○議長（萩谷俊行君） 日程第4、議案第24号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第24号をお開き願います。

議案第24号 令和5年度那珂市一般会計補正予算（第1号）。

予算総額に、歳入歳出それぞれ2億1,896万9,000円を追加し、228億3,896万9,000円とするものでございます。

歳出の内容として、衛生費において、新型コロナウイルスワクチン接種の実施期間の延長に向け、ワクチン接種に係る委託料等を計上するものでございます。

また、歳入については、歳出補正予算との関連において、国庫支出金を増額するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第24号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時25分

○議長（萩谷俊行君） 再開いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑（追加議案）

○議長（萩谷俊行君） 日程第5、議案第25号 那珂市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第25号をお開き願います。

議案第25号 那珂市教育委員会教育長の任命について。

氏名を申し上げます。大縄久雄。住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。那珂市教育委員会教育長の大縄久雄氏が、令和5年3月31日をもって任期満了となることに伴い、新たに教育長を任命するに当たり議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） ただいまの議案第25号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申出がありましたので、これを許します。

7番、大和田和男議員。登壇願います。

〔7番 大和田和男君 登壇〕

○7番（大和田和男君） ただいま、市長から教育委員会教育長に大縄久雄さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが地元議員を代表いたしまして、推薦の言葉を申し上げたいと思います。

大縄さんは、昭和30年に常陸太田市に生まれ、現在は菅谷にお住まいになっております。経歴といたしましては、昭和49年に、市長と私の母校でもあり、梶山代議士の同窓生として、県立太田第一高等学校を卒業後、昭和54年に早稲田大学教育学部教育学科を卒業し、卒業後は教育者としての人生を歩んでこられました。

教育者として、大子町立大沢小学校を振出しに、市内外の小中学校で教鞭を執られ、那珂市内では、平成22年から第四中学校校長、平成25年からは第一中学校校長を歴任され、平成28年3月に第一中学校校長を最後に定年退職されました。その後、平成28年4月からは茨城県水戸教育事務所学校教育課において後進の指導に当たりました。

平成29年4月に教育長に任命されてからは、ひまわり幼稚園の開園、ICTの活用など教育の情報化、那珂西リバーサイドパークの整備等を行いました。さらには、学校給食調理業務の民間委託、ひまわり幼稚園における3歳児保育の実施に向けて、尽力されました。

温厚なお人柄で、地域において信望も厚く、また、これまでの教員生活で培った優れた識見と卓越した知識をお持ちになっております。そして、行動力と指導力も兼ね備えた方でありますので、教育に対する期待や要望などがますます多様化しているところではありますが、我々議会の要望を酌み取りながら、教育長として那珂市の健全な教育行政のさらなる発展に寄与できる最適任者であると確信しております。

どうぞ、皆様方のご同意のほど、よろしく申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第25号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号については、委員会の付託を省略することと決定いたしました。続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時31分

○議長（萩谷俊行君） 再開します。

ただいま、教育長の任命について、同意されましたので、大縄久雄さんを改めて紹介したい旨、市長から依頼がありましたので、これを許します。

市長。登壇願います。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） ただいま、教育長の任命につきましてご同意をいただき誠にありがとうございました。

本人が議場におりますので、改めてご紹介を申し上げます。

議員の皆様もご承知と存じますが、大縄久雄氏です。

それでは、大縄久雄氏からご挨拶を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 教育長。

〔教育長 大縄久雄君 登壇〕

○教育長（大縄久雄君） 貴重なお時間をいただき、一言お礼を申し上げます。

ただいま、私の教育長の再任にご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。また、大和田和男様には推薦の言葉をいただきました。ありがとうございます。

今改めてこの場に立ち、いつものことですがけれども職責の重さを痛感するとともに、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

振り返ってみますと、特に2期目の3年間は新型コロナウイルス感染症対策に追われた日々でありました。しかし、議員の皆様をはじめ関係者の方々、特に学校長会、そして、事務局職員と力を合わせて感染拡大防止に努めてまいりました。その中で私自身、改めて那珂市の教育について考えさせられたり気づかされたり、そして、新たな教育の方向性を見出したりと、学ぶことも多々ありました。今後生かしてまいりたいと思っております。

今後、全ては那珂市の子供たちのために市民のために、そして、さらなる那珂市の教育

の充実・発展のため謙虚に愚直に誠意を持って取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆様におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。お礼の言葉といたします。

本日は誠にありがとうございました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑（追加議案）

○議長（萩谷俊行君） 日程第6、議案第26号 那珂市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第26号をお開き願います。

議案第26号 那珂市教育委員会委員の任命について。

氏名を申し上げます。順不同となります。

畠山佳樹、山田日出美。

住所、生年月日は議案書のとおりです。

提案理由でございます。欠員となっている那珂市教育委員会委員に畠山佳樹氏を、また、令和5年3月31日をもって任期満了となる小笠原聖華委員の後任者として、山田日出美氏を任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） ただいまの議案第26号について、地元議員を代表して推薦を申し上げたいとの申出がありましたので、これを許します。

はじめに、10番、寺門 厚議員、登壇願います。

〔10番 寺門 厚君 登壇〕

○10番（寺門 厚君） ただいま、市長から教育委員会委員に畠山佳樹さんを任命する提案がございましたが、議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが地元議員を代表いたしまして、推薦の言葉を申し上げます。

畠山さんは、平成15年に中央大学法学部法律学科を卒業し、卒業後は、社会保険庁に入庁され、平成20年に社会保険庁の組織改編により全国健康保険協会平成30年2月まで勤務されました。

平成30年3月から、中小企業診断士社会保険労務士はたけやま事務所を開業し、国家公務員としての行政経験と民間経験を生かし、現在も活躍されております。

教育関係では、平成26年に、那珂市立芳野小学校のPTA副会長として、児童の健やかな

成長のため、保護者の代表として、学校と家庭、地域をつなぐ架け橋として尽力いただきました。

その後、平成27年には、那珂市PTA連絡協議会会長、茨城県中央地区PTA連絡協議会の理事及び茨城県PTA連絡協議会の理事を務め、令和2年に茨城県PTA連絡協議会の会長に就任され、現在も子供たちの未来のために、PTA活動に尽力をされているところであります。

このように、畠山さんはこれからの未来を担う子供たちの育成に大変熱意をお持ちの方でございます。

清廉潔白、誠実で地域・保護者からの人望も厚く、実務を生かした豊かな発想や提案力も兼ね備えた方でありますので、那珂市の教育委員として最適任であると考えております。

どうぞ、皆様方のご同意のほどをよろしくお願い申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） 続いて、5番、石川義光議員、登壇願います。

〔5番 石川義光君 登壇〕

○5番（石川義光君） ただいま、市長から教育委員会委員に山田日出美さんを任命する提案がございました。議長のお許しをいただきましたので、僭越ではございますが、地元議員を代表いたしまして、推薦の言葉を申し上げたいと思います。

山田さんは、昭和41年生まれで那珂市後台にお住まいです。

経歴としまして、昭和60年に県立太田第二高等学校を卒業後、株式会社常陽銀行に入社され、平成14年9月まで勤務されました。

平成15年9月からは、社会福祉法人豊潤会に入職し、ゆたか保育園において保育士として勤められ、平成22年に園長に就任後、令和元年に理事に就任されてから現在まで、幼児教育の場で活躍をされております。

また、市の「いきいき茨城ゆめ国体那珂市実行委員会」や「子ども・子育て会議」、「保幼小中連携協議会」などの各種会議の委員としても行政に携わっており、子供たちの将来のために、民間の立場から貴重なご提言をされるなど、保育や教育に対する熱意と高い志をお持ちの方です。

併せて、優れたお人柄から、地域からの信望も厚く那珂市の教育委員として適任であると考えております。

どうぞ、ご理解の上、皆様のご同意のほどをよろしくお願い申し上げ、推薦の言葉とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（萩谷俊行君） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第26号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ござい

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑（追加議案）

○議長（萩谷俊行君） 日程第7、議案第27号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第27号をお開き願います。

議案第27号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

氏名を申し上げます。

高根 薫。

住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。那珂市固定資産評価審査委員会委員の高根 薫氏が、令和5年3月28日をもって任期満了となることに伴い、新たに同委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第27号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号はこれに同意することに決定いたしました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑（追加議案）

○議長（萩谷俊行君） 日程第8、議案第28号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱についてを議題といたします。

市長から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 議案第28号をお開き願います。

議案第28号 那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について。

氏名を申し上げます。順不同となります。

小田部啓文、勝山 栄、佐藤康雄、庄司元次郎、秋葉 泉、塚原茂樹。

住所、生年月日は議案書のとおりでございます。

提案理由でございます。那珂市政治倫理審査会委員の任期が、令和5年3月31日をもって任期満了となることに伴い、識見者3人及び公募者3人の計6人について、委員を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（萩谷俊行君） これより、質疑に入ります。

質疑の通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま、議題となっております議案第28号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

続いて、討論を行います。

討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号はこれに同意することに決定いたしました。

◎委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（萩谷俊行君） 日程第9、委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

会議規則第111条の規定により、文書管理システムに登載した申出のとおり各委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（萩谷俊行君） 以上で、本会議に付議された案件は、全部議了いたしました。

ここで、会期の変更について議題といたします。

今定例会では、最終日に過半数の議員が新型コロナウイルスに感染または濃厚接触者となり、本会議を開けない場合に備え、会期を通常より延長しておりましたが、本日、全ての議事が終了しましたので、会期を変更し、本日をもって閉会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（萩谷俊行君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会は本日をもって、閉会することに決定いたしました。

ここで、市長から発言の許可を求められていますので、これを許します。

市長。

〔市長 先崎 光君 登壇〕

○市長（先崎 光君） 令和5年第1回那珂市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会におきましては、令和5年度各種会計予算をはじめとする27件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、いずれも原案どおりご決議いただき、誠にありがとうございました。

また、各常任委員会におきましても、貴重なご意見を多数頂戴することができました。委員各位に対しまして、重ねて感謝を申し上げます。

本定例会における審議を通しまして、議員の皆様から賜りましたご意見やご提言につきましては、今後十分に配慮しながら、引き続き効果的・効率的な市政運営を進めてまいります。

さて、2月から那珂市長として2期目の任期が始まりました。1期目を振り返れば、令和元年東日本台風による水害、さらには新型コロナウイルス感染症への対応などに奔走し、あっという間の4年間でした。しかし、そのような中であっても、四中学区コミュニティセンター事業や那珂インターチェンジ周辺開発に伴う道の駅整備など、那珂市の10年後、20年後の将来を見据えた大きな発展の可能性を秘める、いろいろな種まきをしてまいりました。今後は、2期目のスローガンである「住みよさプラス活力あふれるまち」の実現に向けて、各事業を一歩一歩着実に前に進めながら、この種をしっかりと育てていき、その決意を新たにいたしましたところでございます。

議員の皆様におかれましては、今後とも市政運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、ますますのご健勝と、そしてご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○議長（萩谷俊行君） これにて、令和5年第1回那珂市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

那珂市議会議長 萩 谷 俊 行

那珂市議会議員 關 守

那珂市議会議員 大和田 和 男